

6. 環境を守り育てる人づくり・ネットワークづくり、共通的・基盤的な施策の推進
 (1) 県自らの事務・事業に係る活動に伴う環境負荷低減のための取組実績 (27年度)
 ○エネルギーの削減(二酸化炭素排出量)

単位：t-CO₂

区 分	二酸化炭素 排出量	基準年度 (平成22年度) 二酸化炭素 排出量	基準年度 からの増減
電気	226,737	245,021	▲7.5%
庁舎等燃料使用	34,972	43,491	▲19.6%
都市ガス	21,922		
LPガス	1,705		
灯油	5,254		
A重油	6,041		
B・C重油	0		
ガソリン	26		
軽油	23		
公用車燃料使用	2,487	2,797	▲11.1%
ガソリン	1,783		
軽油	685		
LPガス	0		
天然ガス	19		
船舶燃料使用	2,718	2,842	▲4.4%
A重油	2,361		
軽油	355		
ガソリン	1		
合 計	266,914	294,150	▲9.3%

注：端数処理（四捨五入）の関係で、「合計」が一致しない場合がある。

○省資源の推進

区 分	実 績	基準年度 (平成22年度) 実績	基準年度 からの増減
水道使用量(千m ³)	1,656	1,957	▲15.4%
用紙使用量(千枚)	339,482	312,022	+8.8%
廃棄物(t)	5,032	7,437	▲32.3%
環境配慮物品の調達率(%)	77.5	89.1	▲11.6ポイント

※温室効果ガス総排出量

単位：t-CO₂

区 分	二酸化炭素	メタン	一酸化 二窒素	ハイドロ フルオロ カーボン	温室効果 ガス 総排出量	基準年度 (平成 22 年度) 温室効果 ガス 総排出量	基準年度 からの増減
電気	226,737				226,737	245,021	▲7.5%
庁舎等燃料	34,972				34,972	43,491	▲19.6%
公用車燃料	2,487	1	62		2,551	2,870	▲11.1%
船舶燃料	2,718	6	23		2,746	2,872	▲4.4%
自動車エアコン				20	20	16	+25.0%
麻酔剤(笑気ガス)			338		338	447	▲24.4%
家畜の飼育、 糞尿処理等		1,208	362		1,570	2,011	▲21.9%
水田		53			53	139	▲61.9%
農作物の栽培に 使用された肥料			60		60	100	▲40.0%
下水処理・ 下水汚泥の焼却		6,758	75,859		82,617	78,610	+5.1%
合 計	266,914	8,027	76,704	20	351,665	375,576	▲6.4%

注：端数処理（四捨五入）の関係で、「合計」又は「温室効果ガス総排出量」が一致しない場合がある。

※メタン、一酸化二窒素及びハイドロフルオロカーボンについては、二酸化炭素排出量に換算した値である。

(2) 環境月間

ア 主な環境月間関連行事実施結果一覧（28年度）

行事名	内容	場所	期日
千葉県環境月間作品入賞者表彰式	環境保全に関するポスターの募集を行い、優秀作品を表彰しています。	千葉県庁	6月30日
千葉県環境功労者知事感謝状授与	環境保全、環境美化などの活動で功績があった方、団体に感謝状を授与しています。	千葉県庁	6月30日

イ 28年度千葉県環境功労者知事感謝状被表彰者

環境美化又は環境保全活動に関し顕著な功績のあった者に対して、知事の感謝状を贈呈しています。

(ア) 個人

被表彰候補者名	功績分野	功績概要
1 本吉 義之	環境保全	平成13年4月から現在に至るまで、千葉県自然保護指導員として、自然環境保全地域である元清澄山自然環境保全地域の自然保護及び環境保全に貢献している。 特に、元清澄山自然環境保全地域の地理に精通しており、長年にわたり、きめ細かな巡視活動を通じて、景観維持及び管理を行っている。
2 長田 祭	環境保全	平成14年4月から現在に至るまで、千葉県自然保護指導員として自然環境の保全に関する思想の普及並びに保全地域における自然環境保全のための指導及び監視を行っている。 また、佐倉市自然環境調査調査員や、千葉県水質モニター、佐倉市自然湧水調査調査員として自然環境保全に尽力し、佐倉市環境審議会委員として、佐倉市の環境行政にも貢献した。
3 浅井 勝美	環境保全	平成14年4月から現在に至るまで、千葉県自然保護指導員として千葉県の自然環境の保護等環境行政に貢献している。 水郷筑波国定公園内において、定期的なゴミ拾い等の巡視活動を行い、自然保護・環境美化に尽力し、自然の美しさや自然保護の大切さを訴える活動を行っている。 特に香取神宮周辺や利根川沿いの地域での活動を通して、景観の維持管理に尽力している。

(イ) 団体

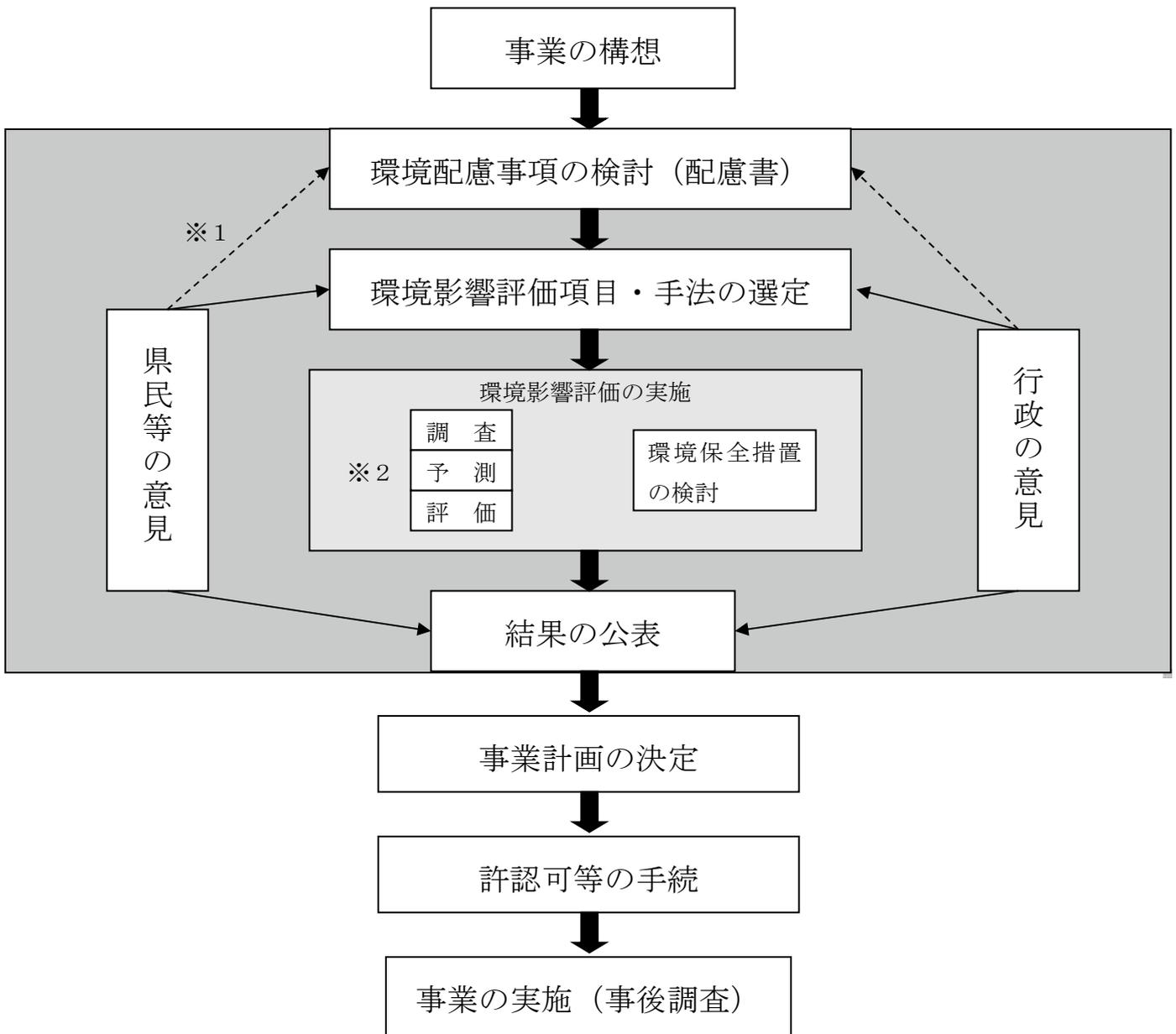
被表彰候補者名	功績分野	功 績 概 要
1 一般社団法人 千葉県塗装工業会	環境美化	<p>平成 16 年に千葉県落書き防止条例が施行されたことを機に、塗装業の技術を生かした社会貢献活動の一環として、平成 17 年より県内施設の塗装・落書き消去等の活動を行っている。</p> <p>主な活動として、県立富津公園や富津ジャンボプール、高滝ダム、検見川浜防潮堤等の公共施設等の外壁塗装、落書き消去などの活動を実施し、景観保全・環境美化に貢献している。</p> <p>平成 21 年からは地元の中学生も参加する事業に発展。生徒に壁画を描いてもらうことで、青少年の環境美化に対する意識啓発及び落書きの再発防止にもつながっている。</p>
2 緑のみずがき隊	環境保全	<p>平成 6 年 12 月に千葉県と市川市が北方遊水池の前面を良好な自然環境に配慮して整備、利用することを決定したことを受け、平成 7 年 4 月からボランティア活動により、自然環境を復元するための実験池をつくった。</p> <p>平成 10 年に、水田や水路など自然環境を復元した「北方生きもの子どもミニ自然園」を完成させて、その後の環境教育プログラムの実施や、地元小学校への環境教育に貢献している。</p> <p>また、市川市主催のイベントへの参加など、市の施策にも大きく貢献している。</p>

(3) 環境影響評価

ア 環境影響評価法・千葉県環境影響評価条例の対象事業の種類／規模

	環境影響評価法の第1種事業	環境影響評価法の第2種事業	千葉県環境影響評価条例の基本事業
1 道路の新設又は改築			
高速自動車国道	すべて	—	—
首都高速道路等	4車線以上	—	—
自動車専用道路	—	—	4車線以上
一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km～10km	4車線以上・7.5km～10km
県道・市町村道・農道	—	—	4車線以上・10km以上
林道	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15km～20km	幅員6.5m以上・10km～20km
自然公園等の区域内	—	—	2車線以上
2 河川工事			
ダム	貯水面積 100ha 以上	貯水面積 75ha～100ha	貯水面積 75ha～100ha
堰	湛水面積 100ha 以上	湛水面積 75ha～100ha	湛水面積 75ha～100ha
湖沼水位調節施設	変更面積 100ha 以上	変更面積 75ha～100ha	変更面積 75ha～100ha
放水路	変更面積 100ha 以上	変更面積 75ha～100ha	変更面積 75ha～100ha
3 鉄道又は軌道の建設又は改良			
新幹線鉄道	すべて	—	—
普通鉄道	長さ 10km 以上	長さ 7.5km～10km	長さ 5km～10km
モノレール	—	—	長さ 5km 以上
軌道	長さ 10km 以上	長さ 7.5km～10km	長さ 5km～10km
4 飛行場及びその施設の設置又は変更			
	滑走路長 2,500m 以上	滑走路長 1,875m～2,500m	滑走路長 1,875m～2,500m
5 発電用電気工作物の設置又は変更			
水力発電所	出力 3万 kW 以上	出力 2.25万～3万 kW	出力 2.25万～3万 kW
火力発電所	出力 15万 kW 以上	出力 11.25万～15万 kW	出力 11.25万～15万 kW
地熱発電所	出力 1万 kW 以上	出力 0.75万～1万 kW	—
原子力発電所	すべて	—	—
風力発電所	出力 1万 kW 以上	出力 0.75万～1万 kW	出力 0.75万～1万 kW
6 廃棄物最終処分場の設置又は変更			
	埋立面積 30ha 以上	埋立面積 25ha～30ha	埋立面積 4ha～30ha
7 公有水面その他の水面の埋立て又は干拓			
	面積 50ha 超	面積 40ha～50ha	面積 40ha～50ha
8 土地区画整理事業			
住宅・工場・研究施設	面積 100ha 以上 (都市計画事業)	面積 75ha～100ha (都市計画事業)	面積 50ha 以上
上記以外	—	—	面積 75ha 以上
9 新住宅市街地開発事業			
	面積 100ha 以上	面積 75ha～100ha	面積 75ha～100ha
10 工業団地造成事業			
	面積 100ha 以上	面積 75ha～100ha	面積 50ha～100ha
11 新都市基盤整備事業			
	面積 100ha 以上	面積 75ha～100ha	面積 75ha～100ha
12 流通業務団地造成事業			
	面積 100ha 以上	面積 75ha～100ha	面積 75ha～100ha
13 宅地開発事業			
住宅・工場・研究施設	面積 100ha 以上 (独)都市再生機構他の事業)	面積 75ha～100ha (独)都市再生機構他の事業)	面積 50ha 以上
上記以外			面積 75ha 以上
14 レクリエーション施設用地造成事業			
総合遊園地など	—	—	面積 75ha 以上
ゴルフ場 (新設)	—	—	18ホール以上
ゴルフ場 (増設)	—	—	9ホール以上
15 工場の新設又は増設			
	—	—	排水量 1万m ³ /日以上
	—	—	又は燃料使用量 20t/時以上
16 終末処理場の新設又は増設			
	—	—	敷地面積 15ha 以上
	—	—	又は計画処理人口 20万人以上
17 し尿処理施設の新設又は増設			
	—	—	処理能力 250kl/日以上
18 廃棄物焼却等施設の新設又は増設			
焼却施設	—	—	処理能力 100t/日以上
溶融施設	—	—	処理能力 100t/日以上
19 砂利等採取事業			
	—	—	採取場面積 30ha 以上
20 土砂等の埋立て等の事業			
自然公園等の区域内	—	—	埋立面積 10ha 以上
自然公園等の区域外	—	—	埋立面積 40ha 以上

イ 環境影響評価制度に定める基本的な手続



※1 地方公共団体及び県民等は、事業者が求めた場合に意見を提出することができます。

※2 調査・予測・評価について

- 調査は、事業予定地やその周辺の環境の現況を、既存資料の収集や現地調査などの方法によって明らかにすることです。
- 予測は、調査の結果を基に、事業の実施に伴う環境影響の程度を、数値計算や類似事例の引用などの方法によって明らかにすることです。
- 評価は、調査・予測の結果や環境保全措置の内容を基に、事業の実施に伴う環境影響が事業者の実行可能な範囲で回避・低減されているかどうかについての事業者の見解を明らかにすることです。

(4) 環境に関する調査研究

ア 環境研究センター

(ア) 大気騒音振動研究室

分野	調査研究事業名	概要	研究期間	関係機関
大気環境	1. 大気環境水準調査 (気象要素測定)	房総半島丘陵地域の風向風速及び大気汚染物質等を継続して測定し、大気環境解析に使用した。	昭和55年度～継続中	
	2. 大気化学に関する調査研究	春季と秋季のVOC連続データを用いて、オゾンの生成能について検討した。	25年度～29年度	
	3. 化学物質大気環境調査	有害大気汚染物質の中で優先取組物質について、毎月の試料採取(市原の1地点のみ。他の8地点は委託業者が採取)及び18項目(アルデヒド類、酸化エチレン及びベンゾピレンを除く)の分析を実施した。	9年度～継続中	大気保全課
	4. 化学物質環境実態調査	大気関係では、初期・詳細環境調査として、1物質の採取・分析及び2物質の採取を実施した。また、モニタリング調査として、1物質及びPOPs関連物質の採取を実施した。	2年度～継続中	環境省、大気保全課
	5. 微小粒子状物質(PM _{2.5})等対策検討調査	27年度までの環境中のPM _{2.5} 成分分析の結果を基に各種発生源の寄与率推定を行った。また、PM _{2.5} 中の主要成分である有機性炭素の発生源情報を得るため、構成成分の分析手法を検討した。	24年度～28年度	大気保全課
	6. 大気中の微小粒子状物質に関する調査研究	27年度におけるPM _{2.5} の四季×14日間の成分分析データ及び常時監視の質量濃度データの中から、PM _{2.5} の高濃度事例を選択し、データ解析を行った。また、夏季の1週間はPM _{2.5} の前駆物質として、ガス状物質も測定した。	24年度～継続中	関東地方環境対策推進連絡会
	7. PM _{2.5} の環境基準超過をもたらす地域的/広域的汚染機構の解明	高濃度汚染予測に基づく試料採取を行った。その中でグループ内で高濃度事例として選択された試料について成分分析を行った。	28年度～30年度	国立環境研究所、地方環境研究所、大学等
	8. 浮遊粒子状物質・降下ばいじん調査	浮遊粒子状物質は3地点、降下ばいじんは1地点について成分分析を実施した。	昭和60年度～継続中	大気保全課
	9. 微小粒子状物質成分分析調査	3地点(市原、勝浦、富津)について四季×14日間の試料の成分分析を行った。	24年度～継続中	大気保全課
	10. 酸性雨調査	県内8地点において観測を継続した。なお、市川にあった観測地点は、習志野鷺沼局に移設した。	昭和49年度～継続中	大気保全課
	11. 千葉県における湿性・乾性降下物に関する調査研究	県内5地点において、降水、ガス、粒子のサンプリング及び窒素化合物等の分析を実施した。その結果、アンモニア濃度の上昇と越境由来と見られる粒子及び降水中硫酸イオンの減少が確認された。	25年度～29年度	全国環境研協議会
	12. 環境放射能水準調査	原子力規制庁からの委託事業として、定時降水による全β線放射能測定、大気浮遊じん等のγ線核種分析、モニタリングポスト空間放射線量率の常時測定等を実施した。また、北朝鮮核実験実施時には、モニタリング体制を強化し測定を行った。	2年度～継続中	原子力規制庁
	13. 環境放射能に関する調査研究 —放射性物質動態調査	柏市内3つの調整池における各調査項目のモニタリングを引き続き実施した。	24年度～28年度	大気保全課、柏市
	14. ヒートアイランド実態調査	過去のデータを集約して、ヒートアイランドの指標として偏差値による評価方法で報告書にまとめた。	22年度～継続中	環境政策課
騒音・振動	1. 音色の目安作成調査	騒音測定場所の再検討を行い、測定データを収集した。	28年度～30年度	全国環境研協議会 騒音小委員会(宮城県等5機関)
	2. 騒音の個人暴露に関する研究	騒音のデータベース、地域ごとの生活時間のパターン、騒音暴露量の推計手法等について検討した。	28年度～30年度	全国環境研協議会 騒音小委員会(東京都等4機関)

(イ) 廃棄物・化学物質研究室

分野	調査研究事業名	概要	研究期間	関係機関
環境放射能に関する調査研究	最終処分場管理手法の検討	27年度の調査によりセシウムの溶出抑制に効果のある飛灰と試薬の混合比が分かった。この結果を踏まえ、焼却灰等をキレート調製し、ゼオライト・ペントナイト・ブルシアンブルーを混合した場合、さらにキレート処理を行った場合のセシウム溶出抑制効果を調べ、とりまとめを行った。	24年度～28年度	
廃棄物の適正処理技術に関する調査研究	産業廃棄物処理実態解析調査	26年度実績によるシステム化を行った。また26年度の千葉県内総生産額を指標に用いて産業廃棄物の排出量等を推計し、過去の公表値との整合性を検討した。	23年度～28年度	循環型社会推進課、廃棄物指導課
化学物質による環境汚染の実態及び汚染機構に関する調査研究	高リスクが懸念される微量化学物質の実態解明に関する研究	ネオニコチノイド系農薬について、分析体制を確立し、印旛沼周辺で実態調査を行った。また、臭素系難燃剤及び紫外線吸収剤等の化審法関連物質について、印旛沼及び手賀沼底質の濃度を追跡調査した。	28年度～30年度	国立環境研究所、地方環境研究所

分野	調査研究事業名	概要	研究期間	関係機関
化学物質の分析方法の開発と環境調査	1. LC/MSを用いたPM2.5発生源解析の指標となる有機化合物の検討	PM2.5の発生源解析の指標として代表的な有機化合物であるレボグルコサン及びその異性体について、LC/MSによる分離分析方法の検討と環境試料の分析を行った。	28年度～30年度	大気保全課
	2. 化学物質環境実態調査	化学物質環境実態調査の初期環境調査、詳細環境調査(養老川)を実施した。初期環境調査対象物質のジクロフェナク、セルトラリン及びパロキセチンについては、LC/MSによる分析を行った。また、詳細環境調査について、試料採取を行った。	17年度～継続中	環境省
	3. WET手法を用いた水環境調査のケーススタディ	II型共同研究として、他機関と意見交換等を行った。また、ミジンコに対する金属類の影響について生態影響試験を行い、亜鉛の水生生物に係る水質環境基準を超過している河川の地点の調査を実施した。	28年度～30年度	国立環境研究所、地方環境研究所
	4. アオコが生産するシアノトキシンのモニタリングに関する予備検討	アオコが発生した高滝湖において試料を採水し、マイクロシスチンの分析を行った。	27年度～28年度	国立環境研究所、地方環境研究所

(ウ) 水質環境研究室

分野	調査研究事業名	概要	研究期間	関係機関
湖沼等閉鎖性水域の富栄養化に関する調査研究	印旛沼・手賀沼に関する情報収集と提供	データの収集・整理・解析を行うとともに、水質保全課が行う第7期湖沼計画策定を支援した。印旛沼については、水質と気象データとの関連について解析した。手賀沼については導水が及ぼした影響を中心として、プランクトンの炭素量について解析した。プランクトン、クロロフィル等のデータ収集を行い、データを蓄積した。	23年度～継続中	
東京湾・海域の水環境保全に関する調査研究	1. 東京湾の千葉県沿岸域における未確認有害プランクトン調査	24年に東京湾で発見された <i>Chattonella marina</i> 等有害プランクトンの東京湾海中での消長をモニタリングするための過試料を作成した。	25年度～継続中	
	2. 沿岸海域環境の物質循環現状把握と変遷解析に関する研究	公共用水域水質測定結果を解析し結果をとりまとめ報告書を作成した。	26年度～28年度	国立環境研究所、全国21都府県市
環境放射能に関する調査研究	放射性物質動態調査(印旛沼・手賀沼及び流入河川の放射性物質モニタリング調査)	手賀沼及び流入河川である大堀川、大津川、染井入落について水中の放射性セシウム濃度調査を4ヶ月毎に実施した。また、手賀沼底質における深度別の放射性セシウム濃度調査を8月に実施した。その結果から、河川水中の浮遊物質における放射性セシウム濃度はわずかに低下したが、流域から手賀沼への放射性セシウムの流入が続いていること、沼内に堆積した放射性セシウムは、巻き上げ等により下流に流れていることが分かった。沼内底質の巻き上げ等の影響は、深さ30cm程度まで及んでいることが考えられた。	25年度～29年度	
啓発・環境学習・国際協力	水質簡易分析方法の適用可能性に関する研究	公定法と簡易分析法との比較、妨害物質などの影響調査を行いデータを取りまとめ、簡易分析法の適用範囲について考察した。	27年度～28年度	
その他の依頼調査業務	化学物質環境汚染実態調査	東京湾 市原・姉崎海岸地点の底質、水質についてモニタリング調査等を実施し、調査結果の報告を行った。	2年度～継続中	環境省、大気保全課

(エ) 地質環境研究室

分野	調査研究事業名	概要	研究期間	関係機関
環境放射能に関する調査研究	環境放射能に関する調査研究－環境放射能モニタリング	千葉県美浜区の調査地点で、深度方向への放射性セシウムの移動を求めた。また、地表に最も近い帯水層である埋立層の地下水について、放射性セシウムの濃度を測定し、不検出の結果を得た。	25年度～29年度	
地球温暖化に関する調査研究	1. 上ガス発生に関する調査研究	大網白里市東部において上ガスの発生状況について把握した。また、ガスの多量噴出が見られる東金市福俵地区の噴出状況の時系列変化を調べた。	25年度～29年度	
	2. 上ガスに伴う地質環境変化に関する調査研究	九十九里浜南部におけるガス湧出範囲および地形の測量を行った。東日本大震災前と比較し、震災後のガス湧出範囲の変化および新たに出現した箇所が認められた。	25年度～29年度	
	3. 地球温暖化に伴う海面上昇による浸水予測調査	九十九里平野全域における各水準点の1970年～2100年の累積沈下予測を基に、2100年の潜在海域分布図を作成した。	19年度～29年度	
地盤沈下、地下水の涵養・枯渇に関する調査研究	1. 地下水涵養・水循環に関する調査研究	降水・浸透・宙地下水水位・湧水位を観測し、関東ローム層の浸透能について解析を行った。	昭和55年度～継続中	
	2. 千葉県における地下水等採取と地盤変動に関する調査研究	富里市・八街市における浅層沈下量を求めた。	昭和45年度～継続中	

分野	調査研究事業名	概要	研究期間	関係機関
地盤沈下、地下水の涵養・枯渇に関する調査研究	3. 沖積層の地層収縮に関する調査研究	都川低地において測量を実施し、沖積低地の微地形を判読したほか、葛南地域の足長水準点を用いた浅層の累積地層収縮量を明らかにした。	22年度～継続中	
	4. 関東地下水盆地南部の地質構造の解明	平蔵川～怒田において、国本層上部泥層下部に関し、25枚の火山灰鍵層、泥岩層中に挟まれる砂層の連続性を明らかにし、層相の側方変化を把握した。	2年度～継続中	
	5. 沖積層・人工地層の地質構造解明に関する調査研究	既存のボーリングデータを基に、習志野地域と千葉地域の沖積層の厚い場所を把握した。	昭和63年度～継続中	
	6. 千葉県北西部における浅層部の地質構造の解明	千葉県北西部の我孫子市～白井市～印西市～八千代市～習志野市の透水層構造の概要をまとめた。地下の透水層の一部について分布（連続性）の断面図を作成した。	25年度～継続中	
地質環境保全に係る地盤・液状化および地盤変動に関する調査研究	1. 地層の液状化～流動化に関する調査研究	人工地層の地質構造と液状化～流動化現象との関係について解明するため、東京湾岸埋立地の中で局所的に大きな沈下が発生した浦安市千鳥において連続簡易貫入試験・オールコアボーリングを行い液状化～流動化部分を特定した。	昭和62年度～継続中	
	2. 地層の液状化～流動化の可能性に関する研究	香取市におけるトレンチでの剥ぎ取り面の詳細な観察から、地層の液状化～流動化部分を特定し、液状化に引き続く流動化の過程を明らかにした。	昭和62年度～29年度	産業技術総合研究所
	3. 強震時の液状化～流動化現象と地質構造に関する研究	①液状化～流動化現象のみられた浜田川と木戸川の延長部において、沖積層の地質構造を明らかにするため、オールコアボーリングを実施し、地質構造および液状化～流動化部分を把握した。 ②地震動と間隙水圧の観測を継続し、両地点の地震動の増幅の特徴と、間隙水圧データから、間隙水圧上昇を支配する揺れの特徴を抽出した。	25年度～継続中	防災政策課
	4. 地震発生時における地震動特性と地質構造に関する研究	千葉県中央部について、広帯域地震計及び加速度地震計データから長周期地震動の特性の解析を行った。	25年度～継続中	
	5. 活地質構造・地質構造・地質層序に関する調査	千葉市美浜区磯辺地区において沖積層の厚い場所でもオールコアボーリングを行い、他地域の同様の場所との対比を行った。また、既存ボーリングデータを利用し、東京湾岸地域の埋立地を中心に、浦安市～千葉市の沖積層の地質断面図を作成した。	2年度～継続中	
	6. 千葉県北西部における地質地盤図の作成に関する研究	千葉市美浜区磯部地区でもオールコアボーリングを行い、沖積層の地層構成を把握した。千葉市の既存データを入手し、オールコアボーリングの結果を考慮し、地質断面図・沖積層基底断面図などを作成した。	26年度～29年度	産業技術総合研究所
土壌汚染・地下水汚染等の地質汚染に関する調査研究	1. 地質中における汚染物質の挙動に関する調査・検討	強酸溶液に溶けた重金属による地層・地下水の汚染部分について、揚水対策に伴う酸の減衰状況を時系列的に把握した。	昭和62年度～継続中	水質保全課
	2. 有機溶剤による地質汚染の自然浄化機能に関する調査研究	八千代市役山における地下水質の時系列変化を調べ、還元条件の強さとVOCs分解生成物の関係を把握した。	25年度～29年度	水質保全課、関係市町村
地質環境に関する情報整理、その他の事業	1. 水準点変動調査結果のデータ収集	水質保全課が行った1級水準測量の結果を基に、1年間変動量分布図と5年間変動量分布図を作成した。また、地盤変動の傾向に変化が認められる水準点や水準点の新設・移設場所について、簡易貫入試験等により水準点設置の適正について調べた。	昭和45年度～継続中	水質保全課
	2. 千葉県における観測井による地下水位・地層収縮量の観測データの整理・解析	千葉県設置の観測井による地下水位・地層収縮量の観測を継続し解析を進めるとともに、地下水位年報・地層収縮量年報を作成し水質保全課に提供した。また、帯水層別地下水水位図を作成した。	昭和45年度～継続中	
	3. 関東地下水盆地に係る地下水位・地盤沈下データの整理・解析	関東各都県から提供された地下水位データを整理し関東地下水盆地の地下水位図作成用の基図を作成した。	昭和45年度～継続中	
	4. 地震動観測に関するデータベース化・情報提供	県設置地震計の観測データを処理しデータベース化した。	昭和62年度～継続中	防災政策課
	5. 地震発生に伴う災害等の現地調査及び資料収集	熊本地震での強震動域における地質災害について調査を行った。	昭和62年度～29年度	
	6. 県内の地質環境情報のデータベース化（収集・整理・入力）・情報提供	冊子報告書による330枚の地質柱状図及び電子納品による90件の地質調査資料をデータベースに追加した。	2年度～継続中	

(オ) 企画情報室

分野	調査研究事業名	概要	研究期間	関係機関
環境保全・環境学習に関する調査研究	1. 環境学習拠点の連携による環境学習プログラムの開発	「環境学習情報 水環境インデックス」を作成し、関係機関に配布した。	25年度～28年度	
	2. 千葉県内のプランクトンの生息状況に関する研究	高滝ダム、館山方面の池、東金方面の池等において、現地調査を行った。プランクトンの動画や静止画を多数撮影し、データをHPに掲載するため種の同定を行った。	26年度～継続中	

イ 産業支援技術研究所

研究機関名	研究課題	概要	研究期間	備考
産業支援技術研究所	バイオマス混練プラスチックのリサイクル性評価	屋外暴露しているバイオマス混練プラスチックのサンプルなどの劣化度合いを評価し、再成形によるリサイクル性について検討している。	27年度～29年度	
	メカニカルコーティングによる光触媒の成膜に関する研究	環境浄化や抗菌・殺菌等に期待が寄せられている光触媒について、浄化機器等への利用を目指し、TiO ₂ の球状等立体表面への乾式コーティング手法について検討し、その手法の確立を進めている。 まず、TiO ₂ 薄膜作製の前段階として、簡便で大型装置が必要のないメカニカルコーティング法により、アルミナボール表面上にTi薄膜の成膜を試み、その実験条件を確立した。次に、Ti薄膜を酸化することによりアナターゼ型のTiO ₂ 薄膜を作成する手法について検討し、有効な手法を確立した。	26年度～28年度	共同研究

ウ 農林総合研究センター

研究機関名	研究課題	概要	研究期間
農林総合研究センター	水稲高温登熟障害を軽減する気象情報及び作物生育モデルを利用した栽培管理技術の開発	「ふさおとめ」の高温登熟耐性は「ふさこがね」、「コシヒカリ」より強かった。「コシヒカリ」、「ふさこがね」では、出穂後10日間の平均気温が27.5℃以上で高温登熟障害により外観品質が低下する傾向が認められた。気象予報値を用いることで出穂6日前より高温登熟障害を予測することが可能であった。出穂期の追肥により高温登熟障害を軽減できることが確認された。	26年度～30年度
	気象変動に対応した水稲作柄安定対策調査圃試験	温暖化に伴う気象変動下において作柄安定のための基礎的データを得るために、「ふさおとめ」、「ふさこがね」、「コシヒカリ」及び「ふさのもち」を県中央部、県北部及び九十九里地域で調査した。本年は㎡当たり粒数が基準値より多く、また、「コシヒカリ」では倒伏程度が大きい傾向であった。これは気象要因だけではなく、幼穂形成期の生育量が大きく、穂肥等の対応が適切に実施できないことが助長していた。この解析結果を基に、行政機関と協力して技術情報を作成、発行した。	27年度～30年度
	気象変動対応型の栽培管理技術の実証	気象条件に応じた栽培管理がリアルタイムで判断できる栽培管理支援システム（開発中）内のコンテンツである気象・発育期・高温登熟障害対策の要否・収穫晩限の推定精度について現地圃場で実証試験を行った。その結果、気象・高温登熟障害対策の要否・収穫晩限の各コンテンツについては、実用可能であった。ただし、登熟期間中が高温な条件でさらなる検証が必要であると考えられた。	28年度～30年度
	気象変動に対応した落花生の種子歩留まり向上技術の確立	落花生採種栽培において種子歩留まりを向上させるため、品種別の効果的なかん水技術及び収穫後の乾燥方法を確立する。本年の気象条件ではかん水の効果は少なく、播種が早いほど、種子収量及び歩留まりが高かった。また、トンネル乾燥により、子実水分の減少が早まり、種子品質が向上した。	27年度～29年度
	千葉県向けカドミウム低吸収性イネ品種の開発	本県の栽培に適したCd低吸収性イネの新品種を開発する。本年度はCd低吸収性イネ「コシヒカリ環1号」を素材に、千葉県の主力品種である「ふさおとめ」及び「ちば28号」を戻し交配して得たBC4F2について、DNAの解析と圃場での生育により系統選抜を行い、それぞれ2系統及び5系統選抜した。	26年度～30年度
	ナシにおける農業に有用な生物多様性を保全するIPM設計手法の開発	株元草生を行った区では慣行除草区と比べて生物多様性指標種ゴムシの発生が増加した。ナシ樹上の天敵カブリダニ類密度も株元草生区で慣行除草区より高く推移した。下草雑草では継続してカブリダニ類の発生がみとめられ、イヌタデ等ではカブリダニ類が安定して発生することが明らかになった。	25年度～29年度
	イノシシ生息個体数と被害発生量との関連性の検証	単独防護柵設置地域と広域防護柵設置地域で水田圃場におけるイノシシ被害の有無及び設置している柵の種類を調査し、広域防護柵の被害防止効果が比較的高いことを明らかにした。また、広域防護柵設置場所の環境要因とイノシシ侵入の因果関係を解析したところ、イノシシの侵入が増加する環境が存在することが示唆された。	28年度～30年度
	シカの推定密度と被害発生量の関係把握	中部、南部のシカ生息密度が異なる8か所の試験地を設定し、シカ防護柵を設置した。植生の変化を試験区間で比較し、食害等の被害発生程度と獣類の出現頻度を調査した。また、造林苗木の食害程度とシカ生息密度の関係把握するため、南部のヒノキ、コナラ等の造林地において、試験地を選定した。	28年度～30年度
	水稲の有機栽培における雑草対策の実証	水稲の有機栽培の総合的な雑草対策として、水稲の生育促進対策及び抑草対策を実証する。本年度は、移植6日後及び14日後の2回の中耕除草を行うことで無除草に対して5%の残草率となるが、発生期間が長いコナギ及びホタルイに対する効果がやや劣ることが分かり、3回の中耕除草を行う必要性が示唆された。	26年度～28年度
	主要な葉菜類の有機栽培圃場における可給態窒素診断基準の策定	春どりコマツナ及び春どりホウレンソウの地上部新鮮重は、土壌中可給態窒素含量に大きく影響を受けることが明らかとなった。ただし、初期成育期間の地温が低い春どりの場合は、土壌由来の窒素だけでなく、有機質肥料で窒素を施用することによって生育を確保する必要があると考えられた。	26年度～28年度
土壌機能モニタリング調査 1) 農耕地土壌及び土壌管理実態調査	県内を4ブロックに分け、1ブロック30～45、合計150地点を選定し、1年で1ブロックについて土壌の断面、化学性及び物理性を調査し、土壌実態と変化を明らかにする。あわせて、施肥及び堆肥施用等に関するアンケート調査を行い、土壌の変化に及ぼす要因を解析する。本年度は、千葉、東葛飾及び印旛農業事務所管内の水田13、普通畑（転換畑含む）4、野菜畑11、野菜施設2、樹園地8の38地点について、調査を実施した。	25年度～28年度	

研究機関名	研究課題	概要	研究期間
農林総合研究センター	土壌機能モニタリング調査 2) 農耕地土壌炭素調査-炭素蓄積量実態調査-	千葉、東葛飾及び印旛地域の38点県中央部38地点の農耕地土壌における土壌炭素蓄積量は、水田ではグライ低地土が64.91t/ha、灰色低地土の77.6t/ha、普通畑では黒ボク土が106.0t/ha、褐色低地土が39.6t/haであった。施設の黒ボク土は74.7t/haであった。普通畑の炭素蓄積量は黒ボク土で多かった。また、水稻栽培では、調査地点の75%で茎葉がすき込みあるいは表面散布され、8%で堆肥が施用されていた。	25年度～28年度
	土壌機能モニタリング調査 3) 農耕地土壌炭素調査-炭素変動解析調査-	牛ふん堆肥の施用14年目となるグライ低地土の水田、連用8年目の普通黒ボク土及び連用14年目の淡色黒ボク土畑では、それぞれ土壌における堆肥無施用の場合と比べて、収量がほぼ同等かそれ以上で、深さ0～15cmの乾土当たり及び面積当たりの炭素含有率と窒素含有率は高かった。	25年度～28年度
	千葉県北東部の野菜栽培地帯における地下水に対する窒素負荷量の実態把握と負荷要因の解明	窒素負荷量が異なる現地圃場3か所で硝酸態窒素溶脱の実態を明らかにした。鶏ふん堆肥を年間1～2t/10a施用した場合、余剰窒素量(施用した窒素量から作物による吸収量を差し引いた量)の約3割は土壌に残留しすぐに溶脱しないことが推測された。また、堆肥の施用によって余剰窒素量及び硝酸態窒素溶脱量が増加すること、緑肥栽培によって窒素の溶脱時期が遅延する可能性があることがわかった。	25年度～28年度
	集約的農畜産業地帯における窒素動態データベースの構築と農地からの硝酸流出実態の解明	集約的農畜産業地帯における堆肥施用、施肥、作物栽培及び地下水の硝酸態窒素濃度の変遷と堆肥施用栽培に伴う硝酸態窒素溶脱の実態を明らかにする。対象地域における窒素収支、窒素流出等の文献及び実測データを収集・整備した。また、1960年代からの県内主要作物の施肥基準の変遷を明らかにするとともに、堆肥の長期連用農地において窒素溶脱のモニタリングを開始した。	28年度～31年度
	「低カドミウム稲」栽培条件下におけるヒ素の吸収抑制技術の開発	カドミウム低吸収品種(コシヒカリ環1号)を鉄資材(製鋼スラグ)を散布した圃場で栽培し、出穂期前後に3日灌水、4日落水する水管理を行うことで、玄米中のヒ素及びカドミウム濃度を同時に低減できることを明らかにした。	25年度～29年度
	農作物並びに土壌中重金属実態モニタリング調査	県内の主要な農作物並びに土壌各50点について、カドミウム、鉛、ヒ素、銅及び亜鉛の重金属含量の実態を把握する。本年度は、玄米12点、豆類(大豆あるいは落花生)11点、ダイコン、ニンジン、キャベツ、梨等27点、計50点の可食部及び土壌の重金属含量を調査した。	25年度～29年度
	シイタケ、タケノコにおける放射性セシウム濃度低減化技術の確立	放射性セシウムが比較的多く沈着したシイタケほだ場に客土やシートを敷設した試験地を設定し、1年6か月後のほだ木濃度を分析した。その結果、客土やシートを敷設したほだ木は無処理と有意な差がなく、土壌からほだ木への放射性セシウムの移動が減少している可能性が示された。また、竹林の放射性セシウム濃度の経年変化を調査し、濃度が低下傾向にあることを明らかにした。	27年度～29年度
	茶における放射性セシウム低減対策の効果確認	茶園における放射性セシウム再汚染のリスクを監視するため、茶樹の葉層部以上の部位と荒茶、有機物層及び土壌等の濃度を調査し、放射性セシウムの動向の把握を行う。今年度の放射性セシウム濃度は、茶樹、荒茶及び有機物層では低下又は横ばいであったが、土壌においては明確な減少傾向はみられず増加する場合もみられた。	27年度～29年度
	農耕地土壌における放射性セシウムモニタリング調査	露地野菜及び果樹の放射性セシウム濃度は、経年的に減少して、2016年度にはいずれも検出限界値未満もしくは基準値を大幅に下回る状況となった。ただし、セシウム137の半減期は約30年と長いことから、農作物に対するリスクを監視するために、県内10か所における土壌中放射性セシウム濃度を継続して調査する。	27年度～29年度
	放射能汚染地域におけるシイタケ原木林の利用再開・再生技術の開発	放射性セシウム濃度の低いシイタケ原木林を育成するために、コナラ原木林及び皆伐後の更新地に加里を施用し、放射性セシウム濃度低減効果を検証する試験地を県内に3か所ずつ設定した。また、試験地の原木林、更新地の萌芽枝、植栽苗木から試料を採取し、加里施用前の放射性セシウム濃度を明らかにした。	28年度～30年度
県産材と未利用木質バイオマスの効率的な搬出技術の検証	未利用の木質バイオマスについて、多様な林業の担い手(森林所有者、里山活動団体、林業関係団体等)により搬出作業が実施されるよう、先進的な事例を調査・解析し、千葉県に合った低コストで容易な収集・搬出方法を明らかにする。本年度は、可逆駆動装置を有したマッシュプルーラーや改良型の修羅iido等を用いて搬出試験を行い、その作業性を明らかにした。	26年度～29年度	
果樹類を加害するツヤアオカメムシ、多品目を加害するミナミアオカメムシの発生生態と越冬の実態の解明及びミナミアオカメムシの発生量調査法の確立	温暖化等気象変動による新規病害虫の発生等の生産環境変化に対応するため、ツヤアオカメムシ、ミナミアオカメムシの両カメムシ類について、県内2地点における越冬の可能性や生存率について調査を行った。ミナミアオカメムシについては、3年間の分布調査を継続し、県内における分布が拡大傾向にあることを確認した。	26年度～28年度	

エ 畜産総合研究センター

研究機関名	研究課題	概要	研究期間
畜産総合研究センター	畜産経営に付随する臭気指数(相当値)の増減要因の解明	臭気指数規制を踏まえた畜産臭気対策に対応するため、畜環研式ニオイセンサを用いて畜産経営に付随する臭気指数(相当値)を測定するとともに、その増減要因を解明し、効果的な臭気抑制技術について検討した。 肉用牛経営での調査では、牛舎内の臭気指数(相当値)は、飼料給与や除糞作業の実施に伴い高くなる傾向にあり、冬季に比べ夏季で高い傾向にあった。	27年度～29年度
	多孔質資材を用いた畜産排水の水質汚濁物質低減技術	生物膜処理に適する不溶性の高い資材を用いて、畜産排水の簡易で実用的な環境汚濁物質低減技術について検討したところ、安価な多孔質資材である発泡ポリプロピレン材について、酪農雑排水中の有機物分解及び窒素除去に対する有効性を確認した。	28年度～30年度
	家畜ふん堆肥へのリン等含有資材の利用方法の確立とその性状解明	養豚農家に設置した排水高度処理施設で使用した後の緩効性リン含有非晶質ケイ酸カルシウム水和物を結着剤として堆肥に混合し、既製コンクリートミキサーを利用した造粒堆肥連続製造システムにより、粒径2～8mmの造粒堆肥を安定して製造できる条件を明らかにした。	27年度～29年度

オ 水産総合研究センター

研究機関名	研究課題	概要	研究期間
水産総合研究センター	房総周辺海域における海洋環境の把握と特性解明	房総周辺海域の海洋環境を継続的にモニタリングし、データベース化を図るとともに海況変動特性等を解析した。また、解析した結果として「関東・東海海況速報」等の海況情報及び急潮注意報等を漁業者に提供した。	19年度～30年度
	外海浅海域における海洋環境の把握と特性解明	太平洋側外海浅海域の水質、水質、底質、海藻植生に関するモニタリング調査を行い、漁場環境の動向を把握した。	19年度～30年度
	東京湾における海洋環境の把握と特性解明	東京湾の漁場環境をモニタリングし、水質環境、貧酸素水塊の発生状況等を解析した結果を「東京湾海況情報」、「貧酸素水塊速報」、「のり海況速報」として漁業関係者に提供した。	19年度～30年度
	木更津・富津地区ノリ養殖漁場における環境変動に応じた漁場利用手法の開発	木更津・富津地区のノリ養殖漁場環境の水質・塩分調査及び流向流速・水温連続調査及びノリの生長量・病害発生状況追跡調査を実施し、漁場環境変動パターンの類型化及びそれに基づく好適漁場の推定を行った。	26年度～29年度
	貧酸素水塊の影響を軽減する漁場再生手法の策定に必要な環境条件の設定	東京湾の貧酸素水塊対策に有効な漁場環境改善手法について提言するため、環境条件、貧酸素水塊の波及条件、生物条件等に関する調査を行った。	27年度～30年度
	有害プランクトンの発生状況の把握	東京湾及び本県の主要な二枚貝類漁場において貝毒の発生や養殖魚死亡原因となる有害プランクトンの発生状況を調査し、「有害プランクトン調査結果（速報）」を漁業関係者に提供した。	19年度～30年度
	カワウの繁殖抑制による個体数管理効果の把握	小櫃川河口コロニーを対象として選定し、繁殖抑制手法としてドライアイス冷却により、ふ化を抑制し、個体数管理効果を把握した。	27年度～29年度
	湖沼河川の魚介類資源動態の把握	主要河川湖沼の魚種組成の変化及び有用魚介類の分布実態を調査し、環境変化に伴う経時的変化を把握することを目的としている。28年度は、印旛沼・手賀沼・栗山川の魚介類相及び有用魚介類の生息状況を把握した。	昭和50年度～31年度
	希少種保護増殖技術の開発	ミヤコタナゴの継代飼育による系統群の保存とインガイ科二枚貝の増殖技術開発により自然繁殖を可能とし、安定的に存続できる状態にすることを目的としている。28年度は、本県産ミヤコタナゴ3系統群の存続を図り、インガイ科二枚貝の長期飼育試験を実施した。	3年度～30年度

カ 中央博物館

研究機関名	研究課題	概要	研究期間
千葉県立中央博物館	重点研究：房総丘陵の自然-過去、現在、未来-（植物学）	維管束植物では大多喜町において1134種類を記録し、いすみ市において204種類を記録し、千葉中央博自然誌研究報告特別号第10号「房総丘陵の自然誌」に「大多喜町の維管束植物」と「いすみ市の維管束植物」を掲載した。蘚苔類では、清澄山とその周辺域の元清澄山、三石山において千葉県新産25種を含む330種を認め、千葉中央博自然誌研究報告特別号第10号「房総丘陵の自然誌」に論文として公表した。地衣類では、日本新産となる <i>Polymeridium proponens</i> キョスミゴケを報告するとともに、東京大学千葉演習林から151種を認めた。このほか、新種とみられる2種を発見し、論文を執筆中である。大型菌類（きのこ）では、1987年から2016年まで千葉県立中央博物館に収集された標本等資料を基に目録（吹春他2017）を作成し、東京大学千葉演習林から70科175属303種類（298種3変種2品種）を認めた。この中には、新種シロオビテングタケ <i>Amanita concentrica</i> の他、3種の日本新産種 <i>Crepidotus ampullicystis</i> 、 <i>Inocybe appendiculata</i> 、 <i>Peziza limnaea</i> が含まれる。これらの成果は千葉中央博自然誌研究報告特別号第10号「房総丘陵の自然誌」に論文として公表した。	24年度～28年度
	重点研究：房総丘陵の自然-過去、現在、未来-（動物学）	調査の結果約3万点の標本が得られ、これまでに同定された標本約2万4千点に基づき14目2,766種が記録された。この内、1種が新種とされ、少なくとも280種が千葉県からこれまで記録が無かった種と確認された。以上の成果を千葉中央博自然誌研究報告特別号第10号「房総丘陵の自然誌」に論文として公表した。	24年度～28年度
	重点研究：房総丘陵の自然-過去、現在、未来-（地学）	平成28年度は流域の地形に関する補足調査を小糸川・小櫃川・養老川で行った。嶺岡帯に接する房総丘陵南端部の地質構成を周辺地域と比較し、産出層準を明らかにした。三浦層群及び上総層群の脊椎・無脊椎動物化石の調査を行った。以上の成果を千葉中央博自然誌研究報告特別号第10号「房総丘陵の自然誌」に論文として公表した。	24年度～28年度
	地域研究：房総半島の地層の堆積環境の復元	下総台地東端の屏風ヶ浦を構成する地層の年代測定（OSL年代）を行い、海成段丘の形成過程を明らかにした。	22年度～継続中
	地域研究：房総半島嶺岡帯の地質構造の解明	房総半島嶺岡帯内の鴨川市平塚地域において嶺岡帯内の断層帯の1つである「馬の背帯」周辺の地質調査を行い、これまで未発見だった蛇紋岩露頭を発見したほか、「馬の背帯」の西方延長部（嶺岡層群白滝層相当層の露出）も確認した。	18年度～継続中
	地域研究：房総半島の地形景観とその成り立ちに関する研究	千葉県の代表的な地形景観である銚子屏風ヶ浦の成り立ちを明らかにする調査を継続して行い、名洗地区の台地端が、屏風ヶ浦の眺望地点として優れていることを確認した。また千葉市内を流れる都川流域の地形の調査を行い、最終氷期以降の地形の変遷や人との関わりについて、一般向け観察会を実施した。	25年度～継続中
	地域研究：房総半島の海岸域で得られる完新世の化石の研究	海岸地域の化石の散布地点を絞り込むとともに、産出層準の推定をおこなった。研究の過程で、採集あるいは一般からの提供により、海岸域の脊椎動物化石・無脊椎動物化石資料が蓄積されつつある。成果の概容は地学資料集として出版し、一般向けの観察会等も行った。	18年度～継続中

研究機関名	研究課題	概要	研究期間
千葉県立中央博物館	地域研究：房総周辺の花粉・環境誌	チバニアンの選定に向けて、市原市田淵、千葉セクションから得られた花粉分析データに関して、国立極地研・茨城大などと共同して原著論文を取りまとめ、エルゼビア社発行の国際誌に投稿した。	18年度～継続中
	地域研究：房総丘陵におけるタゴガエルの産卵場所に関する環境地質学的研究	タゴガエルの産卵場所を大多喜町で1箇所発見、南房総地域において10箇所発見し、地質学的な記載を行った。	18年度～継続中
	地域研究：房総のハチ類誌	重点研究の中でハチ類の調査を行い、東京大学千葉演習林のハチとして、20科155種を記録した。また、これらは博物館の情報システムに登録した。	18年度～28年度
	地域研究：房総の魚類誌	勝浦海中展望塔において採水を行い、環境DNAメタバーコーディングに基づく魚類相解析を行ったところ、80種余りの魚類が検出された。また、H29年度に予定されている全国一斉サンプリングに備え、千葉県内から10地点を選び予備的調査を行った。各地点から3本のステリベクスフィルターを用いて現場ろ過を行った。今後DNA抽出を行い、魚類環境DNAメタバーコーディング解析を行う。	18年度～継続中
	地域研究：房総の貝類誌	今年度は、縄文貝塚として著名な加曾利貝塚の土壌から抽出された微小貝類の報告を行い、1)イボキサゴの破砕層は、これまでに黒住がしてきたように、物送りのような精神的な行為である可能性の高いこと、2)縄文中期から後期にかけて、人間の側が森林の回復を図ったこと等を指摘した。柏市の中世遺跡では、淡水二枚貝を「兵糧」として干した可能性を、初めて指摘した。九十九里浜に面した縄文時代の養安寺遺跡の報告も行った。	18年度～継続中
	地域研究：房総の土壌動物誌	昨年度発表した「千葉県産土壌動物リスト I. 有翅昆虫を除く動物群」の続編となる「千葉県産土壌動物リスト II. 有翅昆虫類」とりまとめのため、甲虫類を中心に文献収集を行った。	18年度～継続中
	地域研究：房総の甲殻類誌	房総半島～伊豆・小笠原島弧海域から採集されたコシオリエビ属の標本の検討を進めた結果、11種を確認した。そのうち、7種は未記載種の可能性がある。さらに、房総半島に近接した三浦半島沖でドレッジを用いた調査を行い、十脚目甲殻類の資料を収集した。	18年度～継続中
	地域研究：房総の地衣類誌	前年度に地衣類相の調査を実施した10地点について、標本により確認した種のリストを作成した。新たに4地点について調査を実施し、収集標本について検討中である。新種並びに日本新産とみられる地衣類数種を認め、論文を投稿あるいは準備中である。	18年度～継続中
	地域研究：房総の蘚苔類誌	野田市のコケ植物相を調べ、千葉県新産種を数種確認し、2種については日本蘚苔類学会の学会誌に投稿して受理され、現在印刷中である。	18年度～継続中
	地域研究：房総の大型菌類相	1987年から2016年まで千葉県立中央博物館に収集された標本等資料を基に目録（吹春他2017）を作成し、東京大学千葉演習林から70科175属303種類（298種3変種2品種）を認めた（重点研究参照）。	27年度～継続中
	地域研究：千葉県の甲虫相に関する研究	東金市、大網白里市、横芝光町、旭市で調査を行い、千葉県の甲虫相を明らかにするための基礎資料を収集した。また、引き続き千葉県動物誌、千葉県産動物総目録に掲載されていない甲虫について文献調査を行い、補遺と追加として31科152種を報告した。	18年度～継続中
	地域研究：房総丘陵の両生爬虫類相	タゴガエルの分布を大多喜町と安房丘陵で調査し、3メッシュ分の分布を抑えることが出来た。	18年度～継続中
	地域研究：房総丘陵の昆虫・クモ類相	三島小教室博物館を拠点として、昆虫およびクモ類標本を約300点収集し、整理事業を行った。また、タイラントビナナフシ、ヒサゴクサキリ、ヒゲブトグンバイについて論文を公表した。	18年度～継続中
	地域研究：房総丘陵の維管束植物相	三島小教室博物館を拠点として、植物標本約50点を収集した。また、ヤドリギ類の分布調査を行い、千葉県内の分布図を作成した。	18年度～継続中
	地域研究：千葉県の鳥類相に関する研究	利根川下流域の鳥類相の現地調査を行った。調査の結果、過去に記録されていなかったトモエガモの越冬が確認された。	18年度～継続中
	地域研究：房総の維管束植物誌	千葉県木更津市周辺の維管束植物相を調査し、あわせて標本を収集した。調査は10回行い、約1000点の標本を採集した。また、12メッシュ、約1200分類群の目視記録を取った。	24年度～継続中
	地域研究：千葉県の大型海産藻類の分類・生態に関する研究	褐藻コンブ目アナメ科の分子系統解析をおこない、オオノアナメ（固有種・最重要保護種・絶滅危惧種）を基準種とした新属オオノアナメ属を設立し、タラシオフィウム属を復権させた。また、千葉県から始めて暖海性レソニア科サガラメを報告した。そして、トレボクシア藻カワノリ目カワノリ科の分子系統解析をおこない、日本産カワノリ属4種（海産3種、淡水種1種）を報告した。	25年度～継続中
	地域研究：房総の哺乳類誌	センサーカメラ等を利用して生態園に生息する哺乳類の状況を調査した結果、アライグマなどの生息が新たに確認された。撮影した動画を平成28年度春の季節展に提供した。小型・中型哺乳類の収集と標本作成を行った。	27年度～継続中
	地域研究：生態園の生態系変遷に関する野鳥調査	平成28年度（2016年4月～2017年3月）、生態園一周ルートを歩く早朝野鳥調査（7:30-8:30）を週1回（土・日）を全50日間実施した。期間中に52種が観察された。調査日の最大種数は、26年度の48種に比べ、27年度33種に続き32種と激減した。減少要因について要検討である。生態園解説指導委託中止により、野鳥観察舎から見える範囲で行う日中調査（8:45-16:15）は実施できなかった。	18年度～継続中
	地域研究：房総のヒメコマツの保全生態学的研究	ヒメコマツの生育状況、繁殖状況のモニタリング調査、植栽試験、補強試験、樹幹注入試験のモニタリングも実施した。以上の結果をまとめ、ヒメコマツ保全協議会で報告した。	18年度～継続中
地域研究：生態園の生態系変遷に関する研究	生態園において人体に飛来し吸血する衛生害虫ヒトスジマカの生息状況を分布から解析した。また生態園において確認されたオオムラサキ・ヒメクロゴキブリについて『房総の昆虫』に報告した。園内の気象状況や舟田池の水質のデータ、舟田池岸における映像と音声のデータが蓄積された。トンボ相の調査も引き続き行っている。園内で採取された植物の染色体についての調査も引き続き行っている。	18年度～継続中	
地域研究：房総に自生する植物のフェノロジー	これまで得られたフェノロジーデータのうち、2006～2015年の約9年半、生態園で追跡調査したシュラン（ラン科）について取りまとめた。本種の芽吹きは夏～秋で、毎年5-7枚の新葉を旧葉群の隣に展開した。個葉の寿命は平均2.7年（最長4.2年）であったが、第1葉は平均1.6年とやや短かった。	18年度～継続中	
地域研究：ススキ、オギ、アシ、ヒメガマの比較生態	オギとススキの比較実験を引き続き行っていて、オギの挙動が少しづつ明らかになってきた。アシとススキの比較実験の結果は、29年度に何らかの形で公表する予定。	18年度～継続中	

研究機関名	研究課題	概要	研究期間
千葉県立中央博物館	地域研究：千葉県における原生生物等の生息状況	千葉県内を対象として調査を実施したが、特に房総丘陵地域の池沼は重点的に踏査し、原生生物等の分布情報を集積した。	18年度～継続中
	地域研究：千葉県の水辺環境に暮らす昆虫類の分布特性	千葉県に生息する絶滅危惧水生昆虫シャープゲンゴロウモドキの遺伝子をギガシークエンサーで解析し、その配列を得た。この配列を解析しマイクロサテライト領域を解析した。千葉、石川、新潟の個体群との比較研究を行い遺伝的な特徴を明らかにした。	18年度～継続中
	地域研究：房総丘陵における人の生活と自然のかかわりに関する研究	木更津市金田地区を中心に調査を行った。海苔の養殖に使われる海苔ヒビの竹をはじめとした漁業に欠かすことのできない道具の素材は丘陵部から購入している。人と自然のかかわりを考える際には、身近な自然だけでなく、広い視野でみていく必要があることがわかった。	18年度～継続中
	地域研究：下総台地における近世以降の薪炭林育成に関する歴史地理学的研究	近世の幕府と諸藩による森林政策の時代変遷に関する研究を踏まえ、下総台地の薪炭林育成を捉え直した。その結果を講座に反映させた。	18年度～継続中
	普遍研究：GPR（地中レーダー）を用いた河川州の研究	矢作川のGPR地中レーダー解析結果からは堆積物供給の多い時と少ない時に河岸段丘ができ、その堆積物も異なることが明らかになった。	24年度～継続中
	普遍研究：東北日本弧新第三紀火山活動の特質	山梨県大月市周辺において新第三紀中新世の火山噴出物から構成される丹沢山地北端部の地質調査及び資料採取を行い、岩石薄片の作製等を行って構成岩石の岩石学的特徴を確認した。	18年度～継続中
	普遍研究：房総半島をとりまく自然災害—土地の履歴を読み解くプロセスの体系化—	自然災害による被害の分布は、現在見られる地形だけでなく、大地の下に隠れているかつての地形と関連するケースが多いことから、千葉県全域の埋没谷地形のデータや大規模地形改変前の地形図などを収集し、それらと近年の地震による液状化被害や水害との関係を調査した。またそれらをわかりやすく示すための地形模型を製作した。	27年度～継続中
	普遍研究：東アジアを中心とした地域の貝類相の変遷	世界最古の釣り針の沖縄の旧石器時代遺跡からの出土を一流の科学雑誌であるP.N.A.S論文の共著者として報告した。当館の紀要に、他の職員からの投稿がなかったため、“貸し切り”で2編の原著論文を掲載した。科学研究費では、中国の浙江省・韓国の木浦周辺・三浦半島等の現地調査を行い、これまでの継続である奄美・沖縄では招待講演を含め、いくつかの報文を作成した。	18年度～継続中
	普遍研究：地質時代温暖期におけるアジアの古植生復元	中国、韓国、日本など、各国の文献による検討を行った。	28年度～継続中
	普遍研究：日本産十脚甲殻類化石の古地理と古生態	北海道や東北地方の中生代の十脚甲殻類化石に関して分類学的検討を進めるとともに、県内の新第三紀及び第四紀の十脚類化石について、記載・報告を行った。また、完新世の十脚類化石として、県内の海岸域から得られる化石のほか、茨城県の同様な産状を示す化石の検討を行い、放射年代値などを得た。	18年度～継続中
	普遍研究：日本列島周辺の花粉・環境誌	主に平日の閑散期を利用して、千葉大学西千葉キャンパスの図書館へ数日ほど出向き、第四紀学に関する文献調査をおこなった。	25年度～継続中
	普遍研究：光る泥だんご作りから大地の歴史を学ぶプログラムの開発と実践	君津市清和県民の森にて観察会「泥だんごで学ぶ地質学」を実施し、磨き方、乾燥した粉のふりかけ方によって、光り方が異なる可能性を見出した。	28年度～継続中
	普遍研究：魚類の分子系統進化と多様性モニタリング	魚類のミトコンドリアゲノムの構造変異に関する解析結果を論文にまとめて出版した。南太平洋から得られた2種のヒカリデメニギス属の新種を発見・記載した。これまでスズキ目ゲンゲ亜目アシロ目の一員かどうか不明瞭であったニセイタチウオ科が、後者のフサイタチウオ科の一員であることを明らかにした。	27年度～継続中
	普遍研究：十脚甲殻類の分類	国内外の研究者と連携し、主に深海性のコエビ類、異尾類について検討を行った。さらに、科研費による研究助成を受け、国内の沿岸内在性種の検討を進めた。合わせて11編の原著論文を国際誌に投稿した。	18年度～継続中
	普遍研究：地衣類の多様性に関する研究	(1)「日本地衣類誌」としては、ムカデゴケ科の4属についてまとめた。コザラゴケ属の2新種を記載した。(2)海岸など特殊環境に生育する地衣類の多様性解明のため、共同研究を実施した。(3)東アジア産(主に中国雲南省)地衣類については、揚子江上流の乾燥地域から、アナイボゴケ科ツブゴケ属とミドリゴケ属、またシズミゴケ属について報告した。	18年度～継続中
	普遍研究：アジア太平洋地域におけるコケ植物の分類学的研究	ボルネオ産のコケ植物タイ類について分類学的研究を進め、Diplophyllum kinabaluensis を新種として記載発表した。また、日本産の Riccardia palmata の分類学的研究を行い、2種を混同していることを日本蘚苔類学会で発表した。	18年度～継続中
	普遍研究：特殊環境に生える大型菌類	ベトナム産アジアゾウ糞より担子菌類ハラタケ目に属するヒトヨタケ類の新種と思われるものを複数種採種・分離し、現在記載中である。	28年度～継続中
	普遍研究：アジア高山帯における植物分類学的研究	ヒマラヤ高山帯で多様に分化した分類群(特にゴマノハグサ科)の細胞分類学的研究のまとめの準備をした。以前の調査で採集した標本(主にアカネ科とセリ科)の同定を行った。	18年度～継続中
	普遍研究：カミキリ目シロ科甲虫の分類	引き続き、アジア産ルリカミキリ族および Tmesisternini の標本の収集を行い、標本、文献調査を行った。	22年度～継続中
	普遍研究：カワノリ目の系統分類学・生態学的研究	日本産カワノリ属について、淡水産個体群の系統分類学的な再検討を行い、海産の日本新産種についての記載を行った	28年度～継続中
普遍研究：日華区系植物の細胞分類学的研究	千葉県を中心にサンプルの採取および証拠標本を作製した。また中国、ヒマラヤの標本整理をおこなった。染色体については、キンボウゲ科、バラ科、キク科植物などについて観察した。現在、研究成果を報告する準備を進めている。	26年度～継続中	
普遍研究：日本産淡水魚類の生物系統地理学的研究	これまでに収集した淡水魚類の遺伝子データを整理・再解析し、論文投稿に向けた準備を行った。	27年度～継続中	
普遍研究：社会性ハチ類の生態・行動・進化に関する研究	フタモンアシナガバチおよびセグロアシナガバチを材料に、幼虫の人工飼育をおこなった。今年度は、自然状態の餌に最も近いと思われるミツバチの蛹を餌として飼育を行ったが、良好な結果は得られていない。	18年度～28年度	
普遍研究：自然の音の録音(生物音響資料)の環境モニタリングや環境学習への活用	東京大学大学院新領域創成科齋藤馨研究室と連携し、舟田池に設置したマイクによる音環境録音から得られる野鳥情報等について、ツイートによるデータベースの蓄積を継続した。	18年度～継続中	
普遍研究：照葉樹林の生態学的研究	房総丘陵および南西諸島において、天然林内の大径木が生物多様性に及ぼす影響に関する調査を行った。	22年度～継続中	
普遍研究：遷移初期における風の影響	富士山の太郎坊にて、イタドリパッチの大きさと、マウンドの高さのデータを多数得ることができた。引き続き、調査を続ける予定。	28年度～継続中	

研究機関名	研究課題	概要	研究期間
千葉県立中央博物館	普遍研究：水辺植生の再生による水環境保全技術の開発	かいぼりによる埋土種子の休眠打破に関する現場調査を東京都、環境省、茨城県、長崎県などの協力のもと実施し、基礎的知見を集積した。	22年度～継続中
	普遍研究：昆虫の遺伝子情報から分類と保全生態学を考える	東アジア産のムラサキトビケラをはじめとするトビケラ科昆虫の分類体系を形態と遺伝子から検討した。卵胎生のミサキツノトビケラについて分類と生態、生息環境に関する論文が公表された。	25年度～継続中
	普遍研究：シギ・チドリ類の越冬生態、特に個体数変動に関する研究	利根川や九十九里周辺の湿地で現地調査を行った結果、シギ・チドリ類の個体数が減少していたことが、明らかになった。ただし、キアシシギの渡りの中継地やダイゼンの新たな越冬地を確認した。	18年度～継続中
	普遍研究：芽ばえに関する記載的研究	種子から育苗したり野外で採取した42種（木本15種、草本27種）の芽ばえについて、形態記載をおこない、標本を作成した。うち23種は27年度にはじめて標本が得られた種類である。また、これらを含む約1450点の芽ばえの標本を専用ホルダーに整理の上、種子採取・播種・標本採取データ等を仮登録した。	18年度～継続中
	普遍研究：関東平野における明治10年代の土地利用に関する研究	迅速測図による土地利用把握は、栃木県北東部について地図の着手作業を継続した。迅速測図の視図（風景スケッチ）から景観を探る試みについては千葉県印旛郡域で継続し、現在地の特定と視図内容の検討を進めた。	21年度～継続中
	房総半島の海洋生物相とその特徴：房総半島沿岸の魚類相と繁殖	地元漁業者から提供された魚類標本や、これまでに採集して冷凍保管されていた魚類標本の整理・登録を行った。	18年度～継続中
	房総半島の海洋生物相とその特徴：房総半島の海産無脊椎動物相	房総半島各地で資料を収集したほか、岡山県瀬戸内市・玉野市で比較検討用の資料を収集し、整理・登録を進めるとともに画像撮影を行った。	18年度～継続中
	房総半島の海洋生物相とその特徴：房総半島沿岸の海藻相	勝浦市を中心に、適宜採集を行い、200点の資料を登録した。登録標本のうち紅藻ツカサノリ科を再検討し、勝浦産のキヌハダと同定していた海藻をヒメツカサノリと再同定した。ヒメツカサノリは、原記載以降、76年ぶりの確認となる。	18年度～継続中
	海博専門研究：房総半島における自然災害史の研究	御宿町で現地調査を実施した。文書資料の実見及び遺跡の確認を行い、新たな知見を得ることが出来た。	22年度～継続中
	海博専門研究：魚類の繁殖行動とその進化	鹿児島県奄美大島で潜水観察を行い、アマミホシゾラフグの産卵床形成過程や繁殖周期毎の位置について明らかにした。	24年度～継続中
	海博専門研究：日本産共生性コエビ類の分類学的研究	鋸南町勝山地先の八放サンゴから採集したカクレエビ類の1種を精査したところ、新たな属を創設すべきであると判断した。本研究に関する論文をブラジル甲殻学会誌に投稿し、受理された。	18年度～継続中
	海博専門研究：原始紅藻珪網植物の分類学的、生態学的研究	東京湾多摩川河口において絶滅危惧種アサクサノリの季節消長を調査し、今冬は3月に生育量が多く、体も大きいことを明らかにした。また、多摩川河口産アサクサノリの培養研究から糸状体の成長、成熟条件を明らかにした。	18年度～継続中
	海博専門研究：イソギンチャク類の分類・生態学的研究	海外に保管されている日本産イソギンチャク類のタイプ標本情報の整理を行った。また、タイプ産地での採集を継続し、原記載以降記録のなかった種の再発見につながる手がかりを得た。	18年度～継続中
	海博専門研究：磯の生態学的研究	小湊において、環境省モニタリングサイト1000磯調査を行い、成果を公表した。	28年度～継続中

(5) 千葉地域公害防止計画

ア 計画の目標

区分		項目	目標
水質汚濁	(1) 健康項目	ア 水質(底質を含む)	<p>ダイオキシン類</p> <p>「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」 (平成11年12月27日環境庁告示第68号)第1の1に定める基準値</p> <ul style="list-style-type: none"> 水質(水底の底質を除く。) 1年平均値が 1pg-TEQ/L 以下であること。 水底の底質 150pg-TEQ/g 以下であること。
		イ 地下水	<p>「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」 (平成9年3月13日環境庁告示第10号)第1に定める基準値</p> <ul style="list-style-type: none"> カドミウム 0.003mg/L 以下 全シアン 検出されないこと。 鉛 0.01mg/L 以下 六価クロム 0.05mg/L 以下 砒素 0.01mg/L 以下 総水銀 0.0005mg/L 以下 アルキル水銀 検出されないこと。 P C B 検出されないこと。 ジクロロメタン 0.02mg/L 以下 四塩化炭素 0.002mg/L 以下 塩化ビニルモノマー 0.002mg/L 以下 1,2-ジクロロエタン 0.004mg/L 以下 1,1-ジクロロエチレン 0.1mg/L 以下 1,2-ジクロロエチレン 0.04mg/L 以下 1,1,1-トリクロロエタン 1mg/L 以下 1,1,2-トリクロロエタン 0.006mg/L 以下 トリクロロエチレン 0.01mg/L 以下 テトラクロロエチレン 0.01mg/L 以下 1,3-ジクロロプロペン 0.002mg/L 以下 チウラム 0.006mg/L 以下 シマジン 0.003mg/L 以下 チオベンカルブ 0.02mg/L 以下 ベンゼン 0.01mg/L 以下 セレン 0.01mg/L 以下 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 10mg/L 以下 ふっ素 0.8mg/L 以下 ほう素 1mg/L 以下 1,4-ジオキサン 0.05mg/L 以下
	(2) 生活環境項目	ア 河川	<p>「水質汚濁に係る環境基準について」 (昭和46年12月28日環境庁告示第59号)第1の2の(1)に定める基準値</p> <p>ア 河川 生物化学的酸素要求量</p> <p>A類型 2mg/L 以下 B類型 3mg/L 以下 C類型 5mg/L 以下</p> <p>D類型 8mg/L 以下 E類型 10mg/L 以下</p>
イ 湖沼	<p>イ 湖沼 化学的酸素要求量</p> <p>A類型 3mg/L 以下 B類型 5mg/L 以下</p> <p>全窒素 全磷</p> <p>Ⅲ類型 0.4mg/L 以下 0.03mg/L 以下</p> <p>V類型 1mg/L 以下 0.1mg/L 以下</p>		
ウ 海域	<p>ウ 海域 化学的酸素要求量</p> <p>A類型 2mg/L 以下 B類型 3mg/L 以下</p> <p>C類型 8mg/L 以下</p> <p>全窒素 全磷</p> <p>Ⅱ類型 0.3mg/L 以下 0.03mg/L 以下</p> <p>Ⅲ類型 0.6mg/L 以下 0.05mg/L 以下</p> <p>Ⅳ類型 1mg/L 以下 0.09mg/L 以下</p>		

イ 千葉地域公害防止対策事業計画に係る地方公共団体等の講ずる施策に要する経費

(28～32年度, 単位: 百万円)

事業名		計画期間内計画事業費		
公害防止対策事業等	特例負担適用事業	特定公共下水道	—	
		下水道 (終末処理場等)	都市下水路 (公害防除)	—
			終末処理場 (公共下水道)	38,716
			終末処理場 (流域下水道)	54,376
			小計	93,092
	しゅんせつ・ 導水等	河川しゅんせつ	2,150	
		港湾しゅんせつ	—	
		漁港しゅんせつ	—	
		漁場しゅんせつ	—	
		導水	—	
		その他	—	
		小計	2,150	
	公害対策 土地改良	公害防除特別土地改良	—	
		農業用水水質障害対策	—	
		小計	—	
	ダイオキシン類による土壌汚染対策		—	
計		95,242		
特例負担非適用事業	下水道 公共下水道等 (管渠)	117,332		
	計	117,332		
合計		212,574		

(6) 環境保全協定

ア 環境保全協定締結工場 (29年3月末現在)

関係市	工場名	所在地	締結年月日
千葉市	JFEスチール(株) 東日本製鉄所(千葉地区)	千葉市中央区川崎町1	22.2.17
	東京電力フュエル&パワー(株) 千葉火力発電所	千葉市中央区蘇我町2-1377	22.2.17
	JFE鋼板(株) 東日本製造所(千葉地区)	千葉市中央区塩田町385-1	22.2.17
	新東日本製糖(株) 本社工場	千葉市美浜区新港36	22.2.17
	サミット美浜パワー(株) 千葉みなと発電所	千葉市美浜区新港35	22.2.17
	(株) J-オイルミルズ 千葉工場	千葉市美浜区新港230	22.2.17
	美浜シーサイドパワー(株) 新港発電所	千葉市美浜区新港228-1	22.2.17
市原市	昭和電工(株) 千葉事業所	市原市八幡海岸通3	22.2.17
	キャボットジャパン(株) 千葉工場	市原市八幡海岸通3	22.2.17
	王子コーンスターチ(株) 千葉工場	市原市八幡海岸通9	22.2.17
	DIC(株) 千葉工場	市原市八幡海岸通12	22.2.17
	旭硝子(株) 千葉工場	市原市五井海岸10	22.2.17
	JNC石油化学(株) 市原製造所	市原市五井海岸5-1	22.2.17
	丸善石油化学(株) 千葉工場	市原市五井海岸3	22.2.17
	コスモ石油(株) 千葉製油所	市原市五井海岸2	22.2.17
	東京電力フュエル&パワー(株) 五井火力発電所	市原市五井海岸1	22.2.17
	デンカ(株) 千葉工場	市原市五井南海岸6	22.2.17
	日本曹達(株) 千葉工場	市原市五井南海岸12-8	22.2.17
	KHネオケム(株) 千葉工場	市原市五井南海岸11	22.2.17
	宇部興産(株) 千葉石油化学工場	市原市五井南海岸8-1	22.2.17
	JXTGエネルギー(株) 千葉工場	市原市千種海岸1	22.2.17
	東レ(株) 千葉工場	市原市千種海岸2-1	22.2.17
	JSR(株) 千葉工場	市原市千種海岸5	22.2.17
	三井化学(株) 市原工場	市原市千種海岸3	22.2.17
	出光興産(株) 千葉製油所	市原市姉崎海岸2-1	22.2.17
	出光興産(株) 千葉工場	市原市姉崎海岸1-1	22.2.17
	東京電力フュエル&パワー(株) 姉崎火力発電所	市原市姉崎海岸3	22.2.17
	住友化学(株) 千葉工場(姉崎地区)	市原市姉崎海岸5-1	22.2.17
	日本板硝子(株) 千葉事業所	市原市姉崎海岸6	22.2.17
	古河電気工業(株) 千葉事業所	市原市八幡海岸通6	22.2.17
	日立化成工業(株) 五井事業所	市原市五井南海岸14	22.2.17
	三井造船(株) 千葉事業所	市原市八幡海岸通1	22.2.17
	三菱製鋼(株) 千葉製作所	市原市八幡海岸通1-6	22.2.17
	三井製糖(株) 千葉工場	市原市八幡海岸通2-16	22.2.17
	京葉モノマー(株)	市原市五井南海岸11-6	22.2.17
	市原エコセメント(株)	市原市八幡海岸通1-8	22.2.17
	(株) ベイサイドエナジー 市原発電所	市原市五井南海岸8-9	22.2.17
市原パワー(株)	市原市八幡海岸通1	27.3.31	
袖ヶ浦市	住友化学(株) 千葉工場(袖ヶ浦地区)	袖ヶ浦市北袖9-1	22.2.17
	富士石油(株) 袖ヶ浦製油所	袖ヶ浦市北袖1	22.2.17
	吉野石膏(株) 千葉第一工場	袖ヶ浦市北袖18	22.2.17
	広栄化学工業(株) 工場	袖ヶ浦市北袖25	22.2.17
	日産化学工業(株) 袖ヶ浦工場	袖ヶ浦市北袖11-1	22.2.17
	日本燐酸(株)	袖ヶ浦市北袖14	22.2.17
	東京電力フュエル&パワー(株) 袖ヶ浦火力発電所	袖ヶ浦市中袖2-1	22.2.17
	旭化成(株) 川崎製造所千葉工場	袖ヶ浦市中袖5-1	22.2.17
	チヨダウーテ(株) 千葉工場	袖ヶ浦市北袖12-1	22.2.17
	吉野石膏(株) 千葉第二工場	袖ヶ浦市南袖52	22.2.17
	(株) 荏原製作所 袖ヶ浦事業所	袖ヶ浦市中袖20-1	22.2.17
	東京瓦斯(株) 袖ヶ浦LNG基地	袖ヶ浦市中袖1-1	22.2.17
	(株) 中袖クリーンパワー 中袖クリーンパワー発電所	袖ヶ浦市中袖5-1	22.2.17
	吉野石膏(株) 千葉第三工場	袖ヶ浦市南袖46-48	22.2.17
	エコシステム千葉(株)	袖ヶ浦市長浦拓1号1-51	22.2.17
	日本テクノ(株) 袖ヶ浦グリーンパワー	袖ヶ浦市南袖50-1	24.6.29
	(株) 新中袖発電所 新中袖発電所	袖ヶ浦市中袖5-2	26.8.29
木更津市	(株) かずさクリーンシステム	木更津市新港17-2	22.2.17
君津市	君津共同火力(株) 君津共同発電所	君津市君津1	22.2.17
木更津市 君津市 富津市	新日鐵住金(株) 君津製鐵所	君津市君津1	22.2.17
富津市	東京電力フュエル&パワー(株) 富津火力発電所	富津市新富25	22.2.17
	新日鐵住金(株) 技術開発本部	富津市新富1	22.2.17
計			51社60工場

イ かずさ環境協定締結事業所（29年3月末現在）

立地市	事業所	協定締結日
木更津市	(公財) かずさディー・エヌ・エー研究所	6. 6. 21
	千葉県かずさインキュベーションセンター	10. 12. 28
	(独) 中小企業基盤整備機構 かずさ新事業創出型事業施設 (クリエイション・コアかずさ, かずさバイオインキュベータ)	12. 11. 10
	(独) 製品評価技術基盤機構 バイオテクノロジーセンター (生物遺伝資源保存施設, 生物遺伝資源開発施設)	14. 2. 13
	スマートソーラー (株) かずさソーラーファクトリー	20. 8. 19
	三愛プラント工業 (株) クリーンテック事業本部 かずさクリーンテック事業所	21. 7. 31
	(株) 東京機械製作所 かずさテクノセンター	23. 4. 1
	(公財) 地球環境産業技術研究機構/Green Earth Institute (株) Green Earth 研究所	25. 12. 24
	(株) エジソンパワー 本社工場	25. 12. 24
	荏原実業 (株) かずさ工場	26. 6. 27
	多摩川スカイプレジジョン (株)	26. 10. 2
	SUS (株) 千葉事業所	28. 3. 10
	君津市	佐藤製薬 (株) かずさアカデミア工場
河村産業 (株) かずさ工場		15. 5. 2
児玉工業 (株) 本社工場		17. 7. 22
(株) 弘洋 かずさアカデミア工場		18. 11. 1
日伸精機 (株) かずさ工場		20. 3. 28
(株) アウレオ かずさ工場		20. 6. 23
黒田精工 (株) かずさアカデミア工場		20. 7. 14
IMI TEX (株) かずさ研究所		20. 12. 16
(株) ドペル 本社工場		27. 2. 19
中嶋産業 (株) 関東支店 かずさ工場		28. 12. 21

(7) 環境関係各種機関設置状況

ア 審議機関等

種類	名 称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務(目的)	構成
審 議 機 関 等	千葉県環境影響評価委員会 (環境政策課)	11. 4. 30	千葉県行政組織条例	千葉県環境影響評価条例に規定する事項その他環境影響評価に関し知事が必要と認める事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申する。	学識経験者 15名 (20名以内)
	景観等影響評価専門委員会 (自然保護課)	2. 9. 1	千葉県自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱	知事の諮問に応じ、景観等影響評価に関し意見を述べるほか、景観等影響評価に係る技術的な事項及び知事が必要と認める事項を調査審議する。	学識経験者 (10名)
	千葉県自動車排出窒素酸化物総量削減計画等策定協議会 (大気保全課)	5. 2. 18	自動車NOx・PM法	自動車NOx・PM法に基づく特定地域に係る自動車排出窒素酸化物総量削減計画及び粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する。	知事、公安委員会委員長、関係市町村の長、関係地方行政機関の長、関係道路管理者、事業者の代表者、住民の代表者 35名以内
	千葉県環境審議会 (環境政策課)	6. 8. 1	環境基本法、自然環境保全法	県の環境保全に関して基本的事項を調査審議する。	県議会議員、学識経験者、住民の代表者、市及び町村の代表者 47名以内 特別委員 6名
	千葉県廃棄物処理施設設置等審議会 (廃棄物指導課)	25. 7. 9	千葉県行政組織条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による意見具申、並びにその他廃棄物処理施設に関する事項等について調査審議する。	学識経験者 7名
	三番瀬専門家会議 (環境政策課)	26. 4. 1	三番瀬専門家会議設置要綱	三番瀬再生計画(第三次事業計画)に基づく事業を推進していくため、学識経験者による科学的な知見が必要となる事項について、専門的な見地から評価・助言を行う。	学識経験者 6名 (10名以内)
	千葉県地質環境対策審議会 (水質保全課)	25. 7. 9	千葉県行政組織条例	地盤沈下、地下水汚染及び土壌汚染の対策に関する重要事項について調査審議する。	学識経験者 8名 (10名以内)
法に基づく審 査機関	千葉県公害審査会 (環境政策課)	46. 3. 15	千葉県行政組織条例(公害紛争処理法)	公害紛争処理法に基づき公害に係る紛争について、あつせん、調停又は仲裁を行う。また、県環境保全条例に基づき、地下水位の著しい低下に係る紛争について、あつせんを行う。	人格が高潔で識見の高い者 13名 (15名以内)

(注) 定数と現員数に相違ある場合は()中に定数を示した。

イ 協議・協力機関

(ア) 各県との協議・協力機関

名 称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務(目的)	構 成
関東地区地盤沈下調査測量協議会	37. 10. 1	関東地区地盤沈下調査測量協議会規約	地盤沈下調査を担当する関係機関相互の連絡を密にする。	関係 11 都県市 国土地理院
全国大気汚染防止連絡協議会	38. 12. 5	全国大気汚染防止連絡協議会規約	大気汚染防止に係る行政相互の協力連携体制の確保とそれに必要な情報交換の円滑化を図る。	47 都道府県及び大気汚染防止法政令市等
関東地方水質汚濁対策連絡協議会	33. 10. 1	関東地方水質汚濁対策連絡協議会規約	関東地方の主要河川(利根川、荒川、多摩川等)の水質の実態把握、汚濁過程の究明、汚濁防止対策の樹立に資する。	関係 12 都県市 国土交通省 水資源機構
関東甲信越地区産業廃棄物処理対策連絡協議会	50. 3. 25	関東甲信越地区産業廃棄物処理対策連絡協議会会則	産業廃棄物の事務に関し、県等の相互間及び国との連絡調整等を行うことにより、産業廃棄物の処理対策の円滑な運営を図る。	関係 10 都県 16 市
東京湾岸自治体環境保全会議	50. 8. 22	東京湾岸自治体環境保全会議規約	東京湾の水質浄化を図るため、関係自治体が協議し、連带的・統一的な施策を推進する。	東京湾岸の1都2県6区16市1町
首都圏自然歩道連絡協議会	53. 9. 8	首都圏自然歩道連絡協議会規約	会員相互の連絡を密にし、首都圏自然歩道の普及啓発活動を行うとともに利用の促進を図る。	千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県

名 称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務(目的)	構 成
主要都道府県産業廃棄物担当課長会議	55. 11. 12	主要都道府県産業廃棄物担当課長会議会則	産業廃棄物処理対策に関する全国的な共通課題について相互に連絡調整及び調査検討を行うことにより、産業廃棄物の適正処理を推進し、産業廃棄物行政の発展向上に資する。	関係 15 都道府県
関東甲信越静環境活動推進連絡協議会	59. 4. 1	関東甲信越静環境活動推進連絡協議会規約	関東甲信越静7都県の連絡を緊密にし、空き缶等散乱ごみの対策及び環境美化及び3Rの推進を図る。	千葉県、群馬県、東京都、山梨県、新潟県、長野県、静岡県
九都県市首脳会議環境問題対策委員会	元. 11. 16	九都県市首脳会議の下部組織として設置	首都圏環境宣言等を踏まえ快適な地域環境を創造し、このことを通じて地球環境の保全に貢献するため九都県市として共同協調して取り組むべき方策について検討するとともに、必要な取組を実施し、首脳会議に報告する。	千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市
九都県市廃棄物問題検討委員会	61. 6. 11	九都県市首脳会議の下部組織として設置	資源循環型社会の構築を目指し、九都県市が共同・協調し、広域的な対応が求められる廃棄物処理に関する方策等について検討するとともに、必要な取組を実施し、首脳会議に報告する。	千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市
全国生活排水対策連絡協議会	55. 9. 2	全国生活排水対策連絡協議会規約	全国都道府県における生活排水対策行政の推進を図る。	44 都道府県関係部局
関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱推進協議会	04. 12. 10	関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱推進協議会規約	関東平野北部における地下水採取による地盤沈下を防止し、地下水の保全を図るため情報交換、連絡調整を行う。	国土交通省等7省、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、さいたま市

(イ) 県、市町村の協議・協力機関

名 称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務(目的)	構 成
千葉県環境衛生促進協議会	37. 6. 5	千葉県環境衛生促進協議会会則	資源循環型社会の構築を目指し、廃棄物の処理及び清掃等に関する事業の施策促進を図る。	県、市町村及び一部事務組合
新川汚染防止対策協議会	44. 7. 22	新川汚染防止対策協議会会則	新川及びその支川の水質保全及び汚染防止を図るとともに、良好な河川環境を維持するために必要な対策を協議し、所要事業を行う。	県、関係 3 市町、関係団体
印旛沼水質保全協議会	46. 8. 28	印旛沼水質保全協議会会則	印旛沼の水質を保全するための必要な事業を実施し、印旛沼の広域価値を増進するとともに、良好な生活環境を保全する。	県、関係 13 市町、関係団体等
栗山川汚染防止対策協議会	47. 6. 10	栗山川汚染防止対策協議会会則	栗山川及びその支川の水質と環境を保全し、汚染防止を図り、清潔な河川として維持するために必要な対策を協議し、所要事業を行う。	県、関係 6 市町村、関係団体等
九十九里地域地盤沈下対策協議会	47. 6. 14	九十九里地域地盤沈下対策協議会規約	九十九里地域の地盤沈下に伴う被害を未然に防止し、地域の健全な発展と地域住民の福祉の増進に資する。	県、関係 14 市町村
夷隅川等浄化対策推進協議会	48. 9. 26	夷隅川等浄化対策推進協議会規約	夷隅川等河川に関係する企業及び組合等が一体となり、浄化対策を積極的に図るとともに地域住民の生活環境保全に寄与する。	県、関係 4 市町 県関係企業 団体等
手賀沼水環境保全協議会	50. 2. 18	手賀沼水環境保全協議会会則	手賀沼及びその流域の総合的な水環境保全について必要な対策を協議・推進し、恵み豊かな手賀沼の再生と流域住民の良好な生活環境を保全する。	県、関係 7 市、関係団体
千葉県美しいふるさとづくり運動推進協議会	58. 5. 16	千葉県美しいふるさとづくり運動推進協議会設置運営要領	美しいふるさとづくり運動推進要綱に基づき、県民運動を一体的、かつ円滑に推進する。	県、各種団体
美しい作田川を守る会	60. 1. 30	美しい作田川を守る会会則	作田川及び支川の水質と環境を保全し、汚染防止を図り、清潔な河川として維持するため必要な対策を協議し、所要事業を行うとともに、住民の意識高揚を図る。	県、関係 4 市町、関係団体等
黒部川貯水池水質保全対策協議会	06. 10. 21	黒部川貯水池水質保全対策協議会規約	黒部川貯水池の水質保全に関し、関係機関が実施する対策の総合的な協議・連絡調整を図り、水質保全の各種施策の円滑な推進に寄与する。	県、関係 3 市町、関係団体
高滝ダム貯水池水質保全対策協議会	63. 7. 18	高滝ダム貯水池水質保全対策協議会規約	高滝ダム貯水池の水質保全に関して関係機関が実施する対策の総合的な協議・連絡調整を図り、各種対策の推進に寄与する。	県、関係 2 市町
一宮川等流域環境保全推進協議会	03. 4. 23	一宮川等流域環境保全推進協議会会則	一宮川及び支川の水質と環境を保全し、汚濁防止を図り、清潔な河川として維持するため必要な対策を協議し、所要事業を行うとともに、住民の意識高揚を図る。	県、関係 7 市町、関係団体等

名 称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務(目的)	構 成
美しい木戸川を守る会	04. 5. 27	美しい木戸川を守る会会則	木戸川及び支川の水質と環境を保全し、清潔な河川として維持するため必要な対策を協議し所要事業を行うとともに住民の意識高揚を図る。	県、関係5市町村、関係団体
県立九十九里自然公園車両乗入れ防止対策連絡会議	10. 4. 1	県立九十九里自然公園車両乗入れ防止対策連絡会議設置要綱	県立九十九里自然公園車両乗入れ規制における効果的な乗入れ防止対策の推進を図る。	県関係課長等7名 関係市町村9名
石綿(アスベスト)対策連絡会議	18. 3. 1	千葉県内における建築物等の解体工事に係る石綿の飛散及びばく露防止に関する協定	石綿を取り扱う建築物等の解体工事に伴う労働者の健康被害の発生及び周辺環境への石綿の飛散防止の徹底を図る。	千葉労働局 県 関係6市
海匝地域北東部地下水保全対策協議会	19. 1. 18	海匝地域北東部地下水保全対策協議会設置要領	海匝地域北東部の地下水保全に関する適切かつ総合的な対策を推進する。	県 関係2市 関係団体等
養老川水質汚染問題連絡会議	11. 8. 25	養老川水質汚染問題連絡会議運営要領	廃棄物埋立跡地から養老川へ汚染物質が流入している問題に関し、汚染拡大防止の対策を検討・実施する。	県 市原市
千葉県地質環境インフォメーションバンク運営会議	14. 11. 21	千葉県地質環境インフォメーションバンク運営会議規約	地質調査資料の収集・管理及び公開の実施並びに地質環境インフォメーションバンクの円滑な運営を図る。	県 千葉市外3市町
千葉県湖沼水質保全計画等推進連絡協議会	02. 9. 11	千葉県湖沼水質保全計画等推進連絡協議会設置要領	湖沼の水質浄化を図るため、湖沼水質保全計画等の策定及び推進を図る。	県関係課長及び県環境研究センター長等17名 市町16名
千葉県市原地先(市原港)の底質に係るダイオキシン類対策連絡調整会議	14. 12. 24	千葉県市原地先(市原港)の底質に係るダイオキシン類対策連絡調整会議設置要綱	市原港内の高濃度のダイオキシン類に汚染された底質の環境修復に向けて、関係機関との調整を図る。	委員(関係課長、関係出先機関の長、関係市)7名 オブザーバー(国の関係機関)2名
千葉県天然ガス環境対策協議会	08. 03. 26	千葉県天然ガス環境対策協議会規約	天然ガスかん水の採取に伴う地盤沈下の防止等に資するため、対策及び適正採取の方策等について協議・検討する。	県、茂原市、関係企業 オブザーバー(国の関係機関)

(ウ) 県庁内の協議機関

名 称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務(目的)	構成
美しいふるさとづくり運動推進連絡会議	58. 4. 1	美しいふるさとづくり運動推進連絡会議設置要領	美しいふるさとづくり運動を一体的かつ円滑に推進する。	委員(関係部長等)13名 幹事(関係課長等)19名
地下水汚染対策連絡会	59. 11. 22	地下水汚染対策連絡会設置要領	地下水汚染対策に関し、関係部局相互の連絡調整を図り総合的な対策を推進する。	関係課長11名
千葉県廃棄物処理施設設置等協議会	61. 4. 1	千葉県廃棄物処理施設設置等協議会要領	廃棄物処理施設の設置等の計画について適正な指導を期するため、調査審査する。	関係課長等34名
千葉県環境基本計画推進会議	19. 3. 16	千葉県環境基本計画推進会議設置要綱	千葉県環境基本計画の推進を図るため、計画の策定、見直しや推進に関する事項を検討する。	会長:知事 委員:副知事、各部局長
自然公園等における建築物等対策協議会	02. 9. 1	千葉県自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱	自然公園内における建築物等の建設に関し、実施する事前協議において審査及び調整を行う。	委員(関係課長)20名
千葉県ヤマビル等被害対策会議	04. 7. 20	千葉県ヤマビル等被害対策会議設置要領	ヤマビル・マダニ被害の軽減を図るため、県庁関係機関が行う調査研究等を効果的に進めるとともに、駆除実行体制の整備を図ることを目的として必要な協議を行う。	委員(関係課長)17名
千葉県環境学習推進連絡会議	05. 1. 8	千葉県環境学習推進連絡会議設置要綱	千葉県における環境学習施策を総合的かつ効果的に推進する。	関係課長、室長23名
東京湾青潮等調査連絡会議	07. 1. 12	東京湾青潮等調査連絡会議設置要領	東京湾の青潮等水質悪化事象について、各部局相互の情報交換、連絡調整を図り、改善関連施策の検討を行う。	会長:環境生活部次長 関係課副課長等10名
東京湾総量削減計画連絡会議	12. 6. 15	東京湾総量削減計画連絡会議設置要綱	東京湾における富栄養化防止等の水質保全に関し、総量削減計画の推進等を協議する。	会長:環境生活部次長 関係課長15名
バイオマス庁内連絡会議	15. 7. 14	バイオマス庁内連絡会議設置要綱	バイオマスの利活用促進に関して関係各課が意見の交換、施策の検討を行う。	会長 副知事 委員 関係部長6名 幹事 関係課長26名

名 称	設置年月日	設置の根拠	所掌事務（目的）	構成
千葉県三番瀬再生計画策定・推進会議	16. 2. 18	千葉県三番瀬再生計画策定・推進会議設置要綱	千葉県三番瀬再生計画の策定及び策定に係る重要事項の審議並びに各部局間の総合的な調整、計画に掲げられた事業の推進を図る。	会長：副知事 委員：関係部長等 6名 幹事：関係課長等 20名
千葉県使用済自動車適正処理協議会	16. 6. 9	千葉県使用済自動車の適正処理に関する指導要綱	使用済自動車の解体施設や解体自動車の破砕施設の設置等について適正な指導を期する。	委員（関係課長、関係出先機関の長）32名
千葉県アスベスト問題対策会議	17. 9. 22	千葉県アスベスト問題対策会議設置要綱	アスベスト問題に係る専門的・横断的な施策・方針の決定並びに実施。	会長：環境生活部長 関係部局長 12名
千葉県省エネルギー等対策推進本部	23. 4. 20	千葉県省エネルギー等対策推進本部設置要綱	東日本大震災に伴う県内の電力供給不足に対応するとともに、省エネルギー・新エネルギーの一層の推進を図る。	本部長：知事 副本部長：副知事 本部長：各部局長
千葉県自動車環境対策推進連絡調整会議	23. 11. 1	千葉県自動車環境対策推進連絡調整会議設置要綱	千葉県における自動車環境対策を推進する。	委員（関係課長）19名

(8) 市町村における環境保全活動

ア 市（町村）民環境憲章等

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	緑と水辺の都市宣言	豊かな緑ときれいな水辺の都市づくりを市民の総力をあげて進めるための誓いであり、本市の緑と水辺の都市づくりの根本をなすもの。S59年10月20日
銚 子 市	産業廃棄物最終処分場設置反対・不法投棄しないさせない都市宣言	懸垂幕の掲出、市広報への掲載、市都市宣言板への明記及び関係機関、業者に対し宣言の周知を行い、市の基本姿勢を明確にするとともに、設置計画者への心理的効果、市民のゴミに対する意識の高揚を図る。H7年6月29日
木 更 津 市	木更津市民憲章	私たちは、東京湾と上総丘陵がおりなす美しい風土に恵まれ、先人により育まれた伝統と文化を受け継ぐ木更津市民です。 私たちは、世界に開かれ、夢と希望に満ちた住みよいまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。H29年3月22日
市 原 市	不法投棄絶滅宣言	市民、事業者、行政が一体となって、緑豊かな郷土を守るために不法投棄を「しない」「させない」「許さない」をスローガンに不法投棄絶滅をめざし行動することを宣言する。 H12年7月5日
八 千 代 市	緑の都市宣言	本市が緑に囲まれた潤いのあるまちづくりを目指し、緑地の保全と緑化の推進の基本的な理念を表す。S62年5月23日
君 津 市	君津市民憲章	豊かな伝統と、明るい未来をもつわたくしち君津市民はたがいに手を取りあい、やすらぎのある住みよいまちをつくる。S51年10月1日
富 津 市	富津市民憲章	美しい海と山にかこまれ、緑と太陽に恵まれた、文化遺産豊かな歴史のふるさとに住むわたくしち富津市民は、生々発展する新しいまちづくりのために努力することを誓って市民憲章を定めます。S49年10月1日
袖 ヶ 浦 市	環境保全都市宣言	「地球的規模で考え、地域で環境を守り育てる」等6つの目標を掲げ、市民の総意として宣言。 H3年6月14日
白 井 市	環境都市宣言	環境保全や環境問題に対する意識啓発を行い、市民、事業者、行政が一体となって「環境にやさしいまちづくり」を進めることを目的としてH8年10月6日に宣言を行った。
大 網 白 里 市	環境都市宣言	住民・事業者・行政が協働して環境と活力の調和した快適なまちを創り、次代に引き継ぐことを市民全員の恒久的共通認識とし、これまで以上に地球環境保全に取り組むための機運を熟成させるため、環境都市を宣言。H22年9月1日

イ 条例の制定、環境基本計画等の策定

【環境保全に関する基本的事項を定めた条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
千 葉 市	千葉市環境基本条例	H6. 12. 21 H22. 3. 23 最終改正
銚 子 市	銚子市環境基本条例	H13. 9. 27
市 川 市	市川市環境基本条例	H10. 7. 3
船 橋 市	船橋市環境基本条例	H9. 3. 31
館 山 市	館山市環境基本条例	H15. 12. 24
野 田 市	野田市環境基本条例	H8. 7. 31
茂 原 市	茂原市環境条例	H9. 12. 25
成 田 市	成田市環境基本条例	H9. 3. 31
佐 倉 市	佐倉市環境基本条例	H8. 12. 24
東 金 市	東金市環境基本条例	H12. 12. 27
旭 市	旭市環境基本条例	H17. 7. 1
習 志 野 市	習志野市環境基本条例	H11. 9. 28
柏 市	柏市環境基本条例	H13. 9. 28
勝 浦 市	勝浦市環境基本条例	H11. 12. 22
市 原 市	市原市民の環境をまもる基本条例	S48. 3. 31
流 山 市	流山市環境基本条例	H13. 7. 2
八 千 代 市	八千代市環境基本条例	H10. 11. 24
我 孫 子 市	我孫子市環境条例	H9. 6. 26 H17. 9. 30 改正
鴨 川 市	鴨川市環境条例	H17. 2. 11
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市環境基本条例	H20. 3. 24
君 津 市	君津市環境保全条例	H15. 3. 28
富 津 市	富津市環境条例	H16. 3. 26
浦 安 市	浦安市環境基本条例	H15. 10. 1

市町村名	名 称	制定日
四 街 道 市	四街道市環境基本条例	H9. 9. 29
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市環境条例	H11. 12. 27
八 街 市	八街市環境基本条例	H10. 3. 25
印 西 市	印西市環境基本条例	H11. 3. 19
白 井 市	白井市環境基本条例	H12. 6. 30
富 里 市	富里市環境基本条例	H11. 3. 25
南 房 総 市	南房総市環境基本条例	H19. 12. 21
匝 瑳 市	匝瑳市環境基本条例	H18. 1. 23
香 取 市	香取市環境基本条例	H18. 3. 27
い す み 市	いすみ市環境基本条例	H17. 12. 5
大 網 白 里 市	大網白里市環境基本条例	H14. 3. 29
栄 町	栄町環境基本条例	H10. 12. 11
東 庄 町	東庄町環境基本条例	H15. 3. 7
九 十 九 里 町	九十九里町環境基本条例	H26. 12. 17
一 宮 町	一宮町環境基本条例	H18. 3. 14
睦 沢 町	睦沢町環境条例	H10. 6. 26
長 生 村	長生村環境条例	H12. 3. 10
長 柄 町	長柄町環境条例	H10. 12. 9
大 多 喜 町	大多喜町環境基本条例	H8. 12. 19
御 宿 町	御宿町環境保全条例	S48. 6. 27

【公害規制に関する基本的事項を定めた条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
千 葉 市	千葉市環境保全条例	H7. 10. 2 H22. 3. 23 改正
銚 子 市	銚子市環境保全条例	H13. 9. 27
市 川 市	市川市環境保全条例	H10. 7. 3
船 橋 市	船橋市環境保全条例	H14. 12. 27
館 山 市	館山市公害防止条例	S47. 10. 2 H13. 3. 30 改正
木 更 津 市	木更津市環境保全条例	H12. 12. 20 H13. 9. 27 改正
松 戸 市	松戸市公害防止条例	S47. 4. 1
野 田 市	野田市環境保全条例	H8. 7. 31
茂 原 市	茂原市環境条例	H9. 12. 25
成 田 市	成田市公害防止条例	S47. 3. 30
佐 倉 市	佐倉市環境保全条例	H11. 9. 30
東 金 市	東金市環境保全条例	H13. 3. 7
旭 市	旭市環境保全条例	H17. 7. 1
習 志 野 市	習志野市環境保全条例	S45. 4. 1 H27. 3. 20 改正
柏 市	柏市環境保全条例	H13. 9. 28
勝 浦 市	勝浦市環境保全条例	H11. 12. 22
市 原 市	市原市生活環境保全条例	H10. 3. 23
流 山 市	流山市公害防止条例	S47. 6. 20
八 千 代 市	八千代市公害防止条例	S47. 4. 1
我 孫 子 市	我孫子市環境条例	H9. 6. 26 H17. 9. 30 改正
鴨 川 市	鴨川市環境条例	H17. 2. 11
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市公害防止条例	S47. 10. 5
君 津 市	君津市環境保全条例	H15. 3. 28
富 津 市	富津市環境条例	H16. 3. 26
浦 安 市	浦安市環境保全条例	H20. 12. 25
四 街 道 市	四街道市公害防止条例	S47. 12. 21
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市環境条例	H11. 12. 27
八 街 市	八街市環境保全条例	H10. 3. 25
印 西 市	印西市環境保全条例	H11. 3. 19
白 井 市	白井市公害防止条例	S46. 12. 22
富 里 市	富里市公害防止条例	S47. 7. 4

市町村名	名 称	制定日
南 房 総 市	南房総市公害防止条例	H18. 3. 20
匝 瑛 市	匝瑛市環境保全条例	H18. 1. 23
香 取 市	香取市環境保全条例	H18. 3. 27
山 武 市	山武市公害防止条例	H18. 3. 27
い す み 市	いすみ市環境保全条例	H17. 12. 5
大 網 白 里 市	大網白里市環境保全条例	H16. 6. 15
酒 々 井 町	酒々井町公害防止条例	S51. 6. 25
栄 町	栄町環境保全条例	H10. 12. 11
神 崎 町	神崎町公害防止条例	S47. 7. 10
多 古 町	多古町公害防止条例	S47. 5. 13
東 庄 町	東庄町公害防止条例	S47. 3. 17
九 十 九 里 町	九十九里町公害防止条例	S48. 3. 13 H7. 12. 15 改正
芝 山 町	芝山町公害防止条例	S47. 6. 16
横 芝 光 町	横芝光町公害防止条例	H18. 3. 27
一 宮 町	一宮町環境保全条例	H18. 4. 1
睦 沢 町	睦沢町環境条例	H10. 6. 26
長 生 村	長生村環境条例	H12. 3. 10
白 子 町	白子町公害防止条例	S47. 3. 17
長 柄 町	長柄町環境条例	H10. 12. 9
長 南 町	長南町公害防止条例	S46. 12. 20
大 多 喜 町	大多喜町環境保全条例	H8. 12. 19
鋸 南 町	鋸南町公害防止条例	S47. 3. 2

【土地等の埋立て及び地質等の規制に関する条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
千 葉 市	千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 9. 24 H28. 3. 22 改正
銚 子 市	銚子市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	H17. 10. 7 H26. 1. 1 改正
市 川 市	市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H15. 6. 25
船 橋 市	船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H14. 12. 27 H27. 12. 28 改正
館 山 市	館山市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H 元. 3. 28 H27. 3. 23 改正
木 更 津 市	木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 20 H22. 3. 20 改定
野 田 市	野田市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 25
茂 原 市	茂原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 25
成 田 市	成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	H16. 3. 31 H26. 3. 20 改正
佐 倉 市	佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例	H9. 3. 28(当初) H17. 12. 26 改正
東 金 市	東金市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	H17. 9. 30 H25. 3. 1 改正
旭 市	旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H17. 7. 1 H28. 3. 23 改正
習 志 野 市	習志野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 12. 24 H28. 12. 27 改正
柏 市	柏市土砂等埋立て等規制条例	H19. 12. 26 H27. 3. 25 改正
勝 浦 市	勝浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H23. 6. 27
市 原 市	市原市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	H9. 9. 17
流 山 市	流山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 3. 30
八 千 代 市	八千代市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 24 H27. 6. 29 改正
我 孫 子 市	我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H15. 12. 25 H27. 3. 24 改正
鴨 川 市	鴨川市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H17. 2. 11
鎌 ケ 谷 市	鎌ヶ谷市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 22

市町村名	名 称	制定日
君 津 市	君津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 25 H24. 3. 28 改正
富 津 市	富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H23. 3. 25
四 街 道 市	四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H14. 2. 12 H27. 3. 30 改正
袖 ケ 浦 市	袖ヶ浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 25
八 街 市	八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	H17. 3. 25
印 西 市	印西市土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H28. 12. 22
白 井 市	白井市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 9. 17
富 里 市	富里市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 24
南 房 総 市	南房総市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H18. 3. 20
匝 瑳 市	匝瑳市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H18. 1. 23
香 取 市	香取市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H18. 3. 27
山 武 市	山武市残土の埋立てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する条例	H18. 3. 27
い す み 市	いすみ市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H17. 12. 5
大 網 白 里 市	大網白里市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	S63. 4. 1
酒 々 井 町	酒々井町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 3. 18 H29. 3. 24 改正
栄 町	栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 3. 17
神 崎 町	神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例	H16. 6. 15
多 古 町	多古町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 3. 16
東 庄 町	東庄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 9. 21
九 十 九 里 町	九十九里町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	H10. 6. 12 H12. 3. 22 改正
芝 山 町	芝山町残土等による土地の埋立て、盛土及び堆積行為の規制に関する条例	S63. 4. 1 H25. 12. 13 改正
横 芝 光 町	横芝光町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H18. 3. 27
一 宮 町	一宮町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 4. 1
睦 沢 町	睦沢町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 3. 23
長 生 村	長生村小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 3. 9
白 子 町	白子町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 3. 17
長 柄 町	長柄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 1. 1
長 南 町	長南町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	H10. 3. 17
大 多 喜 町	大多喜町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H28. 7. 14
御 宿 町	御宿町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12
鋸 南 町	鋸南町土砂等による土地の埋立て盛土及びたい積に関する条例	H9. 3. 19 H27. 3. 6 改正

【ポイ捨て防止条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
千 葉 市	千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例	H22. 12. 21
銚 子 市	銚子市空き缶等の散乱及び飼い犬等のふんの放置の防止に関する条例	H29. 3. 22
市 川 市	市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例	H15. 9. 22 H21. 9. 24 改正
船 橋 市	船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例	H16. 3. 31
館 山 市	館山市まちをきれいにする条例	H10. 3. 31
木 更 津 市	木更津市まちをきれいにする条例	H8. 3. 29 H26. 12. 17 改正
松 戸 市	松戸市安全で快適なまちづくり条例	H15. 12. 19
野 田 市	野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例	H27. 4. 1
茂 原 市	茂原市ポイ捨て防止条例	H12. 6. 29
成 田 市	成田市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例	H8. 12. 27
東 金 市	東金市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	H12. 12. 27
旭 市	旭市環境美化推進に関する条例	H17. 7. 1
習 志 野 市	習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに飼い犬及び飼い猫のふんの放置をしないまちづくり条例	H14. 12. 27
柏 市	柏市ポイ捨て等防止条例	H9. 3. 28 H16. 12. 24 改正
勝 浦 市	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例	H14. 9. 26
市 原 市	市原市ポイ捨て行為の防止に関する条例	H9. 3. 18
流 山 市	流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例	H14. 6. 28

市町村名	名 称	制定日
八 千 代 市	八千代市ポイ捨て防止に関する条例	H10. 3. 25
我 孫 子 市	我孫子市さわやかな環境づくり条例	H9. 6. 26 H16. 12. 28 改正
鴨 川 市	鴨川市まちをきれいにする条例	H17. 2. 11
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例	H17. 9. 30
君 津 市	君津市まちをきれいにする条例	H9. 3. 31
富 津 市	富津市まちをきれいにする条例	H9. 3. 27
浦 安 市	浦安市空き缶等の散乱防止等に関する条例	H9. 3. 31
四 街 道 市	四街道市まちをきれいにする条例	H11. 3. 30 H24. 6. 29 改正
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市まちをきれいにする条例	H9. 3. 28
八 街 市	八街市さわやかな環境づくり条例	H10. 6. 29
印 西 市	印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例	H19. 9. 21
白 井 市	白井市まちをきれいにする条例	H14. 9. 24
富 里 市	富里市ポイ捨て防止条例	H12. 3. 27 H19. 9. 9 改正
南 房 総 市	南房総市環境美化推進に関する条例	H18. 3. 20
匝 瑳 市	匝瑳市まちをきれいにする条例	H18. 1. 23
香 取 市	香取市環境美化条例	H18. 3. 27
山 武 市	山武市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	H18. 3. 27
大 網 白 里 市	大網白里市まちをきれいにする条例（第2章に制定）	H22. 3. 23
神 崎 町	神崎町ポイ捨て防止条例	H13. 12. 18
多 古 町	多古町空き缶等の散乱防止に関する条例	H12. 12. 20
東 庄 町	東庄町空き缶等の散乱防止に関する条例	H10. 3. 12
九 十 九 里 町	九十九里町環境美化条例	H25. 3. 25 H27. 3. 12 改正
芝 山 町	芝山町をきれいにする条例	H13. 6. 18
横 芝 光 町	横芝光町ごみポイ捨て防止に関する条例	H19. 3. 15
一 宮 町	一宮町空き缶等の散乱及びポイ捨て防止に関する条例	H27. 3. 16
睦 沢 町	睦沢町ポイ捨て行為の防止に関する条例	H10. 6. 26
白 子 町	白子町環境美化推進に関する条例	H8. 6. 14
御 宿 町	御宿町のきれいな海浜環境を守る条例	H6. 9. 27
鋸 南 町	鋸南町環境美化推進に関する条例	H6. 12. 8

【水源保護条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
銚 子 市	銚子市環境保全条例（条例の第3章第4節に水道水源の保護に関する規制について定めています）	H13. 9. 27
木 更 津 市	木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例	H6. 12. 22 H23. 12. 20 改正
市 原 市	市原市水道水源保護条例	H7. 3. 31
君 津 市	君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例	H7. 6. 30
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市小櫃川流域に係る水道水源の保全に関する条例	H7. 3. 30
南 房 総 市	南房総市長尾川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例	H18. 3. 20
神 崎 町	神崎町水道水源保全条例	H13. 3. 19
多 古 町	多古町水道水源保全条例	H13. 12. 18
長 柄 町	長柄ダム水質保護条例	H8. 10. 1
御 宿 町	御宿町水道水質保全条例	H14. 10. 9

【自然保護条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
船 橋 市	船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例	S48. 9. 29
松 戸 市	松戸市緑の条例	H12. 3. 29
野 田 市	野田市貴重な野生動植物の保護のための樹林地の保全に関する条例	H19. 4. 1
	野田市野生動植物の保護に関する条例	H27. 7. 1
習 志 野 市	習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例	S47. 7. 4
市 原 市	市原市緑の保全及び推進に関する条例	S48. 3. 31
流 山 市	流山市緑化推進及び保全に関する条例	S48. 3. 30

市町村名	名 称	制定日
八 千 代 市	八千代市ふるさとの緑を守る条例	S50. 4. 1
君 津 市	君津市自然保護及び緑化の推進に関する条例	S52. 4. 1
四 街 道 市	四街道市緑の保全及び緑化の推進に関する条例	S60. 9. 30
袖 ケ 浦 市	袖ヶ浦市水と緑のさとの設置及び管理に関する条例	H6. 3. 25
	袖ヶ浦市緑の保全及び推進に関する条例	S49. 6. 21

【その他の環境保全に関する条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
千 葉 市	千葉市環境影響評価条例	H10. 9. 24、H26. 3. 20改正
	千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例	H5. 3. 26、H27. 12. 21改正
	千葉市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例	H19. 12. 19
	千葉市硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例	H19. 12. 19
銚 子 市	銚子市空き地に係る雑草等の除去に関する条例	H7. 3. 17
市 川 市	市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例	H17. 3. 30
	市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例	H5. 3. 26
船 橋 市	船橋市環境共生まちづくり条例	H7. 6. 27
	船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	H20. 3. 31、H24. 12. 28改正
	船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例	H16. 3. 31、H23. 3. 31改正
	船橋市硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例	H20. 3. 31
松 戸 市	船橋市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例	H20. 9. 30
	川をきれいにする条例	H4. 12. 22
茂 原 市	あき地の雑草等の除去に関する条例	S51. 4. 1
	茂原市空き地に係る雑草等の除去に関する条例	H12. 6. 29
成 田 市	成田市空き地に係る雑草等の除去に関する条例	S63. 3. 24
	成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H12. 3. 31
佐 倉 市	佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例	H15. 3. 14
	佐倉市空き地の雑草等の除去に関する条例	H16. 3. 26
東 金 市	東金市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H6. 12. 27
習 志 野 市	習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H5. 12. 24
	空地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	S43. 10. 15
柏 市	柏市産業廃棄物不適正処理防止条例	H19. 12. 26 H23. 3. 28改正
	柏市硫酸ピッチ生成禁止条例	H20. 3. 27
	柏市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組促進条例	H19. 12. 26
	柏市ダイオキシン類発生抑制条例	H13. 9. 28
	柏市不法投棄対策条例	H19. 3. 28
	柏市地球温暖化対策条例	H19. 3. 28
	あき地の雑草等の除去に関する条例	S54. 3. 26
勝 浦 市	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例	H14. 9. 26
市 原 市	市原市放置自動車の処理に関する条例	H17. 12. 19
	市原市雑草等の除去に関する条例	H19. 3. 15
	市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例	H6. 7. 5
流 山 市	流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H6. 3. 30
	流山市空き地の雑草等の除去に関する条例	H24. 3. 30
八 千 代 市	八千代市あき地に係る雑草等の除去に関する条例	S55. 3. 31
	八千代市不法投棄防止条例	H14. 3. 26
	八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H5. 12. 24
我 孫 子 市	我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例	H11. 4. 1
	我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例	S47. 12. 25、H13. 12. 28改正
	我孫子市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	S55. 9. 30、H24. 12. 28改正
	あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	S43. 11. 20、H25. 12. 27改正
鎌 ケ 谷 市	鎌ヶ谷市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H6. 3. 31
	鎌ヶ谷市あき地の雑草等の除去に関する条例	H5. 12. 22
君 津 市	君津市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例	H7. 9. 11、H29. 3. 30改正
	君津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H15. 3. 28

市町村名	名 称	制定日
富 津 市	富津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	H6. 3. 25 H24. 12. 19改正
浦 安 市	浦安市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H6. 3. 29
四 街 道 市	四街道市ダイオキシン類から大気を守る条例	H9. 12. 22
	四街道市空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	H元. 3. 28 H16. 3. 31改正
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市公害防止施設整備等促進条例	S46. 11. 3
	袖ヶ浦市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	H5. 3. 26
八 街 市	八街市あき地の管理の適正化に関する条例	S47. 3. 11
印 西 市	印西市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H8. 3. 26
白 井 市	白井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H6. 12. 22
	白井市あき地に係る環境衛生の保全に関する条例	H元. 3. 11
富 里 市	富里市雑草の除去に関する条例	H6. 3. 25
	富里市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	S47. 7. 4 H18. 3. 22改正
南 房 総 市	南房総市空き地の雑草等の除去に関する条例	H20. 12. 22
	南房総市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H18. 3. 20 H25. 12. 19改正
香 取 市	香取市廃棄物の適正処理及び再利用の促進に関する条例	H19. 3. 26
	香取市生活環境向上施策推進基金条例	H26. 3. 25
山 武 市	山武市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H18. 3. 27
	山武市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	H18. 3. 27
い す み 市	いすみ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H17. 12. 5
	いすみ市あき地に係る雑草等の除去に関する条例	H17. 12. 5
大 網 白 里 市	大網白里市まちをきれいにする条例	H22. 3. 23
酒 々 井 町	あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	S47. 9. 29
栄 町	あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	S62. 3. 16
	栄町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H10. 6. 24
神 崎 町	あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	S52. 3. 12
	神崎町放置自動車の処理に関する条例	H18. 3. 8
多 古 町	あき地の雑草等の除去に関する条例	S52. 6. 18
	多古町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	S47. 6. 14
九 十 九 里 町	九十九里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H10. 12. 11 H15. 12. 12改正
	九十九里町環境美化条例	H25. 3. 25 H27. 3. 12改正
芝 山 町	芝山町一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H2. 3. 19
横 芝 光 町	横芝光町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H18. 3. 27
	横芝光町あき地の雑草等の除去に関する条例	H18. 3. 27
長 生 村	長生村空き地等の環境保全に関する条例	H13. 9. 28 H27. 3. 16改正
	長生村空家等の適正管理に関する条例	H28. 3. 14
長 南 町	長南町を住みよくなる条例	S48. 6. 25
鋸 南 町	鋸南町あき地に係る環境衛生の保全に関する条例	H2. 3. 6
睦 沢 町	睦沢町空地の適正管理に関する条例	H28. 3. 11
	睦沢町空家等の適正管理に関する条例	H28. 3. 11

【環境基本計画策定状況】

市町村名	名 称	制定日
千葉市	千葉市環境基本計画	H7.3 H23.3 新計画策定
銚子市	銚子市環境基本計画	H16.3
市川市	第二次市川市環境基本計画	H24.3
船橋市	船橋市環境基本計画	H9.3 H23.3 改定
	船橋市一般廃棄物処理基本計画	H29.2
館山市	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	H10.5 H24.3 改定
木更津市	第2次木更津市環境基本計画	H15.3.31 H28.3 新計画策定
松戸市	松戸市環境計画	H10.4
野田市	野田市環境基本計画	H11.3 H23.3 新計画策定
成田市	成田市環境基本計画 中間見直し	H26.3
	成田市一般廃棄物処理基本計画	H25.3
佐倉市	佐倉市環境基本計画	H10.3
東金市	東金市環境基本計画	H13.3.30
旭市	旭市環境基本計画	H19.3 H29.3 新計画策定
習志野市	習志野市環境基本計画	H19.3
	習志野市新エネルギービジョン	H19.2
柏市	柏市環境基本計画(第三期)	H9.3.31 H28.3 改定
勝浦市	勝浦市環境基本計画	H15.3.31 H26.3 新計画策定
市原市	市原市環境基本計画	H29.3.27
流山市	第2次流山市環境基本計画	H27.3
八千代市	八千代市第2次環境保全計画	H23.3 H28.3 改定
我孫子市	我孫子市環境基本計画	H13.3 H24.5 改訂
鴨川市	第2次鴨川市環境基本計画	H29.3
	一般廃棄物処理基本計画	H18.3 H24.3 改訂
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市第二次環境基本計画	H25.3
君津市	君津市環境基本計画	H17.3 H27.3 改訂
	君津市一般廃棄物処理基本計画	H21.3 H26.3 改訂
富津市	第二期富津市環境基本計画	H29.4
浦安市	浦安市第2次環境基本計画	H26.3
四街道市	第2次四街道市環境基本計画	H26.6
	四街道市一般廃棄物処理基本計画	H28.8
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市環境基本計画	H15.3.31 H25.8 改訂
印西市	印西市環境基本計画	H15.3.31 H25.3 新計画策定
白井市	白井市第2次環境基本計画（中間見直し版）	H27.4
富里市	富里市環境基本計画	H14.4.1 H24.4 新計画策定
南房総市	南房総市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	H20.3 H24.3 新計画策定
	南房総市環境基本計画	H22.3
匝瑳市	匝瑳市環境基本計画	H23.3.8 H28.3 改訂

市町村名	名 称	制定日
香 取 市	香取市環境基本計画（中間見直し）	H26. 3
大 網 白 里 市	大網白里市環境基本計画	H18. 10. 1
御 宿 町	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	H10. 3. 27

【緑の基本計画策定状況】

市町村名	名 称	制定日
千 葉 市	千葉市緑と水辺のまちづくりプラン	H9. 12 H24. 3 新計画策定
市 川 市	市川市みどりの基本計画	H16. 3
船 橋 市	船橋市緑の基本計画	H9. 3 H19. 10 改定 H29. 3 改定
木 更 津 市	木更津市みどりの基本計画	H24. 4
松 戸 市	松戸市緑の基本計画	H10. 12 H21. 3 改定
成 田 市	成田市緑の基本計画	H9. 7 H22. 3 新計画策定
習 志 野 市	習志野市緑の基本計画	H19. 3 H27. 3 改定
柏 市	柏市緑の基本計画	H8. 3 H21. 6 改定
市 原 市	市原市緑の基本計画	H21. 3
流 山 市	流山市緑の基本計画	H18. 3. 31
八 千 代 市	八千代市緑の基本計画	H15. 3
我 孫 子 市	我孫子市緑の基本計画	H11. 6 H26. 3 改訂
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市緑の基本計画	H15. 2
君 津 市	君津市緑の基本計画	H15. 3
浦 安 市	浦安市緑の基本計画	H17. 4. 1 H26. 9 改定
四 街 道 市	四街道市みどりの基本計画	H18. 1
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市緑の基本計画	H7. 3
印 西 市	印西市緑の基本計画	H12. 3
白 井 市	白井市緑の基本計画	H9. 8
富 里 市	富里市緑の基本計画	H16. 3
大 網 白 里 市	大網白里市緑の基本計画	H15. 3. 18 H21. 3 改訂
白 子 町	白子町緑の基本計画	H12. 3

ウ 地球環境保全のための事業

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	千葉市地球温暖化対策実行計画 （千葉市再生可能エネルギー等導入計画）	国が平成 28 年 5 月に策定した「地球温暖化対策計画」と同様に平成 42 年度（2030 年度）を目標年度とし、国の行う施策に加え、市の地域特性に配慮しながら独自の施策を上乗せする形で温室効果ガス排出量の削減目標を設定した改定版を策定した。 また、再生可能エネルギー等の導入については、実行計画の下位計画である「千葉市再生可能エネルギー等導入計画」（平成 25 年 3 月策定）により普及・促進に努めている。
	千葉市地球環境保全協定	事業者と「地球環境保全協定」を締結し、省エネ対策や廃棄物の削減あるいはエコドライブの推進等、地球環境に配慮した自主的な活動を促進している。
	ちばしエコライフカレンダー	家庭において、地球温暖化対策や環境保全に対する意識の高揚を図るため、身近な取組事例や環境家計簿機能を盛り込んだ「ちばしエコライフカレンダー」を作成・配布した。
	千葉市地球温暖化防止アドバイザー派遣事業	地球温暖化防止に関する意識の高揚及び地球環境保全活動の推進を図るため、市民団体等が主催する学習会に市長が委嘱する地球温暖化防止アドバイザーを派遣する。
	住宅用再生可能エネルギー等設備設置費助成事業	市内の自らが居住する住宅に再生可能エネルギー等設備を設置する者にその費用の一部を助成する。システム1件につき1～20万円。
	事業用太陽熱利用給湯システム設置費助成事業	市内の高齢福祉施設等に太陽熱利用給湯システムを設置する当該事業者にその費用の一部を助成する。設置費の1/3上限100万円。

市町村名	名 称	内 容
銚子市	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	1kW当たり2万円で上限4.5kW、9万円までとする。
市川市	環境保全協定	事業者が環境負荷低減を自ら継続的に実施するため、理念や手続きを示した環境保全協定と、温室効果ガスの排出抑制やグリーン購入の促進等の具体的な取組を示した細目協定からなる。H28年度末現在65事業所と協定を締結している。
	市川市環境活動推進委員（エコライフ推進員）制度	市から委嘱された30人の環境活動推進員（エコライフ推進員）が市民に対しエコライフ（環境にやさしい生活）への取り組みを提案し、実践を促すことで、市民レベルでの二酸化炭素の削減を図る。
	第二次市川市地球温暖化対策実行計画〈事務事業編（暫定版）〉	市の施設から排出される温室効果ガスの排出量の抑制を目的とした計画で、本市が行う事務及び事業に関し、省エネルギーや省資源を推進している。（H25年3月策定、H29年3月改訂）
	スマートハウス普及促進事業	太陽光はH12年度、エネファーム、蓄電池はH25年度、太陽熱はH27年度から実施。 ＜補助金額＞ ・太陽光発電設備（既築の住宅に設置する場合で、エネルギー管理システム又は定置用リチウムイオン蓄電システムが設置されていること） 1kWあたり2万円、上限9万円、（市内事業者施工の場合は、1kWあたり2万5千円、上限112,500円） ・家庭用燃料電池システム 上限10万円 ・定置用リチウムイオン蓄電システム 上限10万円 ・太陽熱利用システム（強制循環型のみ 上限5万円）
	公共施設への再生可能エネルギー発電設備の導入	公共施設に太陽光発電などの再生可能エネルギー発電設備を導入し、環境学習や市民への啓発に活用している。
	市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	H20年度に策定した市川市地球温暖化対策推進プランを、H27年度に改定。計画では、H32年度までにH25年度比で市域の二酸化炭素排出量を15%削減する目標を掲げ、市民、事業者、行政の各主体による取組を総合的かつ計画的に推進するとしている。
船橋市	船橋市地球温暖化対策実行計画（ふなばしエコオフィスプラン）	市事務事業における温室効果ガスの発生抑制のため、温対法に基づく実行計画としてH27年11月に改正し、再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入などを推進している。
	船橋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進していくものとして、H24年3月に策定。温室効果ガスをH2年度比でH62年度までに50%減を目標に8つの施策の柱を設定し、市民、事業者、市の役割分担により推進している。
	住宅用太陽光発電システム・省エネルギー設備設置費補助金	H21年度から実施。太陽光発電システム2万円/kW 上限8万円、エネファーム10万円、定置用リチウムイオン蓄電池システム10万円、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）1万円、電気自動車充電設備5万円、太陽熱利用システム5万円。
	共同住宅用太陽光発電システム設置費補助金	H26年度から実施。市内の共同住宅の共有部分に供給するために設置されたものが対象。2万円/kW 上限19万8千円。
	環境家計簿「ふなばしエコノート」	電気とガスの使用量から、家庭での二酸化炭素排出量を簡単に計算し、地球温暖化防止への意識を深めてもらうため、環境家計簿「ふなばしエコノート」を使いやすいものに改訂し出前講座等で配布している。
	船橋市地球温暖化防止活動推進員派遣制度	市内の市民活動団体や町会・自治会等が実施する学習会等に指導員又は講師として船橋市地球温暖化防止推進員を派遣している。
	緑のカーテンの促進	地球温暖化防止のため、公民館等の公共施設や家庭で緑のカーテンづくりができるよう、ゴーヤの苗3,600株を配布。市民等による取組を表彰する緑のカーテンコンクールを実施している。
	公共施設への省エネ・新エネ設備の導入	公共施設における再生可能エネルギー設備の導入や、省エネルギー型の設備に更新するなどの改修事業を行っている。
	船橋市再生可能エネルギー等導入方針	市公共施設等への再エネや省エネ設備の具体的な導入手順や時期を明らかにすることで、積極的な導入を推進し、もって地球温暖化防止、エネルギーの有効活用及び地域の防災対策に貢献することを目的にH27年3月に策定。
館山市	館山市バイオマスタウン構想	H21年3月策定。市内でのバイオマス利活用方法、推進体制、利活用目標を定め、資源を有効活用した持続可能な循環型社会を目指している。
	館山市地域新エネルギービジョン	H15年2月策定。地域内に存在し利活用が期待される太陽光や風力などの自然エネルギーをはじめとする「新エネルギー」の導入促進の基本方針としている。
	館山市地域新エネルギー詳細ビジョン	H16年2月策定。学社融合によるエコスクール事業を中心に、太陽光発電などの導入が学校から地域へと普及拡大することを目指している。
	館山市住宅用太陽光発電システム設置費補助金	H25年10月1日策定の、館山市住宅用省エネルギー設備設置費補助金と一本化した。
木更津市	第二次木更津市地球温暖化対策実行計画	H20年3月31日策定。本市が行う事務事業に関し、温室効果ガス排出削減の方策について実行計画として策定し、併せて、市民に対し地球温暖化対策に関する啓発、情報提供等を行うことにより温室効果ガスの排出削減に寄与することを目的とする。
	住宅用省エネルギー設備導入促進事業	地球温暖化の防止並びに家庭におけるエネルギーの安定確保及びエネルギー利用の効率化・最適化を図るため、住宅用省エネルギー設備の導入に対し助成を行う。
松戸市	松戸市地球温暖化対策実行計画	市民、事業者、行政が一体となって温室効果ガス削減に向けて取組むべき内容を記載したもの。従来の区域施策編と事務事業編を統合し、H28年3月に策定。
	松戸市クリーンエネルギー自動車導入促進事業	電気自動車及び燃料電池自動車を導入（購入・リース）する個人及び事業者に対し、電気自動車一台あたり3万円、燃料電池自動車一台あたり5万円を上限に補助。電気自動車はH22年度、燃料電池自動車はH27年度から実施。
	こどもエコクラブ支援事業	H12年度から実施。環境省の支援を受け、（公財）日本環境協会が全国規模で展開している環境活動のクラブ育成事業の地方事務局として情報提供など活動を支援する。H28年度 登録人数 383人。

市町村名	名 称	内 容
松 戸 市	松戸市住宅用省エネルギー設備設置促進事業	住宅用太陽光発電システムは H21 年、家庭用燃料電池システム(エネファーム)、定置用リチウムイオン蓄電システム及び電気自動車充電設備は H25、太陽熱利用システムは H27、地中熱利用システムは H28 から実施。各省エネ設備の普及促進を図るため、H28 年度は住宅用太陽光発電システムは出力 1kW あたり 2 万円(上限 7 万円)、家庭用燃料電池システム(エネファーム)及び定置用リチウムイオン蓄電システムは各上限 10 万円、電気自動車充電設備は上限 5 万円、エネルギー管理システム(HEMS)は上限 1 万円、太陽熱利用システムは上限 5 万円、地中熱利用システムは上限 10 万円を補助。
	松戸市省エネルギー住宅等普及促進事業	市内にゼロエネルギー住宅(ZEH)及びライフサイクルカーボンマイナス住宅(LCCM)を購入等した個人に対し、ZEH は 20 万円、LCCM は 80 万円を上限に補助。H28 年から実施。
	松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業	市内の事業所にエネルギー管理システムの導入、ゼロエネルギービルの購入等及び省エネ診断による設備改修等の実施を行った事業者に対し、エネルギー管理システムの導入は 40 万円、ゼロエネルギービルの購入等は 80 万円、省エネ診断による設備改修等の実施は 40 万円を上限に補助。ただし、環境マネジメントシステム規格取得事業者は上限額の引上げあり。H28 年から実施。
	燃料電池自動車用水素供給設備設置補助金	市内に燃料電池自動車用水素供給設備を設置するものに対して 30 万円を上限に補助。H27 年から実施。
野 田 市	野田市地球環境温暖化対策実行計画	H19 年 4 月策定(H29 年 8 月第 3 次実行計画策定)。地球温暖化防止を推進するため、市が行う事務及び事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組む。
	野田市住宅用省エネルギー設備設置補助金	住宅用省エネルギー設備の導入促進及び環境に配慮したエネルギー源の有効利用のため、省エネルギー設備を設置した方へ設置費用を一部補助。太陽光発電システム 1 キロワットあたり 2 万円(上限 9 万円)、家庭用燃料電池システム(エネファーム)10 万円、定置用リチウムイオン蓄電池システム 10 万円、太陽熱利用システム 5 万円
茂 原 市	茂原市地球温暖化対策実行計画	H19 年 4 月 1 日策定。市役所の事務・事業により排出される温室効果ガス(二酸化炭素等)の排出量を、H15 年度を基準年とし、H23 年度までに 7%削減することを目標。
	住宅用省エネルギー設備等促進事業	H27 年 4 月 1 日から実施。住宅用省エネルギー設備等を設置した市民に対し、経費の一部を補助。太陽光発電システム(出力 1kW あたり 2 万円、上限 7 万円)、家庭用燃料電池システム(上限 10 万円)、定置用リチウムイオン蓄電システム(上限 10 万円)、エネルギー管理システム(上限 1 万円)、電気自動車充電設備(上限 5 万円)。
成 田 市	成田市環境保全率先実行計画	H14 年 3 月策定(H20 年 3 月 第 2 次計画策定、H25 年 3 月 第 3 次計画(成田市役所エコオフィアクション)策定)市自らが成田市環境基本計画に定める環境配慮行動を実践し、環境にやさしいエコオフィスづくりを推進するために実行計画を策定した。
	環境家計簿 N A R I T A	H20 年 1 月作成。市のホームページで公開するとともに、窓口やイベント等開催の際に配布。
	住宅用省エネルギー設備設置費補助金	環境負荷の低減を図り、地球温暖化防止等環境の保全に資することを目的として、住宅用省エネルギー設備を新たに設置した市民に対し、補助金を交付する。(H21年10月から実施) <ul style="list-style-type: none"> ・住宅用太陽光発電システム 太陽電池モジュールの最大出力1kWあたり3万円(上限12万円)。(H25年10月から実施) ・住宅用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム) 1設備あたり上限額10万円を補助 ・住宅用定置用リチウムイオン蓄電池 1設備あたり上限額10万円を補助 ・住宅用エネルギー管理システム機器(HEMS) 1設備あたり上限額1万円を補助 ・住宅用電気自動車等充電設備 1設備あたり上限額5万円を補助 (H27年8月から実施) ・住宅用太陽熱利用システム 1設備あたり上限額5万円を補助 (H28年5月から実施) ・住宅用地中熱利用システム 1設備あたり上限額10万円を補助 H30年度まで。
	省エネナビ市民モニター	家庭の電気使用量や排出CO2を計測する「省エネナビ」と「エコワット」を希望する市民に貸し出し。10台まで。
	成田市地球環境保全協定	H25年4月から実施。温暖化などの地球環境問題への対策として、事業者と市で協定を締結し、協働して環境保全活動を実施する。
佐 倉 市	環境家計簿	電気・ガス・ガソリンなどの使用量やごみの排出量から、家庭の二酸化炭素排出量を算出。市ホームページで公開するほか、イベント等で配布。
	佐倉市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	H20 年 3 月策定の「佐倉市地球温暖化対策地域推進計画」を改定し、H28 年 3 月策定。市域から排出される温室効果ガスの排出抑制のため、市民・事業者・市が取り組む施策等について定める。
	佐倉市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	H26 年 3 月策定。佐倉市役所の事務及び事業において温室効果ガス排出量の削減に取り組むための法定計画。
	佐倉市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金	太陽光発電システム(出力 1kW あたり 2 万円、上限 7 万円)、家庭用燃料電池システム(10 万円)、定置用リチウムイオン蓄電システム(10 万円)、エネルギー管理システム(1 万円)、電気自動車等充電設備(5 万円)、太陽熱利用システム(5 万円)、地中熱利用システム(10 万円)に対する補助。
	エコライフ推進員	市から委嘱された推進員(15 名以内)が、市の施策への協力や自らの日常生活において、地球温暖化防止活動を行う。
東 金 市	東金市地球温暖化対策実行計画	H12 年 11 月に策定。東金市の事務事業により排出される温室効果ガスの排出抑制についての実行計画。

市町村名	名称	内容
東 金 市	東金市住宅用太陽光発電システム設置補助金	H23年度から実施。住宅用太陽光発電システムの出力1kWあたり2万円（上限8万円）の補助
旭 市	旭市地球温暖化対策推進実行計画	H20年3月策定。H26年3月改定。 本市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出等の削減を行うことにより、地球温暖化対策の推進を図る。
	旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金	H26年4月1日改正。太陽光発電システム（2万5千円/kW、上限10万円）、家庭用燃料電池システム（上限10万円）、定置用リチウムイオン蓄電システム（上限10万円）、エネルギー管理システム（上限1万円）、電気自動車充電設備（上限5万円）
習 志 野 市	習志野市地球温暖化防止実行計画	H21年10月策定。地球温暖化防止を推進するため、市自らが事業者であるとの立場にたって、自らの事務事業に伴って排出している温室効果ガス排出量の削減に向けた実行計画を策定。
	習志野市地球温暖化対策地域推進計画	H21年6月策定。国や県の地球温暖化対策・施策と連携して、温室効果ガスの排出削減のための総合的、計画的な施策を策定し、市民・事業者・市が主体的に地球温暖化防止を推進していく。
	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	H21年度から実施。住宅用太陽光発電システムを設置した市民に対し、経費の一部を補助。1kWあたり2.5万円、上限10万円。
	住宅用省エネルギー設備設置費補助事業	H25年度（H26年1月）から実施。住宅用省エネルギー設備を設置した市民に対し、経費の一部を補助。定置用リチウムイオン蓄電システム上限10万円、エネルギー管理システム（HEMS）上限1万円、電気自動車充電設備（V2H）上限5万円、太陽熱利用システム上限5万円（H27年度より追加）。地中熱利用システム（H28年度より追加）。
	家庭用燃料電池設置費補助事業	H26年度から実施。家庭用燃料電池を設置した市民に対し、経費の一部を補助。1台につき都市ガス利用の設備、上限30万円。LPガス利用の設備、上限10万円。
柏 市	第二期柏市地球温暖化対策計画	H26年3月策定。市域におけるCO2排出量をH17年度比H32年度までに3.8%削減とする計画。
	柏市エコアクションプラン	公共施設におけるCO2排出量をH24年度比H32年度までに15%以上削減する計画。
	エコハウス促進総合補助金	7つのメニューで、住宅のエコハウス化を総合的に補助。エコ窓改修、太陽光発電設備、HEMS、エネファーム、定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車充電設備、太陽熱利用システム。
	太陽光発電設備設置運営事業（土地貸し）	未利用地であった小学校跡地を貸し付け、民間事業者が太陽光発電設備（500kW）を設置。
	フットパス	戸外活動を促進し在宅消費エネルギーを削減するため、「フットパスコース」を整備し、ウォーキングイベントを年2回開催。
勝 浦 市	第2次勝浦市地球温暖化防止対策実行計画	H26.3策定。市の事務及び事業に関して温室効果ガス排出量の削減に取り組む。H29年度までにH24年度比4%削減。
	勝浦市住宅用省エネルギー設備等設置補助事業	市内の住宅に省エネルギー設備等を設置する市民に対し補助する。（太陽光発電システム：1kW当たり2万円（上限7万円）、家庭用燃料電池システム：上限10万円、定置用リチウムイオン蓄電システム：上限10万円、エネルギー管理システム：上限1万円、電気自動車充電設備：上限5万円）
市 原 市	市原市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	H24年3月策定。市民、事業者、市が地球温暖化の影響や対策の必要性を再認識するとともに、それぞれの役割を明らかにし、協働して着実に実行することにより、温室効果ガスを削減する。
	市原市バイオマスタウン構想	H21年2月公表。市のバイオマス活用目標、今後展開するバイオマス施策の基本的な取組方針を定める。
	市原エコ・オフィスプラン[2013～2020]	H25年3月改訂。自らの事業事務に伴って排出される温室効果ガスを率先して削減等を図ることにより、市民、事業者の主体的な取組を促す。
	市原市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付事業	補助対象設備：太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム、定置用リチウム蓄電池システム、エネルギー管理システム、電気自動車充電設備、太陽熱システム
	緑のカーテン事業	H21年度から実施。ツル性の植物を建物の外側に伸ばすことにより、二酸化炭素排出削減につながる。H28年度実績：市内公共施設7ヶ所に設置支援。
流 山 市	流山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	H29年3月に第3期計画を策定。流山市の地域特性にあった地球温暖化対策により、温室効果ガス排出量の削減を目標として策定した。削減目標：2030年度までに、2007年度比で20%削減する。
	流山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	H28年3月策定。市役所から排出される温室効果ガスの排出抑制を目的とし、主な取組は庁舎等の省エネルギーの推進であり、市民や事業者に対しての率先垂範の役割を果たすものとして策定した。削減目標：2020年度までに2014年度比で10%削減する。
	緑のカーテン事業	自治会等を対象に地域ぐるみでの普及を図るため、118自治会にゴーヤ苗7,483株、種14,288粒、学校、保育所、公共施設等にゴーヤ苗1,980株を無料配布。市民、事業者が設置した緑のカーテン写真及びゴーヤレシビコンテストを実施。
	太陽光発電設備設置奨励事業	地球温暖化対策として、太陽光発電設備を設置する市民に対し、奨励金を交付。1kWあたり3万円（上限12万円）を交付。H28年度 交付件数164件 18,715,000円
	住宅用省エネルギー設備設置補助事業	地球温暖化対策として、住宅用省エネルギー設備を市内事業者から購入・設置する市民に対し、奨励金を交付。家庭用燃料電池システム（エネファーム）：10万円 定置用リチウムイオン蓄電システム：10万円 エネルギー管理システム（HEMS）：1万円 電気自動車充電設備：5万円 太陽熱利用システム：5万円（各設備の金額は補助金の補助上限額）H28年度 交付件数97件 4,880,000円
八 千 代 市	八千代市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	H28年3月策定。市内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組を推進し、温室効果ガス総排出量を削減することを目的とする。H28年度から32年度までを計画期間とする第4次計画を展開している。
	エコアクション21	H21年3月認証取得。「エコアクション21」を活用し、地球温暖化対策実行計画の継続的な改善を目指している。

市町村名	名 称	内 容
八 千 代 市	八千代市地域新エネルギー・省エネルギービジョン	H22年2月策定。八千代市におけるエネルギー消費量削減のため、新エネルギーの導入・省エネルギーの推進、地球温暖化対策に取り組んでいく。
	八千代市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金	住宅用省エネルギー設備等を設置する方に、費用の一部を補助する。 太陽光発電設備：太陽電池の最大出力1kWあたり2万円（上限7万円） 家庭用燃料電池システム（エネファーム）：10万円 太陽熱利用システム：5万円
我 孫 子 市	あびこエコ・プロジェクト4	第四次環境保全のための我孫子市率先行動計画・我孫子市地球温暖化対策実行計画としてH28年3月に策定。市が行う事務事業に関して、環境への負荷の低減、温室効果ガス排出抑制と、市民・事業者の環境に配慮した指針の普及を図る実行計画。
	我孫子市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金	環境への負荷の低減及びエネルギーの有効活用を図るため、住宅用省エネルギー設備等を新たに設置した者に対し補助金を交付する。 太陽光発電システム（蓄電池またはHEMS併設に限る。住宅の新築工事と同時施工は対象外。1kW当たり2万円、上限9万円。市内事業者と契約の場合は3万円加算、ただし合計の上限10万円。）、太陽熱利用システム（上限5万円）、地中熱利用システム（上限10万円）、家庭用燃料電池システム（エネファーム）（上限10万円）、定置用リチウムイオン蓄電池システム（上限10万円）
鴨 川 市	鴨川市地域新エネルギービジョン	太陽光や風力などの自然エネルギー、廃棄物などのリサイクルエネルギー、クリーンエネルギー自動車などの環境負荷の少ないエネルギー利用方法のうち、鴨川の特徴を活かした新エネルギーの導入を検討すべくビジョンを策定した。
	鴨川市住宅用省エネルギー設備設置事業補助金	住宅用省エネルギー設備を設置する者に対し補助金を交付。住宅用太陽光発電設備：上限9万円 太陽熱利用システム：上限5万円 地中熱利用システム：上限10万円 家庭用燃料電池システム（エネファーム）：上限10万円 定置用リチウムイオン蓄電システム：上限10万円（H21年度から実施）
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策）	地球温暖化対策を総合的、計画的に推進することを目的としてH22年3月策定。
	鎌ヶ谷市再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置促進事業	以下の6設備の設置する者に対し、補助金を交付する。 ・太陽光発電システム・・・上限3万円（H22年度から実施） ・燃料電池システム（エネファーム）・・・上限15万円（H23年度から実施） ・リチウムイオン蓄電池システム・・・上限15万円（H25年度から実施） ・エネルギー管理システム（HEMS）・・・上限1万5千円（H25年度から実施） ・電気自動車充電設備・・・上限7万5千円（H25年度から実施） ・太陽熱利用システム・・・上限7万5千円（H28年度から実施）
君 津 市	第4次君津市地球温暖化対策実行計画	H29年3月策定。地球温暖化防止のため、本市が行う事務及び事業を対象として、温室効果ガスの排出量削減の推進に取り組む。計画期間：H29～33年度、削減目標：H27年度比10%削減
	住宅用太陽光発電システム設置補助金	H17年度から実施。出力1kWあたり20,000円（6万円を限度とする）
	家庭用燃料電池システム設置補助金	H25年10月から実施。10万円を限度とする。
富 津 市	富津市住宅用省エネルギー設備等設置補助金	・太陽光発電システム 20,000円/kW・最大90,000円（23年度から実施） ただし、太陽光発電システムは、一定の要件を満たすHEMSまたは定置用リチウムイオン蓄電システムを併設した既築住宅に設置した場合のみ ・家庭用燃料電池システム（エネファーム） 最大100,000円（29年度から実施） ・定置用リチウムイオン蓄電システム 最大100,000円（29年度から実施）
浦 安 市	浦安エコホーム事業	H15年度から実施。地球温暖化の防止、資源の有効活用、エネルギーの有効利用等地球環境の保全を図るため、自ら居住し、または居住しようとする住宅に対象設備を設置する方（建売住宅を購入する場合を含む）に、その設置費用の一部の補助を行う。 補助対象設備（補助率・上限額） 太陽光発電システム（2万5千円/kW・上限額10万円） 家庭用燃料電池システム（上限額・10万円） リチウムイオン蓄電システム（上限額・10万円） エネルギー管理システム（上限額・1万円） 雨水貯留タンク（上限額・1万円） 太陽熱利用システム（上限額・5万円）
	第3次浦安市公共施設における地球温暖化対策実行計画	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方自治体実行計画（事務事業編）をH23年9月に策定。 市の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出の抑制等の措置により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とし、H28年度までに6%削減を目標に計画を実施している。
四 街 道 市	四街道市地球温暖化対策実行計画	H26.6月策定。市の事務・事業を対象として、温室効果ガスの排出抑制に取組み、地球温暖化対策の推進を図る。
	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	H23年度から実施。自らが居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置した者に対し、補助金を交付する。太陽光発電システムの出力1kWあたり20,000円（上限60,000円）
	住宅用省エネルギー設備設置費補助金	H25年度から実施。自らが居住する市内の住宅に省エネルギー設備を設置した者に対し、補助金を交付する。 ①家庭用燃料電池システム（上限100,000円）②定置用リチウムイオン蓄電システム（上限100,000円）③電気自動車充電設備（上限50,000円）
袖 ヶ 浦 市	第三次袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画	H25年2月策定。本市自らの事業活動に伴って排出される温室効果ガス総排出量を算定・把握し、温室効果ガスの排出抑制をする。対象となる事務事業：本市全ての事務事業で、公共事業委託等により管理されているものを除く。計画対象期間：H24～H28年度。

市町村名	名 称	内 容
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市住宅用省エネルギー設備設置補助金	太陽光発電システムを設置する市民の方に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 1kW 当たり 2 万円 上限 7 万円 燃料電池システムを設置する市民の方に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。上限 10 万円 定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する市民の方に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。上限 10 万円
八 街 市	八街市役所地球温暖化対策実行計画	H23 年 3 月策定。市の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量を基準年度(H20 年度)に比べて H27 年度までに 6%削減することを目指す。
	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	H23 年度から実施。自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置した方、または、太陽光発電システムが設置された住宅を購入し自ら居住する方に 1kW 当たり 2 万円(上限 7 万円)を交付。
	第 3 次印西市庁内エコプラン (地球温暖化対策実行計画)	市の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量を基準年度(H22 年度)に比べて H29 年度までに 5%削減することを目指す。計画期間 H25～29 年度。
	印西市グリーン購入推進指針	製品ごとに購入する観点をまとめ、庁内において推進する。
印 西 市	印西市住宅用省エネルギー設備設置費補助金	太陽光発電システム：1kW 当り 3 万円 (上限 12 万円) 太陽熱利用温水器：上限 5 万円 家庭用燃料電池システム (エネファーム)：上限 10 万円 定置用リチウムイオン蓄電池システム：上限 10 万円 地中熱利用システム：上限 10 万円 エネルギー管理システム (HEMS)：上限 1 万円 電気自動車充電設備：上限 5 万円
	グリーンカーテン事業	H23 年度から実施。市公共施設において、グリーンカーテンを設置。(H28 実績：63 施設) また、ゴーヤ・アサガオ等の種子を市民に無料配布。(11, 300 袋) グリーンカーテンコンテストの実施。
白 井 市	白井市地球温暖化対策実行計画	地球温暖化防止のため、市が行う事務及び事業を対象として、温室効果ガスの排出量の削減に取り組む。
	白井市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金	住宅用省エネルギー設備等を設置した人へ設置費の一部を補助する。 太陽光発電システム出力 1kW あたり 2 万円 (上限 9 万円) 既築住宅で蓄電池又は HEMS 併設のみ対象、燃料電池 10 万円、蓄電池 10 万円、太陽熱 (自然循環型を除く) 5 万円
富 里 市	富里市地球温暖化対策実行計画	H29 年 4 月策定。市の事務・事業から排出される温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止の推進を図る。
	富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金	地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用省エネルギー設備を設置する方に、その設置費用の一部を補助する。 太陽光発電システム：出力 1kW あたり 2 万 5 千円 (上限 10 万円) 市内施工業者を利用した場合、出力 1kW あたり 3 万円 (上限 12 万円) 家庭用燃料電池システム：限度額 10 万円 定置用リチウムイオン蓄電池システム：限度額 10 万円
南 房 総 市	南房総市地球温暖化対策実行計画	H28 年 3 月 29 日改正。本市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制のための計画を策定し、取組を推進することにより地球温暖化対策の推進を図る。
	南房総市エコライフカレンダー	市内小学 4～6 年生を対象とした環境ポスター及び中学生以上を対象とした環境標語を募集し、入賞作品を掲載した環境カレンダーを作成、小学校・中学校全児童生徒等に配布する。
	太陽光発電新技術等フィールドテスト事業	千倉保健センター屋上に太陽光発電設備を導入し、保健センターの電気の一部をまかなっている。
	南房総市バイオマスタウン構想	H21 年 3 月策定。市内で発生するバイオマスの利活用方法や利活用目標を定め、資源を有効活用した持続可能な循環型社会を目指す。
	エコライフ体験学習(緑のカーテン)	H22 年度から地球温暖化対策の一環で、緑のカーテンづくりの普及推進を図る。市内小、中学校及び市民に、ゴーヤやキュウリの苗を配布し、緑のカーテンを作り、自然の日よけによる効果を体験する。また、実った野菜を食べることで地産地消運動の推進を図る。
	住宅用省エネルギー設備設置費補助金	H23 年度から太陽光発電システム補助から始まり、 H28. 7. 1 から県の補助要項に合わせて、次のエネルギー設備を設置する個人に対し補助金を交付する。 ・太陽光発電システム 1kW 当たり 2 万円 (上限 7 万円) ・太陽熱利用システム(上限 5 万円) ・家庭用燃料電池システム(エネファーム) (上限 10 万円) ・地中熱利用システム(上限 10 万円) ・定置用リチウムイオン蓄電システム (上限 10 万円) ・エネルギー管理システム (HEMS) (上限 1 万円) ・電気自動車充電設備 (上限 5 万円)
匝 瑛 市	第 2 次匝瑛市地球温暖化防止実行計画	H29 年 4 月策定。市の事務及び事業に関して温室効果ガスの排出削減等の措置を行うことにより、地球温暖化対策の推進を図る。温室効果ガスの排出量を、基準年度 (H27 年度) に比べて H32 年度までに 4%以上の削減を目指す。
	緑のカーテン推進事業	H23 年度から実施。アサガオ・ゴーヤの種を市内の家庭・事業所に無料配布した。市関連施設においても緑のカーテンを配置した。
	住宅用太陽光発電システム設置助成事業	H24 年度から実施。住宅用太陽光発電システムを設置する人に対し、出力値 1kW あたり補助金 2 万円(上限 7 万円)、奨励金 1 万円 (上限 3 万 5 千円) を助成。
香 取 市	香取市地球温暖化対策実行計画 (改訂版) の策定	H25 年 3 月策定。香取市の事務・事業における地球温暖化防止対策。実施期間：H25～29 年。削減目標：市役所全ての施設から発生する温室効果ガス発生量を基準年度 (22 年度) 比 7.0%削減する。
	香取市住宅用省エネルギー設備設置補助金	H23 年度から太陽光発電システム補助から始まり、H25 年度から県補助要綱に合せて、つぎの省エネルギー設備を設置する者に対し、補助金を助成している。 ・太陽光発電システム 1kW 当たり 2 万円 上限 8 万円 ・家庭用燃料電池システム (エネファーム) 上限 10 万円 ・定置用リチウムイオン蓄電システム 上限 10 万円 ・エネルギー管理システム (HEMS) 上限 1 万円 ・電気自動車充電設備 上限 5 万円 ・太陽熱利用システム 上限 5 万円 (平成 27 年 8 月から) ・地中熱利用システム 上限 10 万円 (平成 28 年 4 月から) ・薪ストーブ 上限 5 万円 (平成 29 年 2 月から)

市町村名	名称	内容
香 取 市	太陽光発電事業	市自らが電気事業者となり、未利用の市有地を利用した太陽光発電事業を展開中。
山 武 市	山武市地球温暖化防止推進委員会設置要綱	H21年12月16日制定。山武市の事務及び事業に関する山武市地球温暖化防止実行計画の策定及び推進をするため、山武市地球温暖化防止推進委員会を設置する。
	住宅用省エネルギー設備設置補助金	H23年から実施。地球温暖化対策促進のため、住宅用省エネルギー設備等を設置する者に対し、補助金を交付します。・太陽光発電システム1kWあたり2万円(限度額9万円)・定置用リチウムイオン蓄電システム(限度額10万円)
い す み 市	いすみ市住宅用太陽光発電システム設置補助金	地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用太陽光発電システムの設置に要する経費について、予算の範囲内において、発電システムを設置する者に対し、補助金を交付する。
	地球温暖化対策実行計画	H29年3月制定。本市の各施設等における事務・事業活動を対象に温室効果ガス排出量の削減に努める。計画期間：H29～33年度
大 網 白 里 市	地球温暖化対策実行計画	H28年7月制定。本市の施設等(市長部局及び教育部局事務の事業、出先機関等を含めた施設及び公用車)を対象に温室効果ガスの排出量の削減に努める。計画期間：H28～32年度
酒 々 井 町	酒々井町地球温暖化防止実行計画	H29年2月制定。町の事務・事業の実施に際し、温室効果ガスの排出抑制等の地球温暖化防止に向けた取組を計画的に実行する。基準年度(H28年度)。計画年度(H29～33年度)。
	住宅用太陽光発電システム設置補助金事業	H23年11月から実施。町内の自らが居住する住宅に、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、1kWあたり4万円(上限14万円)を補助する。
	住宅用省エネルギー設備設置補助金事業	H25年11月から実施。町内の自らが居住する住宅に、家庭用燃料電池システム(エネファーム)または、定置用リチウムイオン蓄電池システムを設置する者に対し、1基あたり20万円を補助する。
栄 町	住宅用省エネルギー設備設置補助金	地球温暖化の防止並びに家庭におけるエネルギーの安定確保又はエネルギー利用の効率化及び最適化を図ることを目的とし、住宅用省エネルギー設備を設置する者に対し、補助金を交付する。 ・太陽光発電システム(H23年度から実施)：1kWあたり2万円(限度額9万円) ・家庭用燃料電池システム(H25年度から実施)：上限10万円 ・定置用リチウムイオン蓄電システム(H25年度から実施)：上限10万円 ・太陽熱利用システム(H27年度から実施)：上限5万円 ・地中熱利用システム(H28年度から実施)：上限10万円
神 崎 町	神崎町住宅用太陽光発電システム設置補助金	H23年度から実施。住宅用の太陽光発電設備を設置する者に対し補助金を設置する。1kWあたり3万円(上限12万円)
多 古 町	多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金	H23年10月1日施行。H29年4月1日全部改正 ・太陽光発電システム：上限18万円 ・太陽熱システム：上限10万円 ・地中熱システム：上限20万円 ・家庭用燃料電池システム：上限20万円 ・定置用リチウムイオン蓄電システム：20万円
	多古町地球温暖化対策実行計画	平成22年10月策定。多古町の事務事業の実施にあたり本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。
東 庄 町	東庄町地球温暖化対策実行計画	H21年3月制定。本町の事務及び事業に関し、温室効果ガス等の削減に取り組み、地球温暖化対策の推進を図る。
	東庄町住宅用省エネルギー設備設置補助	H26年1月から実施。地球温暖化の防止並びに家庭におけるエネルギーの安定確保及びエネルギー利用の効率化・最適化を図るため、設置費の一部を助成している。対象設備：太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電システム、エネルギー管理システム、電気自動車充電設備、地中熱利用システム
九 十 九 里 町	住宅用太陽光発電システム設置補助制度	H23年10月17日制定。地球温暖化の防止及び地域の再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し設置費用の一部を助成 補助率1kWあたり3万円を乗じた額とし、10万5千円を限度とする。
芝 山 町	芝山町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱	H23年9月20日策定。地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
横 芝 光 町	横芝光町住宅用省エネルギー設備等設置補助金	H27年12月1日制定。地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、太陽光発電システムは、1kW当り2万円を乗じた額で、9万円が限度額(町内業者による施行の場合は1kW当り3万円を乗じた額で、13万5千円が限度額)。太陽熱利用システムについては、5万円が限度額とする。
一 宮 町	一宮町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱	H24年4月1日 施行。地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、予算の範囲内において、一宮町補助金等交付規則及び告示に基づき補助金を交付する。補助金の額は1kW当り3万円を乗じて得た額とし、10万5千円を限度とする。
	一宮町地球温暖化対策実行計画	H22年3月制定。一宮町の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の取組を実行することにより、町民・事業者の模範となり、地球温暖化防止に向けての自主的な取組を推進することを目的とする。
	一宮町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱	H25年9月27日制定。地球温暖化の防止並びに家庭におけるエネルギーの安定確保及びエネルギー利用の効率化・最適化を図るため、住宅用省エネルギー設備を設置する者に対し、補助金を交付する。 家庭用燃料電池システム(エネファーム) 上限10万円 定置用リチウムイオン蓄電システム 上限10万円 エネルギー管理システム(HEMS) 上限1万円 電気自動車充電設備 上限5万円
睦 沢 町	睦沢町地球温暖化防止実行計画	H23年7月策定 町の事務事業の実施にあたり本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標に向け様々な取り組みを行い、地球温暖化対策を推進する。
	睦沢町住宅用太陽光発電設備設置費補助金	H24年4月から事業を実施し、3.5kWを上限とし1kWあたり50,000円の補助を行っている
長 生 村	長生村役場地球温暖化対策実行計画	長生村の事務及び事業に関し、職員自らが温室効果ガス排出抑制等の取組を実施し、村民・事業者の模範となり、地球温暖化防止に向けて自主的な取組を推進することを目的としている。(H21年4月策定・H26年4月改訂)
	長生村住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱	住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、補助金を交付。1kWあたり3万円を乗じた額。上限10万5千円(H28年9月20日制定)

市町村名	名 称	内 容
白 子 町	白子町地球温暖化対策実行計画	H23年3月策定。白子町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。
	住宅用太陽光発電システム設置補助金	H24年度から実施。住宅用太陽光発電システムを設置する方に対し、補助金を交付する。 太陽光発電システム最大出力に1kWあたり4万円を乗じた額（限度額 既設 18万円 新築 9万円）
長 柄 町	長柄町地球温暖化対策実行計画	H23年3月策定。長柄町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。
長 南 町	長南町地球温暖化対策実施計画	H22年3月策定。長南町の事務事業にあたって、本計画に基づいて温室効果ガスの削減目標にむけて様々な取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的としている。
	長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金	H25年4月1日施行。家庭における地球温暖化対策促進を目的とし、設備設置する者に対し補助金を交付する。 太陽光発電システム 上限18万円 太陽熱利用システム 上限5万円 定置用リチウムイオン蓄電システム 上限10万円
大 多 喜 町	大多喜町地球温暖化対策実行計画	H26年4月1日施行。大多喜町の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出等の取組や総排出量の削減目標を定め、地球温暖化防止対策への推進に繋げる事を目的とする。
御 宿 町	御宿町地球温暖化対策実行計画	H21年4月1日施行。御宿町の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等の取組や総排出量の目標を定め、地球温暖化防止に向けての自主的な取組を推進することを目的とする。
	御宿町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱	H25年10月2日施行。家庭における地球温暖化対策促進のため、住宅用省エネルギー設備を設置する者に対し、補助金を交付する。 太陽光発電システム 上限18万円 家庭用燃料電池システム（エネファーム） 上限10万円 定置用リチウムイオン蓄電システム 上限10万円 太陽熱利用システム 上限5万円
鯉 南 町	鯉南町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱	H25年10月1日施行。地球温暖化防止並びに家庭におけるエネルギーの安定確保及びエネルギー利用の効率化・最適化を図るため、住宅用省エネルギー設備を設置する者に対し、補助金を交付する。 太陽光発電システム 上限7万円 家庭用燃料電池システム（エネファーム） 上限10万円 定置用リチウムイオン蓄電システム 上限10万円 エネルギー管理システム（HEMS） 上限1万円 電気自動車充電設備 上限5万円

エ 保存樹木・保全緑地等

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	保存樹木・保存樹林	S46年度から市街化区域及びその周辺に存する一定の基準を満たした樹木・樹林を良好な都市環境の保全と都市の美観風致の維持を目的として、所有者の協力を得て「保存樹木」あるいは「保存樹林」として指定している。保存樹木 558本 奨励金 3,000円/本 保存樹林 約218.2ha 奨励金 10円/㎡
	市民の森	S48年度から市民に自然の恵沢を十分享受できる憩いの場を提供するため風致や景観が優れている樹林地を市民の森として設置している。 9か所・約25.1ha 奨励金 20円/㎡（市街化区域）、10円/㎡（市街化調整区域）
	市民緑地	土地等の所有者が自らの土地を住民の利用に供する緑地として提供することを支援・促進すると共に、緑の保全・創出を推進する。 使用貸借契約（無償）を締結した場合、固定資産税は非課税、また、契約期間が20年以上の場合相続税は2割評価減となる。19か所 約20.0ha
市 川 市	緑地等保全事業	「市川市緑化対策事業補助金交付規則」を、「市川市緑地等保全事業補助金交付規則」に改称し、H26年4月1日に施行。緑地等保全事業に協力する者には、補助金を交付する。 <H28年度実績> 交付対象面積 39.3ha 補助額 11,484千円
	協定樹木管理事業	「市川市巨木等の保存等に係る協定に関する要綱」の規定に基づき、締結された保存樹木の3年に一度の剪定等（費用の1/2、上限3万円）に対する協定者への補助。 <H28年度実績> 交付対象樹木数 175本
船 橋 市	指定樹木等助成制度	支給基準 樹林 30円/㎡、樹木 5,000円/本、生垣 100円/m ※市街化調整区域内は半額 ※樹林については、固定資産税、都市計画税相当額を加算。 S48年9月29日制定 H28年度 支給総額 21,106千円
松 戸 市	松戸市緑の条例に伴う緑地保全事業	都市の自然環境を良好に保全するために、条例の基準に該当する樹林および樹木を指定し、助成する制度。 ・保全樹林地区 20円/㎡・年 ・特別保全樹林地区 30円/㎡・年 ・保護樹木 2,000円/本・年 H28年度実績 総支給額 13,777,741円
野 田 市	野田市緑地保存に関する実施要綱	市民の森：助成金基準 90円/㎡ H28年度実績 支給額：1,187,621円 名木古木：助成金基準 2,000円～5,000円/本 H28年度実績 指定数：17本 支給額：52,500円
佐 倉 市	佐倉市名木、古木、樹林、草地等保存選定事業	市内に所在する名木、古木、樹林、草地等で樹齢100年以上の保存価値の高いもの等で、選定基準に該当するものを選定し、所有者等に対し報償金を交付している。（S50年7月1日制定） 名木、古木 3,000円/本・年、樹林・草地 3円/㎡・年（最低3,000円～最高30,000円）、選定件数 100件 H28年度支給総額 469,770円

市町村名	名 称	内 容
習 志 野 市	保護地区等助成金	自然保護地区、都市環境保全地区及び保存樹木の指定を受けている所有者に対し助成金を交付。 自然保護地区：10,217㎡（年間：5,500円+11円/㎡） 都市環境保全地区：38,102㎡（年間：5,500円+11円/㎡） 保存樹木：12本（年間：3,000円/本）
柏 市	柏市緑を守り育てる条例及び施行規則、要綱	(1) 固定資産税・都市計画税の免除 (2) 指定の基準 保護地区（700㎡以上の山林）、保護樹木（高さ12m以上、幹周り1m以上）
市 原 市	樹林保全地区等指定奨励金	市原市緑の保全及び推進に関する条例等に基づき、指定基準を満たす樹林や樹木に対して指定し、奨励金を交付。 ・樹林保全地区：6円/㎡・年 ・保護樹木：市街化区域5,000円/本・年、その他区域3,000円/本・年 平成28年度交付額：5,057,246円
流 山 市	保存樹木・樹林補助金	流山市緑化推進及び保全に関する条例に基づき、一定の要件（高さ、幹周など）を満たす樹木または樹林に対して保存樹林等の指定を行って補助する制度。 補助額：樹木3,500円/本、樹林15円/㎡（対象面積500㎡以上） H28年度末状況 保存樹木：119本（2本年度途中解除）、保存樹林：54,713㎡
八 千 代 市	環境保全林 保存樹木	・市街化区域内の樹林、寺社の樹林500㎡以上を有するもの。9ヶ所29,672㎡指定（H29年3月31日） ・保全林以外の樹林で幹周り1.2m以上高さ10m以上であり、樹容美観に優れていること。40ヶ所81本指定（H29年3月31日） ・緑化推進事業助成金（保全林30円/㎡、保存樹木3,000円/本） 支給総額1,133,160円（H28年度実績）
我 孫 子 市	保存緑地・保存樹木の指定	我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく指定制度。（助成金+固都税額） 保存緑地助成金20円/㎡ 総面積 225,131.69㎡ 保存樹木助成金1,500円/本 総本数198本（H28年度末現在）
	手賀沼沿い斜面林保全指定	我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例に基づく指定制度。（助成金+固都税額） 保全特別樹林 市街化区域60円/㎡ 調整区域40円/㎡ 合計29,346㎡ 保全樹林 市街化・調整区域30円/㎡ 11,043㎡ 手賀沼沿い保全樹木 5,000円/本 23本（H28年度末現在）
鎌 ヶ 谷 市	保全林助成金 保存樹木助成金	・保全林助成金：面積×30円（年額） 指定箇所：14箇所（42,186㎡） 総支給額：1,212,055円 ・保存樹木助成金：1本あたり1,500円（年額） 指定本数：12本 総支給額：18,000円
	ふれあいの森助成金	・ふれあいの森助成金：面積×30円+都市計画税+固定資産税（年額） 指定箇所：10箇所（41,754㎡） 総支給額：3,050,916円 （H29年3月31日）
君 津 市	自然保護地区及び保存樹木等指定事業	自然環境を保護する観点から自然保護地区の指定（1,000㎡以上）や自然環境の確保及び美観風致を維持するため保存樹木の指定を行っている。 ・自然保護地区 補助率：1,000㎡につき3,000円、対象地区総面積：26,219㎡、支給総額：78,640円 ・自然保存樹木 補助率：1本につき1,000円（年額）、対象本数：24本、支給総額：24,000円
浦 安 市	保存樹木指定事業助成金	規則制定 S55年2月14日。保存樹木を制定し、樹木の保全と管理に要する経費を助成金として交付する。 規則改定 H25年4月1日。指定基準、補助額の改定。補助5千円/本・年（特例時1万円/本・年） 現在29団体（神社寺管理団体・個人） H28年度末 603本、29団体、総額 3,455,000円
四 街 道 市	四街道市樹木・樹林等保存選定事業	要綱に基づき、保存樹木及び樹林を選定している。 選定箇所：樹木39本、樹林6箇所8,637㎡。（H28年度）
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市生垣設置奨励補助金交付要綱	住宅用地に生垣を設置する者に対し、その経費の一部を補助金として交付している。補助金額2,000円/m H27年度実績 補助件数3件 補助金総額122千円
	袖ヶ浦市保存樹木等助成金交付要綱	条例に基づき指定した保存樹木等の保全をするために要する経費の一部を助成金として交付している。 助成額：樹木1,000円/本・年、樹林3円/㎡・年
白 井 市	白井市緑地保全事業	生活環境に必要と認められる良好な緑地を保存するため、保全緑地として指定を受けている所有者に対し、固定資産税・都市計画税相当額を負担する。特別保全緑地 総面積 45,556㎡
	文化財保存・周知事業	市指定文化財（天然記念物）として樹木を指定しており、所有者に対し報償金を交付。 樹木指定件数 2件 10,000円/件（年額）

オ 自然環境保全のための協定制度

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	工場等緑化協定	敷地面積500㎡以上を有する工場等の事業者と協議のうえ、緑化協定を締結する。 協定締結数 860か所 敷地面積 約1,575ha 緑化計画面積 約232.5ha
	緑地協定	緑化による住みよいまちづくりのために、都市緑地法に基づく緑地協定の締結を推進する。 協定締結実績177地区 約613.6ha
	市民緑地の維持管理に関する協定	市民が身近な自然とふれあえる場を創出するため、H18年8月1日に制定した「千葉市市民緑地設置事業実施要綱」に基づき、地権者、活動団体、千葉市の三者にて市民緑地の維持管理に関する協定を締結する。 市民緑地19か所 約20.0ha 協定締結団体21団体
	谷津田保全協定及び谷津田保全活動協定	千葉市の原風景であり、多様な生態系を有する谷津田の自然を保全するため、H15年7月「谷津田の自然の保全施策指針」を策定した。また、「谷津田の自然の保全に関する要綱」を制定し、地権者との保全協定締結や保全区域の指定を進めるとともに、保全活動を積極的に行える団体と保全活動協定を締結した。 谷津田等の保全区域25地区 保全協定締結面積53.3ha、保全活動協定締結団体4団体（H29年3月末現在）

市町村名	名 称	内 容
市 川 市	都市緑地法による緑地協定	市街地の良好な環境を確保するため、都市緑地法に基づく緑地協定の締結を推進する H28年度累計 市内9箇所 5.5ha
船 橋 市	保存樹木及び緑地保全・創出協定	敷地面積500平方メートル以上の開発行為及びその他の事業をしようとするものは市と緑地の協定を結び、緑化及び保全に努める。 H28年度 協定件数 100件 計画緑地面積 36,397.53㎡
野 田 市	野田市貴重な野生動植物の保護のための樹林地の保全に関する条例	H19年4月1日制定。貴重な野生動植物の生息地又は生育地としての樹林地を保全するとともに、自然に恵まれた都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保を図ることを目的とする（保全樹林地地区の指定をした樹林地のうち保全協定をしたものに限って助成金15円/㎡+固定資産税相当額を交付する）。指定面積：70,884㎡
成 田 市	緑化協定	「成田市緑化推進指導要綱」により、事業区域が0.3ha以上の場合、事前協議を行って緑化協定を締結。 ※事業区域が1ha以上（但し、住宅用地の場合は10ha以上）の場合は、上記要綱と「千葉県自然環境保全条例」に基づく緑化協定実施要綱に基づき、県・市・事業者の三者で緑化協定を締結。 ・反対給付の有無・・・無 ・二者協定実績（H28年度）・・・10件 緑化面積8,469.36㎡ ・三者協定実績（H28年度）・・・2件 緑化面積7,352.05㎡
佐 倉 市	緑化協定	佐倉市緑化要綱に基づく緑化協定を締結している。500㎡以上の開発等については10%以上の緑地帯の確保、3,000㎡以上の開発等の場合は、10%以上の緑地帯及び5%以上の公園の設置が必要となる。
習 志 野 市	緑化協定	「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」により、敷地面積が1,000㎡以上の工場については、敷地面積の20%以上の緑地の確保を義務づけており、事業者に対し協定の締結を指導し、緑化に協力を求めている。
柏 市	緑地保存協定	敷地面積500㎡以上の開発行為等を行った場合、事業者と緑地保存協定を締結している。 (H28年度実績) 50件 284,910㎡(敷地面積) 42,642㎡(緑化面積)
	柏市みどりの広場要領	(1)緑の保護地区のうち、良好な樹林地を緑の広場として保全 (2)所有者と土地使用賃貸契約を締結（5年以上） (3)事業実績面積(H28年度末)30,306㎡(8箇所)
	谷津田の保全に関する協定	谷津田の自然環境及び景観、生態系等の保全に協力いただける土地所有者の方と保全協定を締結。 (H28年度実績) 19件 36,636㎡
市 原 市	ゴルフ場に関する環境保全協定	協定中に自然環境の保全に関する条項を設け、ゴルフ場に対し自然環境に関する調査を義務づけ、ゴルフ場内の貴重種、希少動植物の保護対策を図っている。
	緑化協定	市長、市民ならびに法人および事業者が一体となって緑化を推進するため、「市原市緑の保全および推進に関する条例」に基づき、一定以上の開発事業地などにおいて緑化協定を締結している。
流 山 市	文学の散歩道整備事業における斜面樹林の保全協定	「水と緑の文化の創生事業」として江戸川・利根運河を中心とした水辺空間、文学の散歩道ルートの設定を行い、併せて新川耕地沿いの実測約5kmにわたる斜面樹林の保全を図りながら整備計画したもの。面積約7ha
	斜面樹林の保全協定	前ヶ崎地先、富士川沿いの東側に約2kmにわたって連続する斜面樹林は、地域の生活に根づいて、ふるさと流山の景観を今に伝え、市内でも有数の良好な緑の景観を誇っている。この先、長期にわたり斜面樹林の姿をとどめられるようその保全を図る。面積約1.7ha
八 千 代 市	緑化協定	敷地面積500㎡以上の工場や建築物又は開発行為をしようとする事業者は、市と緑化協定を結びそれぞれ緑化に努める。協定面積 127,961㎡ (H28年度実績)
君 津 市	緑化協定	公害や災害の防止、その他、生活環境を維持するために土地所有者等と緑化に関する協定を締結。実績面積：1,462,821.63㎡
富 津 市	緑化協定	敷地面積50地下汚染対策として、地下水の水質調査を0㎡以上の工場等は、「環境の保全に関する協定等の締結に関する指導要綱」に基づき市と緑化協定を締結する。
浦 安 市	緑化協定	浦安市宅地開発事業等に関する条例により、一定規模以上または特定の地区において緑地を保全する緑化協定を締結している。
	緑地協定	緑地や街の景観など良好な住環境を保全するため、都市緑地法に基づき、緑地の保全または緑化に関する協定を締結している。
袖 ヶ 浦 市	緑地保存協定	3,000㎡以上の土地を造成する者や工場等設置者と緑地確保基準による緑地の保全に関する協定を締結している。 (H29年3月末現在) 実績187ha (三者協定：71事業所 二者協定：118事業所)

カ 自然環境保全のための基金

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	緑と水辺の基金	緑と水辺の都市づくりに生かすためにS59年4月1日に設置。公園整備や公園施設の管理運営、緑化推進事業、緑化意識普及事業等に充当している。
市 川 市	(公財)市川市花と緑のまちづくり財団	H25年4月1日 公益財団法人へ移行。広く市民等と協働し、緑地の保全及び取得と、花と緑によるまちづくりを推進する。
木 更 津 市	木更津市盤洲干潟保全基金	H4年9月設立。盤洲干潟保全及びその活動を図る。
松 戸 市	(公財)松戸みどりと花の基金	H2年3月27日設立。H24年11月1日公益財団法人へ移行登記。「緑と花のフェスティバル」の開催等、都市緑化に対する市民意識の普及・向上事業などを実施。基本財産4億7,000万円
野 田 市	野田市みどりのふるさと基金	みどりのふるさと野田を実現するために必要な事業
佐 倉 市	(公財)佐倉緑の基金	市民等の自発的、積極的な参加と協力を得て、自然保護、歴史的な自然景観の再現及び緑化推進を図る。S59年3月設立。 ※H24年4月1日に財団法人佐倉緑の銀行から移行。
東 金 市	みどりのふるさと基金	公園施設の維持管理、公園整備区域内の緑地の保全、その他良好な自然環境を形成すると認められる一帯の緑地の保全。212,351千円 (H28年度決算)
習 志 野 市	習志野市緑のふるさと基金	H5年4月1日制定 緑豊かな街づくりの推進を図るための緑化普及啓発事業
柏 市	(一財)柏市みどりの基金	・目標額 20億円・基本財産 5億円 (H7年4月3日設立)
市 原 市	緑化基金	緑化の推進と緑地の拡大を図るため、市原市緑化基金条例に基づき、S51年に設置。公園、緑地用地の取得及び造成、公共、公益用地の緑化及び保全、緑化推進に伴う苗木の無料配布などに充てている。

市町村名	名称	内容
流山市	流山市ふるさと緑の基金	公園及び緑地の用地取得 公園及び緑地の整備又は管理運営 H28年度末積立金額：494,408千円
我孫子市	我孫子市緑の基金	設立S60年4月、我孫子市緑の基金条例に基づく積立金 H28年度末現在 101,900千円 公園用地確保、緑地を保全する事業に必要な経費を充てている。
鴨川市	鴨川市環境保全基金	H17年2月11日条例制定 基金として積み立てる金額は、積み立てる年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とし、基金は、環境保全事業の費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市みどりの基金	鎌ヶ谷市みどりの基金条例に基づく積立条例制定：S60年4月 公園の整備、緑化推進等緑の保全をする事業に充当している。
神崎町	自然と人とふれあいの緑基金	緑化と自然保護を推進し、自然と人のふれあいを通して、潤いのある人間味あふれる豊かなまちづくりを推進する。緑化啓発、各種植栽、花いっぱい運動、オニバス育成保護、プランター設置 他
一宮町	大塚実海と緑の基金	H24年3月7日条例制定。一宮町の大地と海を繋ぐ海岸線の自然の保護と再生活動に充当。

キ 野生動植物の保護・育成等

市町村名	名称	内容
千葉市	市の鳥コアジサシの保護	市の鳥コアジサシの保護のため、生息実態調査や検見川の浜における営巣地の保護対策を実施した。
	大草谷津田いきものの里の整備	ふるさとの原風景であり、多様な動植物が生息・生育している谷津田の自然を保全し、市民が自然とふれあい、学ぶ場を提供するため、H17年度に入口広場や自然再生ゾーンなどを整備し、H18年5月に供用開始した。対象区域面積約26ha
	貴重な動植物の保護	千葉市の保護上重要な野生生物（レッドリスト）をH16年5月作成し、環境アセスメントや自然保護意識の高揚に活用している。また、在来生物の生息・生育環境を保全するため、特定外来生物（アライグマ、カミツキガメ）や有害鳥獣対策を実施している。
市川市	生物多様性いちはら戦略	生物多様性基本法第13条の規定に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用を地域から推進していくとともに、自然を軸とした様々な「つながり」の形成を図る。 上記に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、関係部署による「生物多様性いちはら戦略推進会議」を立ち上げるとともに、施策の成果を検証するため生物多様性モニタリングを進めている。
	イノカシラフラスコモ保護保全事業	じゅん菜池緑地には、環境省の絶滅危惧種1類に指定された車軸藻の一種である「イノカシラフラスコモ」が自生している。そこで、専門家を交えた検討委員会でも得られた知見に基づき、保護保全に取り組んでいる。
	行徳近郊緑地観察路の管理	行徳近郊緑地の一部に市民が自然に親しむ観察路・観察壁などを整備し、土曜・日曜・祝日に開放している。
船橋市	生物多様性ふなばし戦略	H29年3月策定。生物多様性基本法第13条に基づく、生物多様性地域戦略。長期目標年である平成62年度の将来像を「台地から海へ 水・緑・生命（いのち）と共に暮らす都市（まち）」とし、台地から海に至る多様な自然環境の中で、人と生き物が共生している船橋を目指す。
松戸市	地域環境調査業務	H17年度から実施。市民ボランティアの調査員により、市内の野鳥を調査してもらい、(公財)日本鳥類保護連盟が作成した基準により、「環境度」として評価する。H28年度 5段階評価のC
野田市	コウノトリ保護増殖事業	コウノトリの分散飼育による保護・増殖に取り組む。 コウノトリと共生する地域づくり事業。H24年12月に多摩動物公園から2羽のコウノトリを譲り受け、飼育を開始し、H25年から H29年まで、5年連続繁殖に成功。H27年7月には関東初のコウノトリの試験放鳥を実施した。
	野田市野生動植物の保護に関する条例	H27年7月1日制定。野田市における生物の多様性のシンボルであるコウノトリに代表される野生動植物が生息し、又は生育できる良好な自然環境の保護及び再生に関する市及び市民等の責務等を定めることにより、市内の野生動植物の保護を図り、もって自然環境の保護及び再生の取組を推進し、豊かな自然環境を将来の子どもたちに継承することを目的とする（良好環境の保護及び再生のために努めるべき、市の責務、市民等の責務、さらに野生動植物の捕獲や採取、撮影等の行為に関する遵守事項を規定する）。
佐倉市	ビオトープ創出事業	佐倉城址公園内にビオトープ（生物観察水路）を整備。（H10年度～） 印旛沼の水質浄化を推進する一環として、上手繰川の植生浄化施設を管理。（H16年度～） 直弥公園谷津田生態系保全区域に、木道や案内板などの水辺施設を設置。（H16年度～）
	ちばリサーチパーク保全ゾーン維持管理事業	H12年度から佐倉市に移管された保全ゾーン内のホテル水路等の維持管理を実施。
	カタクリ植生地の保護	カタクリ植生地の保護及び管理。（面積3,272㎡）
習志野市	佐倉市谷津環境保全指針	H18年3月策定。市内に残された谷津を多様な生態系と豊かな自然を有する環境資源と位置づけ、これを保全し活用しつつ、将来に継承していくための指針を示したもの。
	谷津干潟自然観察センターの運営管理	谷津干潟及びそこに飛来する野鳥を通して、自然の大切さに気づいてもらうため、来館者への解説や各種の行事を行っている。
柏市	湿地交流	国境を越えて渡るシギ、チドリ類の保護と湿地の保全に向けた情報交換や啓発事業を協力して行うとともに、湿地保全に関わる人々の交流を支援することを目的に、オーストラリアのブリスベン市と湿地提携をH10年2月25日に調印。
	柏市生きもの多様性プラン	H23年3月に、柏市の生きもの多様性の保全や回復、再生を目指し市民、事業者、行政が一体となって取り組むための計画を策定。
市原市	野生動植物保護地区指定奨励金	市原市緑の保全及び推進に関する条例等に基づき、学術上、貴重な動植物の生息地を保護地区に指定し奨励金を交付。 ・野生動植物保護地区：6円/㎡・年 平成28年度交付額：12,396円
	生物多様性いちはら戦略	私たちの命と暮らしの基盤である生物多様性を保全・再生し、未来の子どもたちに、より一層豊かな自然の恵みを引き継ぐために、平成29年3月に策定。
流山市	生物多様性ながれやま戦略	H22年3月策定。戦略に基づく施策・取組を推進。生物多様性の啓発イベントの開催、モニタリング調査を実施。

市町村名	名称	内容
八千代市	ほたるの里づくり	ホタルが生息できる環境の充実を図るため、「ほたるの里づくり実行委員会」を中心に、市民・企業・行政が協働で維持管理を行っている。
	八千代市谷津・里山保全計画	H23年3月策定。八千代市に残る貴重な自然環境である谷津・里山を将来にわたり、保全・再生・活用していくために、施策を展開していく。
富津市	天然記念物「高宕山のサル生息地」のサルによる被害防止管理事業	富津市と君津市が委託して実施している事業。天然記念物指定区域周辺のニホンザルによる農作物被害を防止して、人と自然の調和のとれた社会を実現することを目的とし、被害防止・生態調査・個体数管理・生息環境調査などを行っている。
四街道市	ホタル自生地の保護（自然観察地整備事業）	自然観察地整備事業の一環として、ホタル自生地の自然観察、保護を目的とした休耕田の利用。
いすみ市	源氏ぼたるの保護	いすみ市ゲンジボタルの保護に関する条例により、保護するとともに地域住民の協力のもと河川の浄化を図り、現在では多くの源氏ぼたるが発生している。更に「源氏ぼたるの観賞の夕べ」等のイベント実施により、環境保全の啓発に努めている。
	いすみ生物多様性戦略	豊かな生物多様性を保全・回復させ、環境と経済をつなぐ里山里海再生により、みんな元気に幸せに、いすみの自然と文化を誇りとしてくらす持続可能な社会を目指します。H27年2月策定
	ウミガメ保護監視事業	いすみ市の砂浜において、5月から10月までの間、市民からの連絡をうけて産卵の確認、卵の移設を行っている。H19年3月ウミガメ保護条例制定
	ミヤコタナゴ保護増殖事業	ミヤコタナゴ保護増殖施設を設置し、人工授精などを行っているほか、定点観察を実施、自然環境の中での生息状況の把握に努めている。
横芝光町	コアジサシ・ハマヒルガオ・アカウミガメの繁殖地保護	防護柵を設置し、繁殖地への車両等の進入を禁止。
御宿町	ミヤコタナゴ保護増殖事業	生息環境の整備及び監視。

ク 河川（湖沼）浄化事業

市町村名	名称	内容
千葉市	合併処理浄化槽設置事業	河川等公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。（S62年10月1日施行、H22年4月1日から単独浄化槽または汲取り便槽からの転換のみを補助対象とした。）
	河川浄化実践活動推進	生活排水対策に関する啓発活動や流域の水質浄化等のため、流域住民の中からその区域の核となる浄化推進員を選定し、市と市民が連携し河川の水質調査や清掃作業などの河川浄化活動を推進している。（花見川、都川、坂月川、鹿島川）
銚子市	合併処理浄化槽設置促進事業	単独処理浄化槽または汲み取り便所から合併処理浄化槽に転換する者に対し補助金を交付することにより、合併処理浄化槽の整備促進を図り、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を目的とする。
	河川浄化業務	河川名：小畑川・赤池川 浄化の方法：EM菌の散布
市川市	中小河川等水質調査	市内5河川（赤池川、滑川、清水川、八幡川、高田川）合計20カ所
	市川市環境活動推進員（エコライフ推進員）制度	市から委嘱された30人の環境活動推進員（エコライフ推進員）が、自ら生活排水対策を実践するとともに、真間川流域をはじめ下水道未整備区域を中心に啓発活動を行っている。
船橋市	都市排水路（春木川流域）浄化施設整備	河川に流れ込む生活排水を浄化するため、H3年～5年度に春木川に流入する水路3ヶ所に都市排水路浄化施設（市川市浄化施設1～3号機）を設置した。
	合併処理浄化槽設置補助金交付事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、高度処理型合併浄化槽の設置促進を図るため、浄化槽の設置に対して補助を行う。（S63年4月1日施行。H24年4月1日から単独浄化槽、くみ取り便槽からの転換設置に限定）
館山市	浄化槽普及事業	公共用水域の水質保全のため、単独処理浄化槽を撤去して合併処理浄化槽を設置する者、又は汲み取り便槽を撤去して合併処理浄化槽を設置する者に対して補助を行った。
木更津市	合併処理浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
松戸市	河川直接浄化施設等の維持管理	坂川水系に設置した河川浄化施設の維持管理を行う。水質改善により、順次施設停止予定（施設数8箇所→5箇所停止、稼働3箇所） 河川名（場所）：坂川1箇所、新坂川2箇所 浄化の方法等：曝気付プラスチック接触酸化法、曝気付球状碎石接触酸化法、曝気式礫間接触酸化法
野田市	合併浄化槽設置整備事業費補助金	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、単独浄化槽または汲み取り便所から合併処理浄化槽に設置替えをする者に補助金を交付する。また放流先がない場合の処理装置を併せて設置する者には上乗せ補助を実施。
	生活排水処理施設	木間ヶ瀬新宿地区からの生活排水を浄化し、水質汚濁防止を図る。
茂原市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
成田市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。また、印旛沼の水質改善のため印旛沼流域を対象として、高度処理型合併処理浄化槽設置の推進を図る。さらに、合併処理浄化槽からの放流水の適当な放流先の整備又は確保がされていない区域において、合併処理浄化槽の設置に伴い放流先のない場合の処理装置を設置する場合の費用に対する補助制度を設け、合併処理浄化槽の設置促進を図る。
	合併処理浄化槽維持管理費補助事業	合併処理浄化槽を設置している者に対して維持管理費補助金を交付することにより、適正な維持管理を推進し、公共用水域の水質浄化を図る。対象人数5～50人槽
	集中処理浄化槽修繕工事補助事業	住宅団地に設置されている集中処理浄化槽の修繕工事を行う地域団体に対し修繕費用の補助を実施することにより、適正な維持管理を推進し、公共用水域の水質浄化を図る。
佐倉市	合併処理浄化槽設置事業補助金	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、高度処理型合併浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。単独処理浄化槽または汲取り便所から合併処理浄化槽に設置換えをする場合及び放流先のない場合の処理装置を設置する場合にそれぞれ上乗せ補助を実施。

市町村名	名称	内容
東 金 市	浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	浄化槽維持管理促進事業	生活排水による河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の適正な維持管理を行う者に補助金を交付し、公共用水域の水質浄化を図る。
旭 市	合併処理浄化槽設置事業	公共用水域の水質汚濁の防止を目的とし、合併処理浄化槽設置者や単独処理浄化槽及び汲り便所から合併処理浄化槽への転換者への補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	生活排水処理施設(飯岡地区)	飯岡海岸地区からの生活排水の処理施設を維持管理し水質汚濁防止を図る。
柏 市	合併処理浄化槽設置奨励補助金交付事業	公共用水域への家庭雑排水による水質汚濁を防止するため、単独浄化槽及びくみ取り便所を廃止して合併浄化槽を設置する工事費の一部を補助する。手賀沼流域・利根川流域・江戸川流域
勝 浦 市	合併処理浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助金を交付する。
	河川水質調査	市内河川 12 箇所を年 2 回、浜勝浦川を年 6 回。
市 原 市	合併処理浄化槽設置事業	生活排水による河川の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し、その設置促進を図る。水道水源地である高滝ダム流入地域については、他の地域より高い補助金を交付。単独処理浄化槽・くみ取り便所から合併処理浄化槽に転換する場合は、転換上乗せ補助を実施。
流 山 市	合併処理浄化槽設置事業	生活排水による江戸川及び手賀沼の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し、その設置促進を図る。
	水質浄化施設維持管理事業	生活排水による公共用水域の汚濁を防止するため、都市下水路に浄化施設を設置し水質の浄化を図る。
八 千 代 市	高度処理型浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の汚濁を防止するため、高度処理型浄化槽設置者に補助金を交付し、設置促進を図る。さらに、単独処理浄化槽及び汲み取り便所から転換する場合には上乗せして補助する。
	生活排水対策	イベント等での啓発を行う。H29 年 3 月に生活排水対策推進計画を策定した。
我 孫 子 市	移設式沈殿槽	手賀沼に流入する排水路のうち 2 排水路(根戸・宿幹線)の末末に沈殿槽を設置し、ごみや浮遊物を回収する。
	高度処理型浄化槽設置整備事業	H16 年度から実施。生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、高度処理型合併処理浄化槽を設置するものに対し、補助金を交付する。転換については上乗せ補助を実施する。
鴨 川 市	EM菌放流、配布	市内の河川や排水路の浄化を目的に、定期的に放流及び各家庭に配布放流を行い、水質浄化効果と意識の高揚を図る。
	河川、排水路水質調査	市内河川、排水路等の水質調査を実施。
	鴨川市家庭用小型合併処理浄化槽設置事業補助金	生活排水を原因とする河川等の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置の補助制度により水質浄化を図る。(H28.4 月から単独処理浄化槽またはくみ取り便所からの合併処理浄化槽への転換設置のみに補助限定)
鎌 ヶ 谷 市	合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、住宅の既存単独処理浄化槽又は汲み取り便所を高度処理型合併処理浄化槽に設置換えるものに補助金を交付する。
	家庭雑排水共同処理施設事業	大津川に流入する家庭雑排水の浄化のための処理施設の設置。(浄化方法:回転方式)
君 津 市	合併処理浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置を促進するため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質調査	小糸川、小櫃川、亀山湖、片倉ダムの水質調査を実施。
富 津 市	浄化槽転換事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、単独処理浄化槽またはくみ取り便所から合併処理浄化槽への転換を促進するため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
浦 安 市	河川等水質測定	猫実川、堀江川、境川及び見明川における水質測定を定期的の実施している。
四 街 道 市	合併処理浄化槽普及促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、高度処理型合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質調査	市内 4 河川における水質調査を定期的の実施している。
袖 ヶ 浦 市	合併処理浄化槽設置補助事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
八 街 市	河川水質調査	S58 年度から鹿島川流域で 7 地点、高崎川流域で 6 地点において年 2 回水質調査を実施。
	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
印 西 市	合併処理浄化槽設置整備事業	公共用水域の家庭雑排水による水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質調査	市内の河川 9 地点において年 4 回水質調査を行っている。
白 井 市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、補助制度を設け公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質調査	市内の河川等 5 地点において年 4 回水質調査を実施。(二重川・下手賀沼・神崎川・金山落)
富 里 市	小型合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため小型合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し設置促進を図る。さらに単独浄化槽から合併処理浄化槽に転換を行なった場合、上乗せ補助を実施。
	合併浄化槽修繕工事補助事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため地域団体が行う合併処理浄化槽の修繕工事に補助金を交付する。
	家庭雑排水共同処理施設	高崎川と根木名川の水質浄化を行うため市内 5 箇所の家庭雑排水共同処理施設を設けている。
	河川水質検査	市内の河川(根木名川、高崎川、木戸川、江川)の 9 箇所を年 3 回水質検査
南 房 総 市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	家庭雑排水共同処理施設	家庭雑排水共同処理施設:富浦地区、岡本川 処理方法はバイオモジュール方式、豊年川 処理方法はバイオモジュール方式。白浜地区 白浜共同処理施設 処理方法は接触酸化方式
	EM菌放流・配布	白浜地区及び富山地区の河川や排水路にEM菌活性液を定期的に放流及び配布し水質浄化を図る。
	河川等水質検査	市内河川及び海域の水質検査(66 地点)
匝 瑳 市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	水質浄化対策事業	大利根用水西幹線末流部に流れこむ都市水路の処理水質基準値をBOD20mg/lと定め、水路の水質浄化を図る。

市町村名	名 称	内 容
匝 瑛 市	EMによる水質浄化作業	市域中心部を流れる大利根用水路へのEM活性液の放流及び同用水路周辺の家庭、事業所等への配布を行い、水質浄化を図る。
香 取 市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	都市排水路浄化施設の設置	黒部川に流入する都市排水路 4 ヲ所にバイオモジュールシステム等の浄化施設を設置、計画処理推量 500 m ³ /日、BOD除去率 60%以上。稼働休止中。
山 武 市	河川水質検査事業	市内 12 ヲ所の河川水質検査を行なう。(作田川、境川、木戸川)
	浄化槽等設置補助事業	浄化槽設置者の負担軽減と普及を図るため、補助金を交付する。
い す み 市	家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	家庭雑排水共同処理施設	準用河川ビチャ川に設置し、河川の浄化を図っている。(S60年に設置)
	河川水質調査	市内河川の水質調査(23 ヲ所・年2回)、工場排水水質調査。(3 ヲ所・年2回)
大 網 白 里 市	合併処理浄化槽設置整備事業	公共用水域の水質汚濁を防止するため、補助対象区域において補助金制度(単独・汲み取りからの転換)を設けている。
酒 々 井 町	町内河川水質検査	印旛沼に流入する河川(高崎川・江川・中川)及び印旛沼中央排水路の水質調査を実施。
	生活排水対策浄化槽推進事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道未整備地域で高度処理型合併処理浄化槽を設置する者に対し補助金を交付。
栄 町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
神 崎 町	合併処理浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
多 古 町	多古町合併浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を目的とし、合併浄化槽の整備促進を図るため補助金を交付する。(H15年3月26日告示第30号)
東 庄 町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質検査	黒部川・桁沼川の水質検査を年4回実施。
九 十 九 里 町	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
芝 山 町	河川水質調査	町内の河川(木戸川、高谷川)の8ヶ所を年2回の水質検査。
	合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による河川等の公共用水域における水質汚濁防止を図るための補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
横 芝 光 町	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度(単独等からの転換)を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
一 宮 町	一宮町小型合併処理浄化槽等設置事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止に資することを目的に、小型合併処理浄化槽の設置を行う者に対し、補助金を交付する。
睦 沢 町	特定地域合併処理浄化槽整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的として、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、町が事業主体となり設置及びその後の維持管理を行う。
	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的として、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、特定地域合併処理浄化槽整備事業に該当しない箇所を対象に、補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	水質汚濁防止	河川・堰8地点、水路4地点、河川底質1地点の水質調査を実施。
長 生 村	合併処理浄化槽設置事業	生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、補助金を交付する。(H2年4月1日制定)
	河川、排水路の水質検査	内谷川、幸治川、排水路の水質検査を実施している。
	生活排水処理施設	七井土地区、金田地区、岩沼地区からの生活雑排水を浄化し水質汚濁防止を図る。
白 子 町	合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽設置者に対し補助金を交付。
	コミュニティ・プラント施設整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図るため、コミュニティ・プラント施設を整備。
	町内河川等水質検査	町内河川等23箇所の水質検査を実施。
長 柄 町	長柄町設置型浄化槽整備及び管理に関する条例	町が事業主体となり合併処理浄化槽を設置し、その後における維持管理を行う。(H15年12月5日)
	河川水質検査	町内の河川9ヶ所の水質検査を行う。
長 南 町	川をきれいにする運動	水と緑に囲まれた美しい景観と豊かな自然及び伝統ある郷土を守り、美しいふるさとづくりに努める。
	合併処理浄化槽設置整備事業	農業集落排水事業区域を除き小型合併処理浄化槽の設置について補助金を交付している。単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換補助している。
大 多 喜 町	合併浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
御 宿 町	生活排水処理	堺川生活排水処理施設(接触ばっ気方式)、浜地区生活排水処理施設(接触ばっ気方式)
	清水川浄化対策推進会議設置要綱	生活雑排水等により汚染されつつある清水川の水質を浄化し、水をとりにくく環境を改善することにより、きれいでうまいのある生活環境を創造する。(H3年3月30日制定)
	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
鋸 南 町	合併処理浄化槽設置整備事業	H6年6月1日 河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。

ケ 水辺環境保全・親水等の事業

市町村名	名称	内容
千 葉 市	身近な水辺モデル事業	水辺環境を保全・回復し、市民が水辺に親しみ、ふれあう場を提供するため、H16 年度に坂月川上流の休耕田を活用したピオトープを整備した。H17 年度からボランティア団体が主体となる管理運営のもと、供用を開始した。
	地下水浄化事業推進基金事業	汚染地下水の浄化対策として、H11 年 4 月、事業者からの寄付金と市の一般財源により地下水浄化事業推進基金を設立し、地下水浄化事業を推進している。
船 橋 市	ふなばし三番瀬クリーンアップ	ふなばし三番瀬海浜公園での砂浜清掃と自然観察を通して、三番瀬に対する理解と関心を深め、もって三番瀬の保全を図る。H28 年度参加者約 570 人
木 更 津 市	河川清掃・矢那川清掃	官・民参加により小櫃川（武田川）・烏田川・小浜川・畑沢川・矢那川の河床、河岸等の清掃を行う。
松 戸 市	河川環境整備事業	市民参画の基で進めてきた坂川再生の水循環系の再生のため、景観及び環境の整備を行う。
	河川清掃支援事業	河川愛護の啓発や河川清掃活動等に対する支援を行う。
	江戸川松戸フラワーライン整備事業	江戸川河川敷に市民参加を得ながら水辺空間を形成するため、花畑による環境整備を行い、この作業を通して河川愛護精神を育成する。（行政との協働）
成 田 市	ふるさと川づくり事業	ふるさと川づくり事業により整備した根木名川（東和田～土屋）及び取香川（東金山～関戸）について、成田市のシンボルとなる優れた河川環境の維持のため、毎年の草刈りや清掃作業を行っている。
	河川愛護	地域と一体となった良好な河川環境の保全・創出のため、利根川隣接地域や市内の準用河川の堤防敷について流域の住民による清掃活動を推進している。
	印旛沼クリーンハイキング	空き缶等のごみを拾いながら、印旛沼の水辺をハイキングする。また、麻賀多神社の獅子舞（成田市指定文化財：無形民族文化財）、環境啓発などを行う。 H28 年度参加人数：540 名。甚兵衛公園（成田市北須賀）にて実施。
佐 倉 市	佐倉市印旛沼浄化推進運動	印旛沼浄化への意識強化を図るため、印旛沼周辺の清掃及び啓発事業を実施。H 28 年度は、442 名参加、計 340kg の散乱ごみを収集。
	畔田谷津環境保全整備事業	ちば環境再生基金の助成を受けて、田んぼ池や水路等を造成し、市民協働で保全整備を行っている。
柏 市	名戸ヶ谷ピオトープの活用	H14 年に整備した名戸ヶ谷ピオトープにおいて市民参加による運営管理及び環境学習活動や自然の保全啓発を行っている。
流 山 市	手賀沼水環境保全協議会の水質保全対策事業	手賀沼及び流域の総合的な水環境の保全について、関係者の意識の共有と連携協働した取組の推進を図り、もって恵み豊かな手賀沼の再生と流域住民の良好な生活環境を保全する。
	河川環境用水導水事業	一級河川 大堀川防災調節池は北千葉導水路より、準用河川神明堀は江戸川より河川維持用水の分水を受け、水量及び水質の向上・改善を図る。
我 孫 子 市	古利根沼水辺清掃	市民参加による古利根沼周辺の清掃。
	手賀沼ふれあい清掃	市民参加による、手賀沼及び手賀沼公園の水面と沼周辺の清掃作業。
印 西 市	河川美化緑化事業	市が手賀川の堤防を占用し、ソメイヨシノを植樹し水辺の景観作りを実施。
香 取 市	四季の花壇の設置	黒部川河畔の堤防を利用して、住民参加型の花壇を設置し、親水の一助としている。
	黒部川河川清掃	市民・事業者の参加による、黒部川周辺の清掃活動の実施。
栄 町	長門川酒直機場周辺の清掃	町民参加による長門川酒直機場周辺の清掃活動を実施。
横 芝 光 町	栗山川周辺環境ボランティア	栗山川の自然環境を守るため、町、ボランティアによる清掃及び不法投棄の防止を図る。
一 宮 町	一宮川等流域環境保全推進協議会事業	長生郡市内の自治体・企業・団体で構成され、河川の清掃や水質の調査を実施している。
	一宮川をきれいにする会事業	一宮川の堤防の草刈りや清掃を実施。
陸 沢 町	生き物観察会	鎮守川の清掃事業のなかで、川の淵を塞ぎ止め川払後、どんな生き物が生息しているかを観察する。
長 生 村	長生地区九十九里海岸クリーン対策協議会事業	毎年 9 月に九十九里海岸に捨てられたごみの回収作業を行う。
白 子 町	長生地区の海岸環境保全と海浜動植物の保護を図り、優れた海岸景観を保持するための活動として毎年 9 月に海岸に漂着した可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの回収作業を実施。	
	白子町シルバー人材センターに委託し、随時、海岸や自然公園の清掃作業を実施。	
長 柄 町	稚魚放流事業	町内児童における稚魚の放流を行う。水辺環境の保全、愛護精神の育成を養う。長柄町山根 豊田川支流

コ 地下水（湧水）保全・名水保全整備等の事業

市町村名	名称	内容
千 葉 市	千葉市水環境保全計画	地下水汚染や地盤沈下等の地下水に係る施策を、地下水の持つ機能的側面や資源的側面にも考慮し、水質と水量を含めた水循環の観点から総合的・体系的に取り組むため、H18 年 3 月に計画を策定し、地下水保全対策の推進を図ってきた。H23 年度から従来の水環境保全計画と包括した新たな水環境保全計画に基づき、引き続き、良好な地下水の保全を推進している。
市 川 市	雨水の地下への浸透及び有効利用の推進	水循環保全及び都市型水害抑制を目的に H17 年 7 月に条例を施行し、宅地における雨水の地下浸透及び有効利用について市と市民の責務を明らかにし、建築行為の際には雨水浸透施設等の設置を指導している。（市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例 H17 年 3 月 30 日制定）
館 山 市	地下水水質調査	有機塩素系化合物および硝酸性窒素、亜硝酸性窒素による地下水汚染の有無を確認するため調査を実施。
木 更 津 市	地下水汚染調査	地下水汚染対策として地下水の水質調査を実施。
松 戸 市	湧水保全事業	市内の貴重な湧水を整備・保全することにより、良質な河川水源を確保するとともに、身近な自然に触れ合える場を提供し、自然湧水を市民自ら大切にすることを育てる場として活用を図る。（保全箇所 5 箇所）
	雨水浸透推進事業	洪水流量の軽減と地下水の涵養を目的に、市役所及び支所・小中学校に、雨水貯留タンク及び浸透マスを先導的に設置し、水循環の認識を高める。
成 田 市	地下水水質調査	地下水汚染対策として地下水の水質調査を実施。

市町村名	名 称	内 容
成 田 市	地下水汚染に係る浄水器設置補助事業	対象物質（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ヒ素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、塩化ビニルモノマー）による汚染が確認された飲用地下水を浄化するために浄水器を設置する者に対し補助金を交付するほか、浄水器を設置した日から5年を経過し、かつ、当該浄水器の所要の機能が失われている場合は補助金を再交付する。（H27.1.30改正）
	地下水汚染除去対策事業	テトラクロロエチレンによる地下水汚染に対し、揚水バッキ処理、地下空気吸引等の汚染除去対策を実施する。
佐 倉 市	雨水貯留浸透施設設置工事補助金制度	治水対策の一環として、雨水貯留タンクや雨水浸透マスを住宅に設置する際の補助金交付制度をH15年10月より施行。<H28年度実績>助成件数 貯留施設21件、浸透施設1件
東 金 市	地下水水質調査	有機塩素化合物による汚染の有無を確認する。
旭 市	地下水汚染に係る浄水器設置費補助金	上水道未供用区域にて硝酸性・亜硝酸性窒素による地下水汚染が確認された世帯に対し、浄水器の購入・設置費の2分の1（上限：10万円）を助成する。
習 志 野 市	地下水汚染対策事業	有機塩素系化合物による地下水汚染の状況を調査し、汚染原因者に対して汚染物質の除去等を指導することで、貴重な地下資源である地下水の保全を図る。併せて、ほう素・ふっ素についての調査を実施する。
柏 市	湧水地の維持管理	湧水地の草刈・清掃及び老朽化した木道などの修繕を実施。
勝 浦 市	地下水水質調査	市内2箇所実施。
市 原 市	地下水水質分析	地下水汚染対策として、市内17ヶ所の地下水の水質調査を実施。
流 山 市	地下水水質調査	市内5か所で地下水の水質調査を実施
八 千 代 市	地下水汚染対策・調査	地下水汚染の著しい地域の浄化対策を推進するとともに、地下水汚染の実態把握をするため観測井戸等の水質調査を実施した。
我 孫 子 市	地下水水質調査	過去に揮発性有機化合物（VOC）等による地下水汚染があった地域における地下水（井戸水）水質の調査。汚染物質が検出されている井戸における「定期調査」と、その周辺の井戸における「概況調査」を実施。
鴨 川 市	地下水水質調査	地下水汚染対策として、地下水の水質調査を実施。
君 津 市	地下水水質調査	有機塩素化合物による地下水汚染状況のため実施。年3回（6月、10月、2月）測定項目（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,2-ジクロロエチレン）
富 津 市	地下水水質調査	有機塩素系化合物及び硝酸性窒素による地下水の汚染状況の確認をする。
四 街 道 市	地下水水質調査	有機化合物等による地下水の汚染状況を把握するため、地下水の水質調査を実施。
	地下水汚染防止対策事業	テトラクロロエチレン検出井戸等の水質調査や揚水爆気処理による汚染除去対策を実施。また、トリクロロエチレンによる地下水汚染範囲の確認調査を実施。
八 街 市	地下水水質調査	市内65ヶ所の井戸を選定し、水質調査を実施。
印 西 市	地下水汚染対策事業	有機塩素系化合物による地下水汚染防止対策として解明調査及び除去対策を行う。
	地下水水質調査	市内5箇所を選定し、地下水の水質調査を行い、汚染状況を把握する。
白 井 市	地下水汚染対策事業	有機塩素系化合物による地下水汚染の状況を把握するため水質調査を実施する。
	地下水水質調査	市内の飲用井戸10ヶ所を選定し、水質調査を実施する。
富 里 市	浄水器設置補助金	居住する住宅の敷地に隣接する道路に上水道配管が埋設しておらず、地下水の他に飲料水の確保が困難であり、当該地下水に含まれる硝酸性窒素等が環境基準に適合していない方に対し、浄水器の購入設置費の1/3（上限7万円）を補助する。
匝 瑳 市	地下水水質調査	市内7ヶ所の地点を抽出し、その付近の井戸水を検査することにより、地下水の水質状況を把握する。
香 取 市	地下水汚染対策事業	有機塩素系化合物による地下水汚染対策として、浄化施設の設置・定期的なモニタリングを実施。
	地下水水質調査	市内1地区、53ヶ所の飲用井戸を選定し、水質調査を実施。
山 武 市	地下水水質検査事業	市内で選定した箇所の水質検査を行なう。
い す み 市	地下水水質検査	市内地下水の水質検査（25ヶ所）
神 崎 町	地下水水質調査	町内工業団地内の観測井からトリクロロエチレンの汚染濃度、範囲を追跡調査する。
	飲料水水質検査補助事業	飲料水の安全性を確保し、健康の保持を図るため自主的に水質検査を行うものに対し、補助金を交付する。
東 庄 町	地下水汚染防止対策事業	町内5ヶ所の井戸を選定し、水質検査を実施。
九 十 九 里 町	地下水検査事業	3ヶ所実施。
芝 山 町	飲料水の水質検査費用助成事業	家庭用井戸で日常生活の飲料用として使用する水の水質検査を実施したものに、その経費の一部を助成。
	浄水器設置又は井戸掘替費補助事業	安全な飲料水を確保するため、「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、ヒ素」が水質基準を超えた場合、浄水器設置費用または井戸の掘替費用の一部を補助。
一 宮 町	地下水汚染水質調査	町内10箇所の井戸の水質を調査する。
長 柄 町	地下水水質検査	2箇所実施
長 南 町	地下水水質調査	熊野の清水を含め地下水水質調査6ヶ所調査実施する。
大 多 喜 町	地下水汚染防止対策事業	有機塩素系化合物（4項目）による地下水への水質汚濁の状況を確認するため調査を実施。

サ リサイクル・分別収集

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	家庭ごみの5種20分別収集	家庭ごみの5種20分別収集を実施。現在、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ（5種類）、資源物（ビン（3種類）、缶、ペットボトル、古紙・布類（6種類）、剪定枝等）をゴミステーションで収集している。また、粗大ごみを戸別収集（電話及びインターネットによる申込み（有料））している。
	集団回収	自治会、子供会、老人会等が、古紙・布類の資源物を自主的に回収する活動に対し補助金を交付している。
銚 子 市	一般廃棄物の分別収集	ステーション収集（10分別） 可燃、不燃、ビン、カン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、新聞、雑誌、段ボール、紙製容器包装、拠点回収 牛乳パック、白色トレイ。
市 川 市	12分別収集	H14年10月から家庭ごみの12分別収集を実施。 収集区分：燃やすごみ、燃やさないごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装類、ビン、カン、新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、布類、大型ごみ（大型ごみは戸別有料収集）

市町村名	名 称	内 容
市 川 市	生ごみ堆肥化事業	小学校等の給食から出る生ごみを各施設に設置してある生ごみ処理機により一次処理したものを、堆肥の原料として使用していたが、現在、東日本大震災に伴う放射性物質の影響により堆肥の製造を中止している。
船 橋 市	有価物回収	週1回、新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、古着の回収を実施。
	資源ごみ回収	週1回、ビン・カン、金属類、ペットボトルの回収を実施。
館 山 市	ごみの分別収集	H27年4月から、分別区分を見直し、10品目の分別収集を実施した。 種類：燃せるごみ、粗大ごみ、金属類、ガラス類、プラスチック製容器包装(白色トレイ、発泡スチロール含む)、ペットボトル、新聞、雑誌、ダンボール、飲料用紙パック。
木 更 津 市	12分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、びん・かん・ペットボトル、容器包装プラスチック、雑誌、雑紙、段ボール、新聞、紙箱、紙パック、衣類、粗大ごみの12分別収集を実施。
	資源回収推進事業	資源回収を実施した団体及び協力業者に対して助成金を交付している。
松 戸 市	8分別収集	①燃やせるごみ②リサイクルするプラスチック③その他のプラスチックなどのごみ④陶磁器・ガラスなどのごみ⑤粗大ごみ⑥有害ごみ⑦資源ごみ⑧ペットボトル(粗大ごみのみ有料)
	リサイクル活動奨励金制度	リサイクル活動を推進する団体及び回収業者に対し、奨励金を交付する。(紙類等・缶・ガラスびん類・ペットボトル)
野 田 市	資源再利用促進助成金制度	資源再生利用促進助成金制度
	リサイクルフェア	毎年10月に3Rの推進として、フリーマーケット、古本市、ポスター展を開催。
	リサイクル展示場	粗大ごみの中からまだ使用できるものを展示し、市民に提供する。
茂 原 市	資源ごみ回収	ビン・カン・ペットボトル・古紙・ダンボール・衣類を資源ごみとして回収。
成 田 市	分別収集	H24年10月から 9分別：可燃ごみ、プラスチック製容器包装(ブラマークのあるもの)、ペットボトル、ビン・カン、金物・陶磁器・ガラス類、有害ごみ、紙類、衣類・布類、粗大ごみ ・使用済み天ぷら油拠点回収を実施。
	リサイクル運動推進事業	地区住民等で構成するリサイクル実施団体(自治会・子供会等)に、資源物の回収量に応じて奨励金を交付している。
	リサイクルプラザ維持管理運営事業	リサイクルプラザにおいて、びん・缶類、鉄くず等を分別、再資源化。他に自転車・木製家具等をリサイクルし、市民に販売している。また、フリーマーケットを開催し、リサイクル品を販売している。
佐 倉 市	分別収集	全13種類(もやせるごみ、うめたてごみ、金属類・小型家電、ビン、カン、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、粗大ゴミ、ペットボトル、廃食油、廃乾電池、廃蛍光管、インクカートリッジ)の分別
	資源リサイクル	金属類・小型家電、ビン、カン、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、粗大ゴミ、ペットボトル、廃食油、廃乾電池、廃蛍光管、インクカートリッジ
	資源回収報償金	ビン、カン、古紙、古繊維、紙パック 3円/1kg
	ペットボトル回収	拠点回収(24ヶ所)により、ペットボトル回収を実施。
	グリーンリサイクル	公園、緑地、街路樹の剪定枝と刈草をチップ化し、リサイクルを行う。(委託事業)
東 金 市	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみに分けて収集、不燃ごみはビン類と金属類、資源ごみはカンとペットボトルに分かれる。
	リサイクル	市内8ヶ所にリサイクル倉庫を設置し、新聞、雑誌、雑がみ、ダンボール、古着の回収を行う。
	ごみ資源化推進事業	資源ごみ回収を行った団体に対し、奨励金を交付する。
	廃食用油リサイクル	家庭から排出される食用油を拠点回収。
旭 市	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ(缶・ビン・ペットボトル・プラスチック容器包装類・紙・布類)及び粗大ゴミ(直接搬入)に分類。
	資源ごみ集団回収促進事業	資源ごみ回収を実施した団体に対し、奨励金を交付する。(5円/kg)
	リサイクル情報コーナー	一般家庭において不用になった生活用品の譲渡又は譲受けを希望する市民に対し、その情報交換の場を提供して、リサイクル意識の啓発及び高揚を図る。
	使用済小型家電の回収	家庭から排出される使用済小型家電について市内5ヶ所の公共施設に設置した専用ボックスによる回収を平成26年10月1日から開始した。
習 志 野 市	ごみの分別収集	燃えるごみ、燃えないごみ、有害ごみ、資源物(ビン・缶、ペットボトル、新聞・チラシ、雑誌・雑紙、段ボール、飲料用紙パック、古着類)、粗大ごみに分類。燃えないごみとビン・缶、ペットボトルはリサイクルプラザ内の前処理施設で選別、圧縮、梱包等の処理を行っている。
	有価物回収運動奨励事業	ごみの減量化と再資源化を促進するため、実施団体への奨励金(4円/kg)、回収業者への補助(4円/kg)を実施。
	使用済小型家電の回収	家庭から排出される使用済小型家電について市内10ヶ所の公共施設に設置した専用ボックスによる回収をH27年2月13日から開始した。
	リサイクルプラザ事業	リサイクルプラザ内の再生施設では、木製家具等をリサイクルし、市民に提供している。(委託)また、リサイクルに関する各種教室などの啓発事業も行っている。(直営)
柏 市	資源回収事業(旧柏地域)	資源品(古紙・古布・金属類・ビン・ペットボトル)の収集及び選別加工を委託。
	〃(旧沼南地域)	資源ごみ(古紙・古布・金属類・ビン)及びペットボトルの収集及び選別加工を委託。
	プラスチック分別資源化事業	プラスチックごみ回収は、旧柏地域は直営及び委託、旧沼南地域は委託。圧縮保管は委託。
	柏市リサイクルプラザ家具・自転車修繕等事業	柏市リサイクルプラザリボン館において、家具・自転車の修理及び販売を委託により実施。
勝 浦 市	使用済み小型家電リサイクル事業	回収ボックスの設置による拠点回収を行い、福祉事業所にて解体したのち資源化。
	分別収集	ごみの16種類分別収集を実施(燃やせるゴミ、空き缶・ガラス類、金物類、ペットボトル、衣類、新聞紙、ダンボール、飲料用紙パック、雑誌類、無色ビン、色付きビン、粗大金属、廃乾電池、粗大ゴミ、プラスチック製容器包装、その他プラスチック)。
	廃食用油のリサイクル	市内4ヶ所に回収箱を設置し、家庭から出る廃食用油を回収。
市 原 市	分別収集	H24年10月からペットボトルについて従来の拠点回収に加え、ステーション収集を開始した。また、蛍光管の有害ごみとしての分別収集を開始し、17分別を実施している。(燃やすごみ、燃やさないごみ、スプレー缶、ライター、灰・ガレキ、廃乾電池、蛍光管、粗大ごみ、資源物(雑誌、段ボール、紙パック、新聞紙、雑がみ、缶、びん、布類、ペットボトル)) ※資源物の収集は委託。
	資源回収推進事業	資源回収を実施した団体及び協力業者に対し助成金を交付している。

市町村名	名 称	内 容
流 山 市	リサイクル活動「集団回収」	自治会等のリサイクル団体が中心となり、資源物である紙類、ビン類、金属類、布類をリサイクル活動実施団体が中心となって集め、再生資源登録業者が回収し資源化するものであり、各リサイクル団体には回収量に応じて報償金を支給し、再生資源登録業者には奨励金を交付する。
	5種分別収集	家庭ごみの正しい分け方・出し方は、「燃やすごみ」、「容器包装プラスチック類」、「ペットボトル」、「燃やさないごみ」、「有害危険ごみ」の5種分別を実施。
	リサイクルプラザ・プラザ館事業	ごみ減量・資源化に関する講座及び教室、ごみ減量化促進ポスターコンクール、ガレージセール等を開催し、各家庭から出された粗大ごみの中から、まだ使える家具と自転車を修理再生し、安価で販売している。
八 千 代 市	分別収集	分別収集（可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、ビン、缶、ペットボトル、新聞、雑誌、ダンボール、布類、紙パック）
	食品トレイ回収	H12年7月から公共施設等で拠点回収実施。
	リサイクルフェア	リサイクルやごみ減量を啓発するイベント。
	フリーマーケット	不用品のリサイクルの場を提供。
	集団回収	資源回収団体に奨励金、回収業者に特別協力金を交付している。
	廃食油リサイクル	清掃センター及び拠点回収場所に持ち込まれる廃食油をバイオマス燃料に再生する。
我 孫 子 市	資源化事業	資源の分別収集を10種16分別で実施。（古紙類、古繊維類、びん類、缶類、金属類、その他プラ、食用油、有害再生物、ペットボトル、剪定枝木）H19年6月から学校等の公共施設から出る給食残渣の資源化を実施。H20年1月から、一部地域の一般協力家庭の生ごみの資源化を実施。資源の収集、処分は委託。剪定枝から放射性物質が検出されたため、H24年7月から「燃やせないごみ」に変更。資源化の再開は未定。
	クリーンフェスタ開催	リサイクルの流れや廃棄物処理の実状と排出されるごみについて市民とともに考え、ごみの減量とリサイクルの推進を目的としてH15年度から実施している事業で、フリーマーケット、パネル展示などを実施。（放射性物質を含む汚泥や焼却灰を敷地内に保管していることから24年度から開催を中止。現在、汚泥や焼却灰の保管はしていないが、新築建設の計画で現有施設の解体工事を順次着工するため再開は未定。）
鴨 川 市	資源ごみ集団回収推進事業	資源ごみ回収団体に、補助金を交付。（1円/kg）
	リサイクルマーケット	フリーマーケット形式で、各家庭の不用品を持ち寄り、有効利用を図る。
	分別収集	ごみの12種類分別収集を実施している。（燃やせるごみ、金物類、ガラス・セモノ類、有害ごみ、空きカン、空きビン、ペットボトル、乾電池、古紙、布類、発泡スチロール・白色トレイ、粗大ごみ）
鎌 ヶ 谷 市	ごみの分別収集	分別の種類：燃やすごみ、プラスチック製容器包装類、ペットボトル、燃やさないごみ、資源になるもの、粗大ごみ
	リサイクルフェア	リサイクル啓発イベントで、リサイクル製品の販売やパネル展示を開催。（年1回）
	有価物回収運動	ごみの減量化と再資源化を図るため、実施団体（PTA）及び回収団体（有価物資源組合）に対し回収量に応じた奨励金を交付する。
	使用済小型家電の回収	市内にある公共施設6か所及びクリーンセンターしらさぎ（柏市藤ヶ谷）に回収ボックスを設置し、使用済小型家電の回収及びリサイクルの実施。
君 津 市	リサイクルプラザ事業	H9年4月から君津市リサイクルプラザを設置 減量化施設の種類・内容等 リサイクルプラザ：粗大ごみ及び不燃ごみの破砕・分別・圧縮
	資源ごみ分別収集事業	分別の種類・品目 生きびん、透明びん、茶びん、その他びん、アルミ缶、スチール缶、新聞、雑誌、段ボール、飲料用パック、雑紙、繊維類、PETボトル、容器包装プラスチック 14品目 リサイクル事業：直営・委託 透明びん、茶びん、その他びん、PETボトル、容器包装プラスチック、剪定木：委託
	資源ごみ集団回収推進事業助成金	自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、PTA等の市民団体及び協力業者に対し助成金を交付。助成金・団体2円/kg、組合1円/kg
	資源ごみ回収事業推進協力団体交付金	家庭から排出される資源ごみの分別収集活動に対し、自治会に回収量に応じ協力金を交付。
富 津 市	資源ごみ回収活動推進助成金	資源ごみの回収を実施したPTA、婦人会、子供会、老人クラブ等に対して、助成金を交付。
	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチック、粗大ごみの分別収集を実施。
浦 安 市	分別収集	5分別（可燃、不燃、粗大、有害、資源）資源物は紙類、びん、缶、ペットボトル
	牛乳パック、白色発泡トレイ、紙製容器包装回収、小型家電リサイクル事業	市役所、各公民館で回収箱を設置。
	集団資源回収	自治会、子供会、PTA等の団体が紙類や繊維類の資源回収を行った場合、その回収量に応じて補助金を交付。（7円/kg）
	廃食油、古着・古布回収	市役所、各公民館で月1回収。
四 街 道 市	分別収集	11分別（可燃ごみ、プラスチック・ビニール類、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、資源物（びん類）、資源物（缶類）、資源物（古紙）、資源物（繊維）、資源物（ペットボトル）、資源物（廃食油）
	再資源化物集団回収補助事業	子供会などの集団回収実施団体及び実施団体が回収した資源物を適正なリサイクルルートにのせる資源組合に対して、回収量等に応じて補助金を交付。
袖 ヶ 浦 市	資源回収活動推進事業	資源回収を実施した団体に対して助成金を交付している（4円/1kg）。
	分別収集	可燃・不燃・粗大・ビン・カン・紙・布・ペットボトル・有害ごみ・使用済小型家電
八 街 市	分別収集	可燃、不燃、カン、ビン、ペットボトル、粗大ごみ、古紙、プラスチック製容器包装、金物・小型家電・硬質プラスチック、有害ごみ、粗大ごみ
	資源回収実施奨励金	資源回収実施団体（区、町内会、子供会等）に対し、奨励金を交付。回収品目：古紙類、スチール缶、アルミ缶、びん類。
	使用済植物性食用油の回収	H22年1月から実施。毎月第2水曜日に拠点回収。
印 西 市	廃食油リサイクル	家庭から排出される食用油を市内15ヶ所にて拠点回収。
	有価物集団回収奨励金	子ども会、高齢者クラブ等の団体による集団回収に対し、奨励金を交付する。
	使用済小型家電リサイクル	市内17ヶ所に回収ボックスを設置し使用済小型家電を回収。
	分別収集	資源物（缶、ビン、布、紙、ペットボトル、プラスチック製容器包装）の分別収集。
白 井 市	資源回収運動奨励金事業	子ども会、PTA等の団体による集団回収に対し、奨励金を交付する。
	リサイクルマーケット	市役所駐車場を利用し、年2回開催している。
	廃食油リサイクル	出先機関等に回収バケツを設置し、集まった廃食油をインク原料等としてリサイクルする。
	分別収集	資源物（缶、ビン、布、紙、ペットボトル、プラスチック製容器包装）の分別収集。

市町村名	名 称	内 容
白 井 市	生活用品交換広場事業	家庭で不用になった品物を有効活用するため、市民に情報を提供。
	使用済小型家電回収事業	出先機関等に回収ボックスを設置し、集まった小型家電を電子部品等としてリサイクルする。
富 里 市	リサイクルフェア	毎年11月、ごみの減量・資源の有効利用啓発イベントとしてフリーマーケットやパネル展示を開催。
	資源回収運動	資源回収実施団体に対して奨励金を交付する。
南 房 総 市	分別収集	収集場所による収集8分別(可燃ごみ、不燃ごみ、ガラスびん、ペットボトル、乾電池、蛍光灯、水銀入り体温計、紙パック)粗大ごみの個別収集(有料・電話申込みによる予約及び申請)
	バイオディーゼル燃料製造事業	ごみの減量化・資源化及び地球温暖化対策の一環で、市民や市内学校給食センター、保育所などから廃食用油を回収し、公用車(ごみ収集車)の軽油代替燃料としてバイオディーゼル燃料を製造し活用している。
	ペットキャップ運動	市民等よりペットボトルのキャップを回収し、リサイクルによる売却益を寄付して発展途上国の子供たちにワクチンを届けるというもので、市が収集拠点となり運動を啓発・推進している。
匝 瑛 市	資源ごみ集団回収促進事業	市民団体による集団回収に対し補助金を交付する。
	ごみの分別収集	3分別(可燃、不燃、資源)で収集。さらに資源ごみは種類ごとに分かれる。
香 取 市	使用済小型家電の回収	H26年度から、市内7か所に回収ボックスを設置し、有用金属を含む使用済小型家電の回収を行っている。
	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源物(ビン・缶・ペットボトル・紙類・布類・プラマーク)の収集を実施。
	フリーマーケット	イベント開催時に実施。
	リサイクル情報コーナー	家庭で不用になった物で、リサイクルできる物について、情報を市民に提供し、リサイクル意識の高揚を図る。
山 武 市	再資源化回収奨励金	自治会、PTA等の資源ごみの回収を実施した団体に対して、奨励金を交付
	資源回収運動奨励金	自治会、PTA、子供会等の団体による資源回収に対し、奨励金を交付する。(3円/kg)
い す み 市	リサイクル倉庫事業	リサイクル倉庫を設置し、段ボール・新聞紙等の回収を実施。
	ごみの分別収集	市及び委託業者により、可燃ごみ、不燃ごみ(ガラス・せとの類・金属類)、資源ごみ(カン・ビン・ペットボトル・古紙類)の分別収集を実施。
大 網 白 里 市	分別収集	分別収集については7種類(可燃ごみ、ビン・ガラス、カン、ペットボトル、金属類、乾電池、蛍光灯・体温計)
	資源再生利用促進奨励金交付事業	S57年4月1日適用 資源の収集を市内の区・自治会その他の営利を目的としない各種団体で実施した場合奨励金を交付する。
	廃食用油回収事業	H14年から実施。家庭で使用された食用油を市内3ヶ所で回収。
	リサイクル回収倉庫	H20年5月から売払い実施 市内4ヶ所設置(雑誌、新聞、ダンボール、飲料用紙パック、衣類、一部で雑がみ回収)
酒 々 井 町	生ごみ堆肥処理機設置費補助事業	生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機やコンポスト容器・EM容器を購入し、設置した住民に補助金を交付する。①機械式処理機:1世帯1基②コンポスト容器:1世帯2基③EM容器:1世帯2基 ④家庭用小型剪定枝破砕機1基:購入額の1/2で、1基あたり20,000円を限度とする。
	資源回収報償金	登録団体が行う資源回収に対し報償金を交付。
柴 崎 町	ペットボトル回収事業	協力店(2店)で回収し、リサイクルを実施。
	蛍光管、乾電池回収事業	協力店(蛍光管6店、乾電池7店)及び役場で回収し、リサイクルを実施。
	分別収集	全8種類(もやせるごみ、もやせないごみ、ビン、カン、粗大ごみ、ペットボトル、廃蛍光管、廃乾電池)
神 崎 町	分別収集	5分別(可燃、不燃、資源、有害、粗大)で収集。資源ごみとしては、びん、カン、ペットボトル、紙類、布類、紙パック、プラスチック、白色トレイ。
	再資源化回収協力奨励金	実施団体が計画を定め常時又は定期的に行う再資源化回収活動に対し、1kg当り3円の奨励金を交付。
多 古 町	資源物回収所設置	資源物回収所を設置し、新聞紙、チラシ、ダンボール、牛乳パック、衣類を回収している。
	分別の種類	可燃、資源8分別(プラスチック容器類、びん類、缶類、ガラス類、ペットボトル、金属類、衣類、紙類)、不燃、粗大
	リサイクルの日	年2回(10月、3月)古紙・衣類を回収する。
東 庄 町	小型家電回収ボックスの設置	庁舎を含めた町内7か所に小型家電回収ボックスを設置し、使用済小型家電の回収を実施。
	フリーマーケット	リサイクル啓発事業として年1回開催。
九 十 九 里 町	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ(ビン・カン・ペットボトル・紙類・衣類)の分別収集。
	資源回収運動	PTA、子ども会等の団体による資源回収運動について、奨励金を交付する。(3円/kg)
	ごみ分別収集	可燃ごみ、カン、ビン、金属類、乾電池、ペットボトル、蛍光灯類、粗大ごみの分別。
芝 山 町	リサイクル	町内3箇所にリサイクル倉庫を設置し、新聞、雑誌、ダンボールを回収。
	廃棄物資源化回収事業	PTA、子供会等の団体による資源回収に対し、補助金を交付。(3円/kg)
横 芝 光 町	町内一斉清掃	年1回住民による町内一斉清掃を実施。
	リサイクルの日	年1回(10月)古紙を回収する。
一 宮 町	分別収集	光地域では、3分別(可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ)で収集。横芝地域では、4分別(可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみ)で収集。
	エコキャップの回収	役場庁舎と公民館の2箇所に回収箱を設置し、町民からペットボトルキャップを回収し、途上国の子供たちにワクチンを届けるというものである。
睦 沢 町	資源ごみ収集	長生郡市広域市町村圏組合で実施 分別種類 ビン・缶・ペットボトル・古紙・ダンボール・衣類 委託で実施。
長 生 村	資源ごみ収集	長生郡市広域市町村圏組合で実施。ビン・缶・ペットボトル・古紙・ダンボール・衣類を月1回ステーション回収。
白 子 町	資源ごみ収集	長生郡市広域市町村圏組合で実施。ビン・缶・ペットボトル・古紙・ダンボール・衣類を月1回ステーション回収。
長 柄 町	資源ごみの定期回収	長生郡市広域市町村圏組合で実施。分別種類 ビン・缶・ペットボトル・古紙・ダンボール・衣類をゴミステーションにて回収。
長 南 町	資源ごみ収集	資源ごみをゴミ集積所で月1回収集(ビン・カン・ペットボトル・古紙・ダンボール・雑紙・衣類・紙パック等)
	入歯リサイクル	役場に入歯回収ボックスを設置して入歯の金属を「日本入歯リサイクル協会」に送りユニセフに寄付している。

市町村名	名 称	内 容
長 南 町	リサイクルマーケット	住民に地球温暖化防止の意識高揚を図り、ゴミ減量化・再商品化・3Rを推進するため長南フェスティバルの中でリサイクルマーケットを開催している。
大 多 喜 町	町内一斉清掃	美しいふるさとづくり運動の一環として、年1回住民参加による町内一斉清掃を実施。
御 宿 町	リサイクル事業	カン、ビン、ペットボトル・発泡トレイをそれぞれ3種類に分別し、毎週水曜日に回収。町内23か所にリサイクルステーションを設置し、水曜日に回収。
鋸 南 町	町内一斉清掃	年1回住民による町内一斉清掃を実施。
	分別収集	鋸南地区環境衛生組合にて分別収集実施。(可燃・紙布類・かん類、ビン類・ペットボトル・粗大ごみに分別)

シ ごみ減量化対策

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	生ごみ減量化処理機購入費補助事業	販売価格(税込)の1/2、上限3万5千円、同一住居あたり5年で1基まで補助
	生ごみ肥料化容器購入費補助事業	販売価格(税込)の2/3、上限4千円、同一住居あたり5年で2基まで補助
	段ボールコンポスト購入費補助事業	販売価格(税込)の2/3、上限4千円、同一住居あたり1年で2基まで補助
	ごみ減量のための「ちばルール」推進事業	「地域特性を踏まえた「ちば型」の資源循環型社会を実現するために、実効性の高く、かつ法的な規制による強制力を伴わない自主ルール「ちばルール」に基づき、市民、事業者及び行政(千葉市)の三者がそれぞれの役割と責任のもと、「レジ袋削減・簡易包装の推進」「エコ製品取り扱いの拡大」「事業者による廃プラスチック類の自己回収」等を展開している。
	千葉市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の推進	3用地2清掃工場運用体制に移行することを踏まえ、2つの清掃工場で安定的かつ継続的にごみ処理を図るとともに、低炭素社会を考慮した循環型社会を構築するため、さらなるごみの減量・再資源化を目指す。
	家庭ごみ手数料徴収制度	家庭ごみの減量・再資源化の推進及びごみ処理費用負担の公平化のためにH26年2月1日から導入。 【対象】可燃ごみ・不燃ごみ 【手数料額】0.8円/ℓ ・可燃ごみ 45ℓ(36円/枚)、30ℓ(24円/枚)、20ℓ(16円/枚)、10ℓ(8円/枚) ・不燃ごみ 20ℓ(16円/枚)、10ℓ(8円/枚)
銚 子 市	生ごみ処理機等購入費補助	市内で生ごみ処理機等を購入した市民に補助金を交付。これまでの電動式処理機に加え、コンポストへも補助を拡大。
	銚子市使用料及び手数料条例	可燃袋(15ℓ相当)177円/10枚、可燃袋(20ℓ相当)206円/10枚、可燃袋(30ℓ相当)319円/10枚、可燃袋(45ℓ相当)466円/10枚、不燃袋(45ℓ相当)466円/10枚、資源ごみ袋(20ℓ相当)103円/10枚、資源ごみ袋(45ℓ相当)187円/10枚
市 川 市	ごみ減量化・資源化協力店制度	簡易包装・マイバッグ運動等のごみ減量に取り組む販売店を協力店として指定し、消費者と共にごみ減量運動を展開している。
	市川市廃棄物減量等推進員(じゅんかんパートナー)制度	H5年度から事業実施。市から委嘱された推進員が、ごみの発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)、再生利用(リサイクル)といった3Rの推進やごみの減量について、市民と市が協働で推進するために設置された。 <H28年度実績>じゅんかんパートナー182人 報酬1,000円/月
	生ごみ堆肥化容器補助事業	家庭から排出される生ごみの減量及び資源化を促進するため、生ごみ堆肥化容器の購入費の一部を補助している。 <H28年度実績>コンポスト容器:67基※1基当たりの補助金額は、購入費の半額(上限3,000円)
	指定ごみ袋制度	燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチック製容器包装類、ビン、カンについて指定ごみ袋制度を導入している。(ビン、カンについては、透明または半透明の袋に入れての排出も可)
船 橋 市	生ごみ処理器購入費助成	コンポスト容器等:1世帯につき2基まで購入価格の1/2 上限3,000円で助成。
	指定ごみ袋	可燃ごみ、不燃ごみについて指定袋制を実施。 金額は各小売店に任せているため把握していないが、収集料金は無料。
	粗大ごみの有料化	H14年10月から実施。360円～
館 山 市	可燃物用指定袋制度	可燃ごみについて指定袋制を導入(H14年7月～)。 H29.4.1から料金改定。45ℓ(60円/枚) 30ℓ(40円/枚) 15ℓ(20円/枚)
	粗大ごみ収集の有料化	H25年4月から実施。粗大ごみ1点につき500円。
木 更 津 市	指定ごみ袋制度	可燃ごみ、不燃ごみ、びん・かん・ペットボトル、容器包装プラスチックについて指定ごみ袋制度を導入し、分別排出の徹底を促している。
	生ごみ肥料化容器等購入設置助成金制度	コンポスト容器は、1世帯2容器まで、密閉容器は1世帯3容器まで助成。助成額は、1容器につき購入価格(消費税等を除く)の1/2の額で6,000円を限度。 機械式生ごみ処理機は、1世帯1機まで購入価格(消費税等を除く)の1/2の額で25,000円を限度。
	粗大ごみ収集の有料化	H13年4月から実施。粗大ごみ1点につき800円。
	小動物の死体の収集の有料化	S49年4月から実施。H10年4月から1体につき2,000円。
松 戸 市	生ごみ処理容器等購入費補助事業	家庭用生ごみ処理容器等の購入者に対し、購入費の一部を補助する。 生ごみ処理容器 購入金額の1/2(上限6,000円) 生ごみ減量化機器 購入金額の1/3(上限20,000円) (H28年度実績) 892,500円
野 田 市	指定ごみ袋制度	年間120枚分の指定ごみ袋引換券を各家庭に無料配布。足りなくなった場合は有料で購入。(200:85円/枚、300:125円/枚、400:170円/枚)
	ごみ減量協力店制度	市内店舗でトレイ回収など13項目を対象に協力をお願いしている。
	生ごみ堆肥化装置購入助成金制度	堆肥化装置の購入に対して助成金を交付。
	剪定枝等無料回収	市内一般家庭から排出される剪定枝、落ち葉、草を電話予約により無料戸別回収。
茂 原 市	茂原市生ごみ堆肥化容器設置推進事業	家庭から出る生ごみの減量化を図るため、コンポスター・EM容器について補助額を差し引いた価格で販売。
	生ごみ処理機購入費補助事業	生ごみ処理機の購入価格の1/2を助成。(上限18,000円)
成 田 市	指定ごみ袋	半透明の指定ごみ袋(5種類)、収集料金:無
	家庭用ごみ減量器具設置費補助事業	一般家庭から排出されるごみの自己処理を促進し、ごみの減量化を図るため、機械式生ごみ処理機、生ごみ処理容器、コンポスト容器の購入に対して助成している。
佐 倉 市	生ごみ処理器補助制度	コンポスト容器補助 購入費の1/3(上限2,000円) 生ごみ処理機補助 購入費の1/4(上限10,000円) 発酵菌容器補助 購入費の1/3(上限2,000円)

市町村名	名 称	内 容
佐 倉 市	指定ごみ袋	ポリエチレン製の指定袋（もやせるごみ、うめたてごみ、カン、ビン、紙製容器包装、プラスチック製容器包装）
東 金 市	生ごみ堆肥化装置設置事業	コンポスト等の生ごみを堆肥化する容器の購入者に対し、補助金を交付する。限度額 2.5 万円
	指定ごみ袋制の導入	可燃ごみ袋（450:35 円/枚、300:25 円/枚、200:15 円/枚） 不燃ごみ袋の価格については、販売先で決定。
旭 市	生ごみ処理機等購入費補助	家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化を促進するため、生ごみ処理機等を購入する者に補助金を交付する。電動生ごみ処理機の場合、購入価格の 1/3 で、15,000 円を限度とする。
	ゴミの有料化	可燃用（大 300:450 円/10 枚、小 150:250 円/10 枚）、不燃用（450 円/10 枚）、資源用（カン、ビン、ペットボトル、その他プラスチック 各 250 円/10 枚）
	旭市廃棄物減量化推進員の設置	一般廃棄物の適正処理、分別排出及び資源化を推進し、一般廃棄物の減量化を図る。旭市廃棄物減量化推進員設置要綱（H25 年 4 月 1 日制定）
習 志 野 市	清掃活動の推進・啓発事業	習志野市をきれいにする会の開催と環境美化推進員を対象とした廃棄物等に関する講習会の開催を行う。
柏 市	生ごみ処理容器等購入費補助事業	生ごみ処理容器購入者に対し、補助金を交付。 ・コンポスト、微生物等を利用した生ごみ処理容器：本体購入価格の 1/2、上限 1 万円 ・機械式の生ごみ処理容器：本体購入価格の 1/3、上限 1 万円
	指定ごみ袋制度	指定ごみ袋制度：有 （旧柏地域：可燃ごみ、容器包装プラスチック類）（旧沼南地域：燃やすごみ、プラスチック系ごみ）
勝 浦 市	生ごみ処理容器等補助事業	ゴミの減量化推進事業の一環として、条件にあった生ごみ処理容器等の購入者に対し補助金を交付する。
	ゴミの有料化	H20 年 7 月から実施。 ・可燃用指定ごみ袋 200:20 円/枚、300:30 円/枚、400:40 円/枚 ・可燃ごみの自己搬入 10 kg あたり手数料 40 円
	粗大ゴミの有料化	H20 年 7 月から実施。 ・戸別収集 1 点あたり 500 円（粗大ごみ処理券購入） ・自己搬入 10 kg あたり手数料 60 円
市 原 市	生ごみ肥料化容器及び処理費購入費補助制度	生ごみ肥料化容器：購入価格（1 基）の 1/2 で限度額 3,000 円、1 世帯あたり 2 基まで。 生ごみ処理機：購入価格（1 基）の 1/3 で限度額 20,000 円、1 世帯あたり 1 基まで。
	ごみ減量化・リサイクル推進店	ごみ減量化、リサイクルに取り組んでいる店舗をエコショップとして認定。
	多量排出事業者の減量指導	事業系一般廃棄物を多量に排出している事業者に対し、適正な処理を図るべく管理責任者の選任、減量計画書の提出を義務づけている。
	指定ごみ袋 粗大ごみ有料化	燃やすごみ、燃やさないごみについて指定袋を導入。価格は販売先で決めている。 H14 年 4 月から実施。戸別収集 1 点あたり 1,230 円、自己搬入 10kg あたり 200 円
流 山 市	循環型生ごみリサイクル事業	学校給食から排出される食べ物残渣を堆肥にする大型生ごみ処理機を導入し、資源循環型ネットワークを構築するとともに、ごみ減量・資源化に向けてできることを児童生徒に認識してもらう事業。
	リサイクル推進店	資源物の店頭回収やレジ袋削減、簡易包装などの取り組みを積極的に行う店舗を「リサイクル推進店」として認定し、循環型社会の形成を目指す。
	廃棄物減量等推進員	循環型社会の構築へ向け、地域のごみ減量リーダーとして自治会から推薦された方を、「廃棄物減量等推進員」として市長が委嘱する。
	多量排出事業者の減量指導	一定規模以上の事業用建築物を有する事業者に、事業系一般廃棄物減量計画書の作成・提出を義務付け、ごみ減量を図る。
	剪定枝の資源化	市内で発生した剪定枝を森のまちエコセンターに堆肥化し販売していたが、福島第一原発事故の影響により、現在は休止。
八 千 代 市	廃棄物減量等推進審議会及び推進員制度	審議会は学識経験者、事業者、市民他で構成。推進員は自治会推薦。
	生ごみ堆肥化容器等購入費補助	購入費の 6 割補助で限度額はコンポスト式 3,000 円、電気式 20,000 円。
	ごみ減量協力店制度	一定の要件を備えたごみ減量協力店を募り、協力店と認定することにより、市民と事業者との相互協力によるごみの減量化及び再資源化を促進する。
	指定ごみ袋制度 粗大ごみ有料化	H12 年 7 月 1 日から実施。（400→24 円/枚、300→18 円/枚、200→12 円/枚、100→8.5 円/枚）ただし、100 は H23 年 8 月から H17 年 7 月 1 日から実施。
我 孫 子 市	生ごみ処理容器等購入補助金事業	生ごみの減量化を図るために、購入者に対して助成金を交付。 機械式生ごみ処理機・コンポスト容器・ボカシ容器 いずれも本体価格の 2/3、上限 5,000 円
	ふれあい工房	ごみの減量化、リサイクル活動の拠点とし、高齢者によるリサイクル技術の指導等を実施。 粗大ごみとして回収した家具を修理し、バザーで販売。木工教室や紙バックで和紙づくりなど各種リサイクル教室の開催。おもちゃの病院やリフォーム・リペア相談なども実施。
	我孫子市再資源化事業	一般家庭から排出される資源を回収した団体に対し、その回収量に応じて奨励金を交付。 古紙、古繊維、空きびん、金属類（缶含む）を対象に 5 円/kg、1 世帯当たり 10 円/月
	ごみ減量・リサイクル推進事業所認定制度	H16 年 4 月からリサイクル活動を実施している各事業者、認定とともに実施する事業所を「ごみ減量・リサイクル推進事業所」として認定し、広報やHPで市民にPRしている。
鴨 川 市	生ごみ肥料化容器購入推進事業	コンポスト容器購入費補助金（購入費の 1/2 の額、上限 3,000 円）。 生ごみ処理器購入費補助金（購入費の 1/2 の額、上限 30,000 円）。 EM生ごみ処理容器購入費補助金（購入費の 1/2 の額、上限 3,000 円）。
	ごみ有料化制度	燃やせるごみ 50 円/450 袋、20 円/200 袋（袋代別）
鎌 ヶ 谷 市	指定ごみ袋制	燃やすごみ、プラスチック製容器包装類について指定袋制を実施。
	粗大ごみの有料化	H8 年 10 月から有料化を実施。粗大ごみ 1 点につき、直接持ち込み：430 円・戸別収集：860 円
	買い物袋の持参推進運動	市内にある推進運動加盟店にてレジ袋を辞退するとスタンプを 1 つ捺印し、一定数のスタンプが集まると市指定ごみ袋又はオリジナル買い物袋と交換している。
君 津 市	生ごみ処理容器等購入費助成制度	家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化を促進するため、生ごみ処理容器等の購入費の一部を補助している。
	指定ごみ袋制度 剪定木等処分委託	可燃・不燃ごみについては、指定ごみ袋を購入する。 小袋 20 円/枚、中袋 30 円/枚、大袋 40 円/枚 ※1 袋 10 枚入りで販売している。 剪定木の処理手数料 50 kg 以下の場合は 10 kg あたり 80 円 50 kg を超える場合は 10 kg あたり 170 円

市町村名	名 称	内 容
君 津 市	生ごみ肥料化容器購入設置助成金	生ごみ肥料化容器を購入し、設置する方に助成金を交付。購入金額の1/2 限度3,000円、1世帯2容器まで。
	家庭用生ごみ処理機購入費助成金	家庭用の生ごみ処理機を購入する方に助成金を交付。購入金額の1/2、限度額20,000円、1世帯5年度につき1基まで。
富 津 市	指定ごみ袋	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチックを指定ごみ袋で回収する。
浦 安 市	事業系少量一般廃棄物指定収集袋導入	少量排出事業者の適正処理と分別・再資源化の促進、燃やせるごみの減量を目的に、H18年1月4日から事業系有料指定袋を導入した。その後、H19年7月2日から資源物の事業系有料指定袋を導入した。(燃やせるごみ・燃やせないごみ450袋220円、22.50袋110円、資源物(びん・缶・ペットボトル用)450袋110円、22.50袋55円、紙類用55円) また、受益者負担の適正化とごみ減量意欲の向上を目的に、クリーンセンターに持ち込む一般廃棄物処理手数料が変更になったことに伴い、事業系少量一般廃棄物指定ごみ袋の価格も変更になった。(燃やせるごみ・燃やせないごみ450袋280円、22.50袋140円、資源物(びん・缶・ペットボトル用)450袋各140円、22.50袋各70円、紙類用70円、差額シール15円、60円) H26年4月1日より、消費増税に伴い一部のごみ袋代を変更(燃やせるごみ・燃やせないごみ450袋290円)。
	買い物袋持参運動	買い物袋を持参して協力店で買い物をすると、1回につき1枚シールがもらえる。シールを20枚集めると、可燃ごみ指定袋(小)5枚と交換できる。
四 街 道 市	エコショップ認定制度	ごみの減量やリサイクル等環境に配慮した取組みを行っている市内小売店をエコショップとして認定する。
	ごみ指定袋制事業	燃やせるごみ、燃やせないごみ共通(40L:16円/枚 30L:13円/枚 20L:11円/枚)
袖 ヶ 浦 市	粗大ごみ有料化事業	戸別収集 1点あたり500円または1,000円、自己搬入 10kgあたり100円
	生ごみ肥料化容器等購入設置助成金事業	生ごみ肥料化容器 購入額の1/2 上限3,000円 機械式生ごみ処理機 購入額の1/2 上限25,000円
八 街 市	指定ごみ袋制度	可燃ごみ(特大・大・小)、カン、ビン、不燃ごみ、ペットボトル、プラスチック製容器包装、金物・小型家電・硬質プラスチック、乾電池
印 西 市	生ごみ処理容器等購入費補助制度	生ごみ処理容器: 購入金額の2/3、上限3,000円の補助 生ごみ処理機: 購入金額の2/3、上限40,000円の補助
	指定ごみ袋制度	可燃、不燃、プラスチック製容器包装の指定袋を導入。
	リサイクル情報広場の設置	不用品情報コーナーの設置。
	ごみの分別出前講座	町内会等各種団体や児童館、小学校等での出前講座の実施。
	ノーレジ袋デーの制定	毎月5日を「ノーレジ袋デー」に制定。
	マイバッグ普及促進協力店制度	市内においてマイバッグの持参を積極的に推進している店舗を広く市民等に推奨し、その活動を支援する。
	廃棄物減量等推進員(クリーンアドバイザー、クリーンパートナー)	町内会からの推薦によるクリーンパートナー(113名)、市の事業等に協力するクリーンアドバイザー(10名)を委嘱。
白 井 市	生ごみ処理容器等購入費助成金事業	生ごみの減量を図るため、生ごみ処理容器等の購入者に対し助成金を交付している。
	指定ごみ袋制度	可燃ごみ(大、中、小)、不燃ごみ(小)、資源ごみ(大)の3種
	粗大ごみ有料化	粗大ごみ1点について、品目により350円~1,750円 H19年4月1日から開始
富 里 市	指定ごみ収集袋	可燃ごみ、可燃ごみ(小)、不燃ごみ、ガラスびん、ペットボトルの5種類。 価格は販売先で決定し、収集料金及び処理手数料は含まない。
	生ごみ堆肥化容器等購入設置助成金	生ごみ堆肥化容器等購入者に対し、助成金を交付する。 生ごみ堆肥化容器: 購入費の1/2(100円未満切り捨て) 上限3,000円 生ごみ堆肥化機器: 購入費の1/2(100円未満切り捨て) 上限25,000円
	エコショップ認定制度	ごみの減量・リサイクル活動を積極的に実施する小売販売店を富里市ごみの減量・リサイクル協力店と認定し、消費者と店舗等との相互協力によるごみの減量・リサイクル運動の促進を図る。
南 房 総 市	ごみ指定袋	可燃ごみ 450:520円/10枚、300:420円/10枚、200:310円/10枚、100:160円/10枚
	レジ袋削減運動(3つの買い物運動)	3つの買い物運動(簡易包装普及・過剰レジ袋お断り・買い物袋持参)として、環境学習会参加者等にエコバックを配布し、広報紙やホームページを活用して、啓発普及を実施している。
匝 瑛 市	指定ごみ袋制度	可燃ごみ袋大・不燃ごみ袋各1枚40円、可燃ごみ袋小・資源ごみ袋大・資源ごみシール各1枚20円、資源ごみ袋小1枚10円
	粗大ごみの戸別収集	粗大ごみは原則として処分場に市民が直接搬入することになっているが、自己搬入の困難な家庭に対して戸別収集を実施している。基本料金2,000円+400円/100kg
	生ごみ処理機等購入に対する補助	家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機の購入者に対し補助金を交付する。
香 取 市	生ごみ処理容器等購入設置補助金交付制度	生ごみ処理容器等の購入設置に対して補助金を交付。 生ごみ処理容器(購入金額の1/2、限度額3,000円) 生ごみ処理機(購入金額の1/2、限度額20,000円)
	指定ごみ袋制度	可燃ごみ袋(大:30円、小:20円) 不燃ごみ袋(大) ビンカン(大、小) ペットボトル(大)
	リサイクル拠点施設の整備	香取市循環型社会形成推進地域計画(H24年10月改訂)に沿って、香取市リサイクル拠点施設を建設。 施設名:佐原清掃事務所、設置場所:香取市大崎1900番地、処理能力:4.7t/日(ストックヤード414㎡) 再資源化物の収集や枝木の破碎(チップ)及び発泡スチロールを減容処理することにより、資源化を推進する。
山 武 市	家庭用生ごみ堆肥化装置設置補助事業	生ごみの減量化を目的とし、生ごみ堆肥化装置の設置者に対し、補助金を交付する。(1/2以内、2万円限度)
い す み 市	指定ごみ袋	可燃ごみ袋 大(450)50円/枚、中(200)30円/枚 資源ごみ・不燃ごみ袋 大(450)20円/枚、中(200)10円/枚
大 網 白 里 市	家庭ごみ処理の有料化事業	H21年10月1日施行 可燃ごみ袋 特大:350円 大:250円 小:150円
	ごみ減量化推進事業	環境負荷の少ない資源循環型社会の構築を目指すため、ごみ問題の現状を広く住民に理解してもらえるように情報を提供し、ごみ減量・資源化の啓発活動を行う。そのため、ホームページの情報充実、3R啓発用パンフレットや市広報誌で周知をしていく。
	粗大ごみの有料戸別収集	粗大ごみについては有料制による戸別収集。
酒 々 井 町	指定ごみ袋	可燃・不燃・ビン・カンの4種指定
	生ごみ減量器具購入設置費補助事業	生ごみ処理機補助 購入金額の1/2 上限20,000円 コンポスト容器 購入金額の1/2 上限3,000円
	粗大ごみ有料化	有料戸別収集(処理券500円、処理袋250円)

市町村名	名称	内容
栄町	栄町生ごみ減量化機器等購入設置助成金交付要綱	生ごみ減量化機器 購入価格の2/3 上限30,000円 1世帯1基 生ごみ処理容器 (EM容器) 購入価格の2/3 上限2,000円 1世帯2基
	資源回収運動奨励金交付要綱	再生可能な有価物の資源化を積極的に推進するとともに、ゴミの減量化を図るため活動団体(自治会・子供会等)資源回収運動奨励金を交付し、町民の環境浄化や廃棄物の資源化等に対する意識の高揚を図ることを目的とする。種類:紙・繊維類、金属類、ガラス・陶器類
	廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	手数料・燃やすごみ袋 大47円 中26円 小16円、資源物袋 大20円 中15円 小10円、資源物シール 20円、燃やさない・有害ごみ袋 中31円 小16円、粗大ごみシール 110円
神崎町	指定ごみ袋	可燃、不燃、ビン・カン、ペットボトルの4種指定 1袋35円
	生ごみ処理容器等購入設置補助金	生ごみ処理容器等購入した者に対し、その費用の一部を補助 コンポスト補助 1個につき3千円 1世帯2個まで 生ごみ処理機補助 購入価格の1/2で上限25千円 1世帯1基まで EM菌容器補助 1個につき千円 1世帯4個まで
多古町	生ごみ処理機設置事業	家庭用の生ごみ処理機の購入に際して、購入価格の1/2(最高25,000円)を補助する。
	指定ごみ袋有料化	可燃ごみ袋 大(30L)40円/枚、小(15L)20円/枚 不燃ごみ袋(40L)40円/枚 資源ごみ袋 大(40L)20円/枚、小(20L)10円/枚 資源ごみシール 20円/枚
東庄町	生ごみ減量化促進事業	家庭用生ごみ処理機及びコンポストを購入し、設置する者に対し、購入額の1/2(3万円を限度)として、補助金を交付。
	指定ごみ袋制度	可燃ごみ(指定袋有 有料):大40L30円/枚、小25L20円/枚 不燃ごみ・資源ごみ(指定袋有 無料):市場価格 紙類・衣類(指定袋無 無料)
九十九里町	環境浄化推進事業	コンポスト及び家庭用生ゴミ処理機の購入者に対し、購入額の1/2(限度額:コンポスト3,000円、生ゴミ処理機10,000円)
	指定ゴミ袋制度	燃えるゴミ専用袋、空き缶専用袋、不燃物専用袋の指定
芝山町	ごみ処理手数料	一般家庭から出るごみの収集に手数料を徴収する。可燃ごみ大1枚40円、小1枚30円、不燃・資源・有害1枚20円、粗大ごみステッカー1品200円
	生ごみたい肥化容器等購入設置助成金	生ごみたい肥化容器等を購入した者に対し助成金を交付。 生ごみたい肥化容器(コンポスト・密閉容器)購入費の1/2(100円未満切捨て)5,000円限度。 生ごみたい肥化機器(電気式生ごみ処理機)購入費の1/2(100円未満切捨て)20,000円限度。
横芝光町	ごみの有料化	光地域は、可燃(大)40円/枚、(小)20円/枚、不燃ごみ40円/枚、資源(大袋)20円/枚、資源(小袋)10円/枚、資源(シール)20円/枚。 横芝地域は、可燃(大)40円/枚、(小)30円/枚、不燃ごみ20円/枚、資源ごみ20円/枚、有害ごみ20円/枚、粗大ステッカー200円/枚(粗大処理料は1品200円)。
	粗大ごみ特別収集	光地域では、処分場へ自己搬入が困難な家庭に対して個別収集を行っている。基本料金2,000円+従量料金(100kgごと)400円。家電リサイクル対象商品は別途処理料金を加算。
	資源再生利用奨励金	H18年3月27日制定。ごみの減量化を図るため、再生可能な有価物を回収した子供会やPTA等の団体に対し、資源再生利用奨励金を交付する。回収対象物品は、紙類・繊維類・アルミ類(3円/kg)、廃食用油(20円/l)
一宮町	一宮町生ごみ肥料化容器購入設置費補助事業	生ごみ肥料化容器を購入し設置した者に対し、予算の範囲内においてその費用の一部を補助することにより、生ごみの減量化及び再資源化を図ることを目的とする。
長生村	生ごみ処理機購入費補助金	生ごみ処理機を購入した者に対して購入額(消費税及び地方消費税を除く)の1/2の補助金を交付。上限3万円(H14年3月22日制定)
白子町	生ごみ処理容器等購入費補助金	一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理容器等を購入し設置した者に対し補助金を交付。(コンポスター:購入額の1/2、限度額3,000円、1世帯2年度につき2基以内・生ごみ処理機:購入額の1/2、限度額20,000円、1世帯5年度につき1基)
長柄町	生ごみ処理容器設置補助金	コンポスト1基2,350円の補助金 1家庭2基以内補助金の交付を受け設置後、5年以上経過した者
長南町	ごみ減量化対策施設設置整備補助	コンポスト 購入価格×1/2で2,500円上限(2基まで) EMポリバケツ 購入価格(2個セット)×1/2で2,000円上限(2セットまで) 電気式生ごみ処理機 購入価格×1/2で15,000円上限
大多喜町	指定ゴミ袋	収集可燃ゴミ 有料 袋 大50円 小30円 (町指定ごみ袋の容量を(大)は36Lから45Lに変更、色は白半透明から黄色半透明に変更。)
	生ごみ処理容器等購入事業	一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理容器等を購入し設置した者に対し補助金を交付。家庭用生ごみ処理機の購入者に対し1世帯あたり1台まで補助(上限額25,000円/基)、生ごみ処理容器(コンポスト)の購入者に対し1世帯あたり2台まで補助(上限額2,500円/基)。
御宿町	ごみ減量化対策事業	生ごみの肥料化、減量化に係る容器購入補助金交付事業 コンポスト:購入額の1/2以内、限度額3,000円とし1世帯2個まで 生ごみ処理機:購入額の1/2以内、限度額30,000円 指定袋有(H24.10/1~) 燃やせるごみ専用袋 450:50円/1枚 200:30円/1枚(購入金額の中に一部手数料を添加している) 資源ごみ・不燃ごみ専用袋 450:15円/1枚 200:7円/1枚(処理手数料の添加なし)
鋸南町	指定ゴミ袋	可燃ゴミ1枚あたり200:30円、450:50円
	雑がみ分別収集	家庭から排出される古紙のうち、新聞、雑誌、段ボール、飲料用紙パックのいずれの区分にも入らない、紙箱、紙袋等の紙を分別し、資源ごみとして出してもらおう。

ス 環境学習関連事業

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	千葉市環境保全・創造の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針	H17年3月策定 市民、事業者、学校、地域、民間団体、市などの各主体が、環境保全・創造の意欲の増進、環境教育及び環境保全活動を進めていく上での方向性を示すとともに、それを推進するために市が進める施策の方向性を明らかにする。
	環境学習モデル校指定事業	学校における環境学習の推進を図るため、市内の小学校6校及び中学校6校(各区1校)を環境学習モデル校として指定し、その活動を支援することで学校における環境学習の活性化を図った。
	ちばし環境フェスティバル	市民に環境保全に対する意識を高めていただくため、「環境月間」・「環境の日」にあわせ、千葉市地球温暖化対策地域協議会と共同で講演会等の普及啓発活動を実施した。
	環境教育教材等作成事業	小学校(4~6年生)を対象とした「ちばキッズエコエコ大作戦」(9,700部)及び中学生を対象とした「環境学習ハンドブック」(9,000部)を作成し、配布した。(配布対象:公立の小学4年生及び中学1年生全員)
	ごみ分別スクール	ごみ減量の意識向上や実践行動の普及のため、小学校4年生を対象に、3R等についての参加体験型環境学習を実施した。 ＜H28年度実績＞ 実施校113校 参加者数8,408人
	ごみ出しチェック隊「ヘラソーズ」	ごみ分別スクールを受講した児童が、スクール受講後も引き続きごみの減量・リサイクルに対して関心を持ち続けられるよう、各家庭でごみの分別やリサイクルに繋がる行動を一週間繰り返し、チェックシートを付ける取組を実施した。H28年度は中央区、美浜区内の小中学生を対象に実施。 ＜H28年度実績＞ 実施校25校 参加者数1,867人
	「へらそうくんルーム」	幼少期から3Rの考え方に慣れ親しむため、保育所(園)、幼稚園に通う未就学児を対象に、3R教育図書の紙芝居の読み聞かせや、ごみ分別ゲーム等を行った。 ＜H28年度実績＞ 実施場所12か所 参加者数468人
	中学生古紙分別収集隊	古紙分別の重要性についての理解を促すため、中学校の生徒会等を対象に、校内の古紙を収集する体験をし、分別による資源化量やごみ減量効果等を検証した。 ＜H28年度実績＞ 実施校7校 総回収量440.9kg
	ごみ減量広報紙「GO!GO!へらそうくん」	廃棄物に関する市の施策等に関する情報を広く周知するため、市民向けの情報誌を発行した。 ＜H28年度実績＞ 発行回数1回 発行部数325,000部
	事業所ごみ通信「リサイクルンちば」	事業系ごみの適正処理・減量及び再資源化の実践を促すため、事業者向けの情報誌を発行した。 ＜H28年度＞ 発行回数2回 発行部数14,400部/回
	今すぐ実践!ごみ減量講習会	廃棄物行政に関する興味・関心を高めるため、町内自治会等の地域団体等を対象に、ごみの分別や減量方法等について講習会を開催した。 ＜H28年度実績＞ 実施回数44回
	生ごみ資源化アドバイザー養成講座	生ごみの減量・資源化に関する知識を地域に市民に広く周知するため、生ごみに関する専門知識を有し、地域団体等に助言を行う役割を担う「生ごみ資源化アドバイザー」を養成する講座を開催した。 ＜H28年度実績＞ 受講者数13人
	エコレシピ料理講習会	可燃ごみの多くを占める生ごみを減らすため、高校生やその指導者を対象に、生ごみとして捨てられてしまう野菜の皮などを無駄なく活用する調理法等を学ぶ講習会を開催した。 ＜H28年度実績＞ 高校生向け2校 参加者数77人 /指導者向け1回 参加者数16人
食品ロス削減啓発	食品ロスを削減するため、飲食イベントと連携し、「来店者へ食べきりの呼びかけ・声かけ」や、ホテル等と連携し、「宴会4箇条」の周知、小・中学校と連携し、校内放送や給食だより等を活用した啓発を実施した。	
銚子市	市民ふれあい講座「ごみの出し方・分け方・リサイクルについて」	市民・学校からの要望により、生活環境課から講師(職員)を派遣し出前講座を実施。
市 川 市	いちかわ子ども環境クラブ	地域で環境学習や実践的な活動を行っている子どもとその保護者が、グループとして加入しており、市ではその活動を支援するため、環境情報や環境学習の場を提供している。 ＜H28年度末実績＞登録団体数23団体 登録者数314人
	自然環境講座	子どもから大人まで幅広い世代が市川市内の自然環境へ関心を持つきっかけを提供し、自然環境保全の担い手となる市民を養成することを目的として開催している。 市内の自然環境を訪れ、講師から参加者へ生きものや自然の特徴について解説する。 ＜H28年度実績＞開催回数10回 参加者数延べ187人
	大学との包括協定に基づく講座の開催	千葉商科大学との包括協定に基づき、環境問題に興味・関心がある市民が学ぶ場を提供している。 ＜H28年度実績＞受講市民人数延べ165名
	学校等での環境学習の推進	市内の学校に対して、各教科や総合的な学習の時間等で、環境学習に取り組んでもらうために、自然環境、ごみとリサイクル、地球温暖化等に関する授業の支援や本自作成の冊子類の配布等を行っている。 ＜H28年度実績＞学校における環境学習の開催数79回
	事業者に対する環境学習	環境問題への取り組みを推進し、企業と行政で情報の共有を図るため、毎年環境情報交流会等を開催している。 ＜H28年度実績＞参加人数10名
リサイクル施設見学ツアー	分別や減量など、ごみに関する意識を高めてもらうため、リサイクル施設(ごみ処理施設)の見学ツアーを実施した。 ＜H28年度実績＞親子対象 実施回数1回 参加人数22人 市民対象 実施回数1回 参加人数30人	
船 橋 市	夏休みセミのぬげがら調査	夏の代表的な昆虫であるセミのぬげがらを調べることにより、身近な自然への関心を深める目的で実施している。講師と共に、ぬげがらを収集・分類し、標本を作成する。(H28年度)全3回109名
	ふなばし環境フェア	市民・企業・行政が一体となって環境意識向上を図るため、日頃の活動のパネル展示や体験実演等を行うほか、市本庁舎内で環境パネル展を実施。(H28年度)約5,100人
	三番瀬の生き物さがし	貴重な干潟である三番瀬に住む生き物に触れることにより、干潟の自然浄化能力や生態系について学び、身近な自然への関心を深め、もって自然環境保全思想の醸成を図る。(H28年度)29名
	環境新聞「エコふなばし」の配布	地域から世界規模での環境問題を取り上げ、市民等の環境保全活動の促進を目的に、年1回各戸配布する。

市町村名	名 称	内 容
船 橋 市	自然散策会	H27年4月にリニューアルした自然散策マップを基に、市内の豊かな自然を講師による生物等の解説を聞き、楽しみながら歩く。(H28年度)全3回 48名
	ふなばし三番瀬環境学習館	東京湾最奥部に残された貴重な干潟・浅海域という自然を「知る」「考える」「学ぶ」というテーマで体験し、三番瀬に興味や関心を持ってもらうことなどを目的とした環境学習館について、H29年7月のオープンを目指して準備を進めている。
館 山 市	環境美化ポスター募集	市内小学生より募集し、表彰及び市内公共施設、商業施設に展示。(応募点数 113点)
	春のごみゼロ週間	5月～6月に期間を設け、地区町内会、団体が市内清掃を実施した。(町内会等 139団体)
	ごみの分別と出し方のマナーに関する出前講座	町内会や清掃事務所などを対象に、ごみの分別方法について理解を深め、実践していただくことを目的とした出前講座を行った。
	鏡ヶ浦クリーン作戦	市民、企業、団体に呼び掛け、鏡ヶ浦(館山湾)を中心とした海岸清掃を実施した。春と夏、その他海岸の状況により実施した。
木 更 津 市	秋のごみゼロ週間	10月～11月に期間を設け、地区町内会、団体が市内清掃を実施した。
	リサイクルフェア	H28年11月20日にリサイクルフェアを実施。リサイクル促進ポスターコンクール、資源ごみの回収、3Rクイズ・ゲームの実施、堆肥の配布、3R啓発パンフレットの配布。
松 戸 市	環境学習会	ごみの減量化及び適切な分別を図るため、市民からの要望に応じて環境学習会を実施。
	ごみツアー	清掃施設を広く市民に見学してもらい、清掃事業に対する関心と理解を深める。 (H28年度 107名参加)
	環境学習講座	市内の小中学校を対象に環境問題に関する様々な出前講座を実施。 ・H28年度は延べ37回実施し、延べ参加者数は2,899人
茂 原 市	里やまボランティア入門講座	松戸市の緑を守り育む「緑の担い手づくり」を目的として、市民団体ネットワークと中間支援組織、そして行政の3者協働によるプロジェクトです。H15年度より 14回開催しました。(H28年度現在)
	夏休み体験学習	平成28年8月19日、22日実施。手作りのソーラークッカー作り挑戦し、その中で地球温暖化についての学習も行った。参加人数：小学生 38名、スト温長生 2名
成 田 市	環境講演会	講師を招き、環境保全についての講演会を開催する。 H28年度 講師「蓬菜大介氏」テーマ「天気予報の裏側」参加人数：150人
	環境学習会	印旛沼に関する施設見学を行い、沼の水がどんな場所で使われているかなど、沼の実態を市民に知ってもらう。 H28年度(2回開催)参加人数：46人
	リサイクル教室・フリーマーケット	一般廃棄物の減量化、資源化啓発のため、リサイクルプラザにおいてリサイクル教室・フリーマーケット等を開催する。 H28年度フリーマーケット1回開催、参加者：345人。リサイクル教室7回開催、参加者：76人。
佐 倉 市	水辺観察会	市内の水辺環境について、講義及び野外活動を実施。 (H28年度 1回実施 11人参加)
	印旛沼公開講座	(公財)印旛沼環境基金との共催による印旛沼に関する環境学習講座。 (H28年度 6回開催 延べ193人参加)
	生きもの見つけ隊	環境保全活動を市民協働で実施している市内の谷津において、中学生以下を対象とした生きもの観察会を開催。(H28年度 3回開催 延べ52人参加)
	親子で学ぼう印旛沼	(公財)印旛沼環境基金との共催で、家族連れを対象に屋形船を利用した印旛沼観察会を開催し、親子で楽しみながら印旛沼の水質や自然について理解を深めてもらう。 (H28年度 1回開催予定(雨天中止) 68人申し込み)
旭 市	まちづくり出前講座「ごみの減量とリサイクルへ身近なことから始めよう」	市民(10人以上で構成された団体、グループ等)からの要望により、環境課から職員を派遣し出前講座を実施する。
習 志 野 市	環境フェア	市民に環境問題について考えていただく機会を提供することを目的に、地元企業と協働で毎年6月に開催。
	環境教育の実践	市内小学校4年生を対象にクリーンセンター、リサイクルプラザ、谷津干潟自然観察センター等の見学を通して環境教育の実践を行っている。 H28年度 16校参加 参加者数 1,403人
	リサイクル体験教室	ごみの減量及びリサイクル促進のため、リサイクルプラザにおいてリサイクル体験教室を開催。 H28年度 22回開催 参加人数 215人
	谷津干潟の日 (谷津干潟自然観察センター)	国指定鳥獣保護区である谷津干潟がH5年6月10日にラムサール条約登録湿地に認定され、H9年に市民と行政が共に協力して都市と自然との共生を目指した保全を図るため、6月10日を「谷津干潟の日」とし、H11年に習志野市環境基本条例にて規定。 毎年6月に市民によるゴミ・アオサ回収や講演会などのイベントを開催。 H28年度は9,039人が参加。
	観察会(谷津干潟自然観察センター)	初心者を対象とした観察会、子供向けの観察会、体の五感を活用する自然体験観察会などを開催。 H28年度 参加者延べ人数 492人
	講座(谷津干潟自然観察センター)	クモの生態講座、デジタルカメラのネイチャーフォト講座、野鳥の骨格から生態を学ぶ講座など、多様なテーマで多くの人を楽しめる講座を実施。 H28年度 参加者延べ人数 102人
	展示(谷津干潟自然観察センター)	野鳥写真家の写真展、谷津干潟に生息する生きものを題材にした作品展などを開催。
柏 市	柏市リサイクルプラザ市民啓発事業	柏市リサイクルプラザにおいて、ごみの減量・リサイクルに関する各種講座や教室などの啓発事業を委託により実施。
	手賀沼流域フォーラム	「流域思考の小網代保全」をテーマに講演会を実施。
	手賀沼船上探鳥会	手賀沼に生息、飛来する野鳥の観察をとおして、自然環境の保全への意識高揚を図る。NPO法人かしわ環境ステーションへの委託により実施。
	市内循環写真展	「柏の生き物こんなにいろいろ」をテーマに、市内3箇所写真展を開催。
	手賀沼船上見学	手賀沼や流域河川の浄化のため、市内小学生を対象に手賀沼船上見学を実施。
	かしわ環境フェスタ2016	「遊んで学ぼう！エコのこと」をテーマに、体験型ブース、エコカー展示、ステージイベント、エコスタンブラリー等、子供から大人まで楽しみながら学ぶことができる環境イベントを開催。
勝 浦 市	環境学習会	「勝浦の自然と生物の魅力～生物多様性の保全と課題について～」をテーマに講演会を実施。 参加人数：12人。 予算：30千円

市町村名	名 称	内 容
市 原 市	市原市環境学習基本方針	H20年2月策定。環境学習の推進に向けて「環境を自らの課題としてとらえ、その解決に向けて行動できる人づくり」を目指す。
	いちほら環境フェスタ	各種団体による環境保全活動、ごみ減量化、リサイクル等の展示・実演、フリーマーケット等を行う。来場者3,500人、予算1,818千円
	自然観察会	いちほら自然教室(12)、巨木めぐり(27)、昆虫教室(36)、水辺の観察会(14)、野鳥観察会(22)、予算93千円 ※()内は参加人数
	環境保全推進絵手紙展	環境をテーマにした絵手紙を市内在住、在勤、在学者から募集し、入賞者を表彰する。 H28年度応募総数2,415通、予算205千円
	市原市こども環境フォーラム	H29年2月7日開催。小学校1校参加。予算173千円
	エコラボいちほら	体験型の環境学習。H28年度は廃油を利用してキャンドルを製作(全2回、参加者30人)。予算0円
流 山 市	市民環境講座	市民環境講座：4回実施。参加人数379人。 市民出前講座：3回実施。参加人数168人。
八 千 代 市	子ども環境教室	小学校3～6年生を対象に自然の仕組みや尊さを学ぶため、実際の体験を含めた学習を行った。 参加者45名(H28年7月27日実施)
	作品展～八千代の自然環境 グリーンカーテン～	八千代市の自然風景や生き物、谷津・里山やはたるの里、グリーンカーテンなどをテーマにした写真や絵画などを展示した。 (H28年11月23日～12月2日実施) 来場者1,401名
	里山楽校	H23年度から開催。受講者15名。市内の里山において、チェーンソーの安全講習や竹林整備に必要な技術や知識などを学んだ。
	里山シンポジウム in やちよ	里山保全に関する講演会を開催し、保全活動や生物多様性について学び考えた。 H29.3.11開催。参加人数65名。
	ごみ減量学習会(小学校・自治会)	市内小学校において18回及び自治会等において4回、ごみ減量や適正分別に関する学習会を開催した。 (参加人数計1,845人)
我 孫 子 市	手賀沼船上学習	手賀沼の現状を知るとともに、自然への関心向上のため、おもに市内小学校高学年を対象に実施している。 (H28年度は496人が参加。)
	夏休みの環境学習	夏休み期間中、小学生を対象に様々な環境学習会を実施。 (H28年度は4回実施、参加者82人。)
鴨 川 市	学校花壇コンクール	市内小中学校の児童・生徒が整備した花壇を対象に花壇コンクールを実施。 H28年度は小中学校11校が対象。
	施設見学会	市内小学生のごみ処理施設、し尿処理施設の見学会。
鎌 ヶ 谷 市	環境講座等	環境保全啓発事業として、自然観察会、工作教室、展示会等を実施。 H28年度は12回(内、こども環境講座は5回)実施。 延べ参加人数260人。
	第8回かまがや環境フェア	市民・事業者・市が協働で生活環境・自然環境・地球環境理解を深め、行動することを目的に、ワークショップ、かまがやみどりのカーテンコレクション、かまがや小中学校みどりのカーテン総選挙、環境保全団体等によるパネル展示を実施。来場者は約1000人。
君 津 市	エコスクール認定事業	H18年4月から実施 市内の小中学校で君津市環境マネジメントシステムに準じた取り組みとして、環境方針を定め、行動内容・役割分担などを計画することで、PDCAサイクルを構築し、学校の自主的な環境配慮の取り組みを奨励する。
富 津 市	エコスクール	環境についての学習会
浦 安 市	環境フェア	市民に環境問題を身近なものに感じていただくための啓発を目的とし、一人ひとりが自発的に環境保全活動に取り組む機会となるよう啓発を行う。 <H28年度実績> 来場者数 6,934人
	環境ポスター展	市内小・中学生を対象に、環境全般に関するポスターの募集及び展示をする。 <H28年度実績> 出展数 387点
	環境学習講座等	市民の環境問題などについての意識を高め、自ら進んで環境に配慮した行動を学んでいくため、「こども環境学習体験講座」や「森林と親しむ講座」等を行う。
	環境学習基本方針	H22年3月策定。家庭や地域、市民活動団体、学校、事業者、行政の連携と協働のもとで、環境学習に対する意識を高め、環境に配慮した行動の推進を図るための考え方や方向性を示すことを目的とする。
袖 ヶ 浦 市	環境学習講座	年4回実施 参加者合計：117人
	自然散策会	春の自然散策会：6月4日、秋の自然散策会：12月3日 参加者合計：52人 主催：第29回市民会館まつり実行委員会
	環境啓発活動	開催日：H28年11月5日(土) 開催場所：第29回市民会館まつり 入場者数：7,752人 実施内容：緑のカーテンコンテストの結果、環境学習講座等の案内、環境啓発物品の配布、資源回収など
印 西 市	いんざい自然探訪	市内の自然環境とそこに生息する生物の実態を知ってもらい、市民の環境保全に対する意識の高揚を図る。 H28年度：4回開催、参加人数109名
	環境フェスタ	環境月間に合わせイベントを開催し、環境団体や企業がブースを設け、ごみ減量や環境保全に関する啓発を行う。15団体参加。
白 井 市	第15回環境フォーラム	H29年2月20日～2月28日開催、「自らの手で守ろうふるさと白井の自然と環境」をテーマに展示を行った。
	ごみ処理・リサイクル施設見学会	ごみ処理施設及びリサイクル中間処理施設の見学会を開催することにより、ごみ減量化・資源化に対する市民意識の高揚を図る。
富 里 市	環境美化ポスター展	小学校5年生を対象にポイ捨て防止に関するポスターの募集と展示を行う。
	夏休みちびっ子リサイクルセミナー	小学校4～6年生を対象に環境学習を通じてリサイクルの知識の習得を図る。
南 房 総 市	市民環境学習会	一般市民や事業者を対象に、身近な環境問題について市民が参加しやすい休日を利用し、学習会を実施。 (H28年度 H29.2.4開催 参加者34人)
	学校環境学習会	小・中学校に千葉県環境学習アドバイザー等の講師を派遣し、環境学習を行っている。 (H28年度 4校 264人)
	環境ポスターコンテスト	市内小学4～6年生を対象に環境ポスターを募集し、コンテストを実施。入賞作品を公共施設に展示し、市民等に啓発・推進を行う。入賞作品は、市が作成するエコライフカレンダーに掲載する。 (H28年度 応募数 640点)

市町村名	名称	内容
南房総市	環境標語コンテスト	中学生以上の市民等を対象に環境標語を募集し、コンテストを実施。入賞作品を公共施設に展示し、市民等に推進・啓発を行う。入賞作品は市が作成するエコライフカレンダーに掲載する。 (H28年度 応募数 613点)
香取市	香取市環境フォーラム 2016	H28年6月19日(日) テーマ: 身近ないろいろな環境をたくさん考えよう 内容: 基調講演: 里山から考える環境と福祉の接点 事例発表: 市民、団体・「栗山川サケ放流」、「利根川近辺の環境美化活動」、「個々ができる環境美化活動」、「地区一斉ごみ拾い活動」 同時開催イベント: 環境川柳、環境パネル展、環境活動団体活動報告、環境学習紹介 参加人数: 130人 予算額: 40千円
	自然観察会	H28年5月29日(日)・10月29日(土) 参加人数: 67人 予算額: 25千円
	ホテル観察会	H28年7月7日(木) 市内生息箇所にて地元小学生とその保護者を対象とした観察会を実施 参加人数: 50人 予算額: 12千円
栄町	ごみの分別講習会	住民の方に家庭ごみを適正に分別して頂くために町内会・自治会・イベント等に出向きごみの分別講習会を実施。町内会等 7箇所 約350人、イベント 2箇所 約500人
多古町	家庭教育学級内での環境学習	年1回、こども園の園児を対象に環境学習を実施。クイズやストップザ温暖化体操を行い環境について学ぶ。
	イベントにおける中学生のごみ分別活動	あじさい祭において、中学生によるゴミ分別隊を組織し、分別方法を学びながら、会場内のゴミの収集を行う。

セ 環境保全活動への助成

市町村名	名称	内容
千葉市	地域環境保全自主活動事業補助	市内で環境保全活動を自主的に実施している団体に対し、予算の範囲内で、対象経費からそれに対する参加費等を控除した額の1/2(上限10万円)を補助する。
	低公害車導入補助事業	H4年4月1日から実施。ごみ収集事業者、貨物・旅客運送事業者などを対象に、天然ガス・ハイブリッドのトラック・バスなどの低公害車の導入費用の一部を補助する。
銚子市	環境保全活動費補助	市民等で構成する団体が行う環境保全活動に要する経費の一部を補助する。(H20年3月3日制定)
	地域環境保全活動支援	産業廃棄物の不法投棄防止活動を実施している自主警備団に対し支援を行う。(H12年10月制定)
市川市	環境活動団体支援事業	市川市内の環境活動団体の自発的な環境活動を推進するため、登録団体に対し、教材の貸出、環境情報の提供等の支援を行っている。 <H28年度末> 登録団体数 35団体
	雨水貯留浸透施設設置助成事業	地下水涵養、水資源の有効利用のため、雨水小型貯留施設(雨桶取付型、浄化槽転用型)、雨水浸透施設(浸透樹、トレンチ)を設置する市民に助成を行っている。 <H28年度実績> 助成件数 貯留施設 14件 浸透施設 0件
	合併処理浄化槽設置整備事業	生活環境の保全と公衆衛生の向上のため、高度処理型合併処理浄化槽を設置するものに対し補助を行うもので、一基あたりの補助金額は756千円を限度としている。 <H28年度実績> 補助設置基数 5基
船橋市	雨水浸透ます等設置事業補助金	雨水の流出抑制と健全な水循環の再生を図るため、船橋市内の住宅等の敷地に雨水貯留浸透施設等の設置又は工事を行うものに対し、雨水浸透ます等設置事業補助金を交付するものである。昭和63年4月1日制定。
館山市	自然環境保全活動団体支援事業	市内において、環境保全活動(環境保全、動植物の保護・観察・研究等)を行っている団体に対し補助金を交付。
木更津市	木更津市盤洲干潟保全事業	市民が盤洲干潟の自然とふれあえるよう、またその保全意識を高めることができるよう自然環境保護団体の活動に対し補助金を交付する。
松戸市	松戸市地区環境美化組織連合会事業補助金	地域の環境美化活動を自主的に行うことを目的とした町会・自治会が集まって構成する松戸市地区環境美化組織連合会に対し補助金を交付し、組織の運営及び活動内容の充実を図る。補助金額320千円 (H28年度58町会 31,811世帯)
	水質浄化活動団体等に対する助成金	市内河川の水質浄化活動(周辺美化も含む)を支援するため、その活動に要する経費について補助金を交付する。構成員数20名以上(助成金は経費の1/2以内で5万円を限度とする) 補助金額600千円(H28年度12団体)
野田市	野田市環境美化負担金	街の環境浄化を図るため、不法投棄物清掃、下水清掃及び市道等の雑草除去を行ったものに対し、環境美化負担金を交付する。一人あたり250円、使用車両1台につき500円。
茂原市	容器包装廃棄物等回収報償金事業	自治会、子供会、婦人会、老人会、学校及びPTAが行う資源ごみ回収事業に対し、報償金を交付。
成田市	地域環境啓発事業助成金	なりた環境ネットワークの会員が行う環境保全活動、環境学習活動、アダプト制度等への助成・支援として、5万円を限度に学習用具・清掃用具等の提供を行う。
	じんかい集積所等設置費補助金	じんかい集積所等の設置を奨励するため、集積所の新設及び改修、資源物回収所の新設及び改修並びに移動集積カゴの設置に対し区・自治会等に補助金を交付する。
東金市	ごみ集積場設置補助金	ごみ集積場を管理し、又は管理しようとしている住民団体が集積場を設置又は改修した場合に補助金を交付する。補助額: 設置にかかる費用の3分の1の額で、25,000円を限度。
旭市	きれいな旭をつくる会補助事業	きれいな旭をつくる運動を推進するため、環境美化活動を推進する地区への助成を行う。
柏市	柏市市民公益活動補助制度	・柏市民公益活動育成補助金 市内に事務所があり、主として市内で市民公益活動を行う設立5年未満の市民公益活動団体が自主的・自発的な活動を行うための財政的支援の手段として補助金を交付。 活動事業費の9/10の補助割合で上限20万円。 ・柏市民公益活動支援補助金 主として市内で市民公益活動を行う設立3年以上の市民公益活動団体に対し、自身の団体への基金に積み立てられた寄附金額が1千円以上であれば積み立てられた寄附金額を上限に補助。

市町村名	名 称	内 容
勝 浦 市	環境ポスター・標語の表彰	市内小中学校の児童生徒（ポスター・標語）から作品を募集し、優れた作品を表彰、紹介することにより、広く環境保全の意識高揚を図る。
市 原 市	3R推進月間ポスター表彰	3R推進月間（10月）にあわせ、市内小中学校を対象にごみの減量化とリサイクルをテーマにしたポスターを募集し、優秀作品を表彰している。
	清掃事業功労者への感謝状贈呈	清掃事業の推進及び環境美化等へ貢献した者に対し感謝状を贈呈する。
我 孫 子 市	我孫子市雨水貯留タンク設置補助金	市内に所有する家屋等（建築物）の敷地に、150リットル以上の雨水貯留タンク（雨水流出を抑制し、浸水被害の軽減効果施設。）を設置しようとする者に補助。補助額：1基30,000円（2基以上50,000円）を限度。
鴨 川 市	生活環境整備促進事業補助金	地域の環境美化活動を通じ住民の連帯意識の高揚と健康で明るい地域づくりを積極的に実施する団体に補助金を交付する。
	ごみ集積施設整備事業補助金	地域で設置するごみ集積施設に要する費用の一部を補助することにより、環境美化と衛生的な処理の普及を図る。（1施設につき購入費の1/2の額。上限25,000円）
鎌 ヶ 谷 市	ごみの散乱のない快適なまちづくり推進団体への支援	H17年9月30日制定。市の推進団体としての登録を行った市内の道路等の清掃活動等を行っている団体へ清掃用具等を貸与している。
	ごみの散乱のない快適なまちづくり推進団体表彰	H17年9月30日制定。市内の道路等の清掃活動等を行っている団体及び個人に対し、実績（未成年団体は1年、成人団体及び個人は3年）に応じて表彰し、快適なまちづくりを推進する。
富 津 市	環境美化事業補助金	環境美化活動を積極的に実施する市内の団体に補助金を交付する。
浦 安 市	三番瀬を保全する市民の活動への支援	市民団体が主催する三番瀬クリーンアップ大作戦やミニクリーンアップに対して支援を行う。
四 街 道 市	環境美化表彰	市内において環境美化活動を行い、その推進に顕著な功績のあった者を表彰することにより、その功績をたたえ環境美化意識の高揚を図る。被表彰者：個人・団体10名以内
	小規模雨水利用設備設置補助事業	雨水の有効利用を推進するため、自らが居住する住宅に小規模雨水利用設備を購入し、設置した市民に対し補助金を交付する。
富 里 市	不用品集積所設置補助金	不用品集積所の設置に要する費用の一部を補助することにより、生活環境の保全を図り、市民生活の向上を図る。費用の1/3の額 上限18,000円/1カ所
南 房 総 市	ごみ集積場整備事業補助金	家庭から排出される一般ごみを円滑かつ衛生的に収集することにより環境美化及び衛生的な処理の普及を積極的に推進するため、ごみ集積場を整備する市内の行政区に対し、補助金を交付。1施設につき事業に要する経費の1/2以内とし、25,000円を限度。
	環境美化活動推進事業の補助	H22年7月制定。市の環境保全のため、市内の行政区又は地区で行う環境美化、景観美化、衛生環境美化に関する活動に対し、予算の範囲内で交付金を交付する。区域の世帯数に200円を乗じ、行政区に対しては上限50,000円、地区に対しては上限500,000円とする。
香 取 市	香取市環境保全活動ネットワーク事業補助金	市内で活動する環境保全団体の連携を促進し環境保全活動のネットワーク化を図る。 対象団体：かとり市民環境ネットワーク等 補助金額：1/2 最大100,000円
	香取市河川環境保全事業補助金	黒部川地域の豊かな自然環境を保全し、ふるさとの川として次代に継承するため、補助金を交付する。 対象団体：黒部川をふるさとの川にする会 補助金額：1,000,000円
山 武 市	不法投棄防止活動団体支援事業	環境活動に要する経費、パトロール車の維持に要する経費などに対し補助金を交付する。（補助対象経費の1/2以内・環境活動に要する経費 上限50,000円・看板の設置に要する経費 上限100,000円）
栄 町	ごみ集積所設置助成金	地域で設置するごみ集積所の設置、改築又は修繕に要する費用の一部を助成することにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。1集積所の費用の1/2の額 上限4万円
東 庄 町	不法投棄廃棄物処理費補助金	地域の環境衛生を図るため、不燃物置場・リサイクルステーションに不法に投棄された処理経費に対し、補助金を交付する。不燃物置場を設置している区が対象。
	環境衛生改善施設費補助金	地域の環境衛生を図るため、町民が共同で管理する環境衛生改善施設に対し補助金を交付する。
横 芝 光 町	資源ごみ集積所施設整備事業	地域で発生する資源ごみの適正な管理、環境保全を図るため、資源ごみ集積所施設の整備に対して補助金を交付。補助金額は、整備に係る資材費の全額。（上限、新築30万円・増設20万円）
一 宮 町	一宮町海岸環境保護活動補助事業	大塚実海と緑の基金条例第1条の趣旨に賛同し、海岸等の環境保護活動を開始しようとする団体又は既に開始している団体に補助金を交付する。
白 子 町	環境美化活動推進事業助成金	町内の環境美化及び水質保全活動を実施している団体に対し助成金を交付。
長 柄 町	不燃物等収集ステーション整備事業補助金	S51年1月11日告示 町民の生活環境の向上を図るとともに、町の自然環境保全の推進を図る。 施設の設置に要する経費の2/3以内で予算の範囲内
長 南 町	不法投棄の情報提供に関する協定	郵便局と不法投棄等に関する協定を締結し、不法投棄の監視体制の強化を図る。
御 宿 町	環境保全推進事業	団体が実施する再資源化に係る有価物回収事業に対し、補助金を交付する。（営利を目的とするものを除く。） 有価物回収重量3円/kg
鋸 南 町	鋸南町ごみ集積場整備事業補助金	家庭から排出される一般ごみを円滑かつ衛生的に収集することにより、環境美化及び衛生的な処理の普及を積極的に推進するため、ごみ集積場を整備する行政区に対し、補助金を交付する。1施設につき事業に要する経費の1/2以内とし、25,000円を限度。

ソ 環境白書作成状況

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	千葉市環境白書	千葉市環境基本条例に基づき、市民に環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにするため、年に1回毎年作成。
市 川 市	市川市環境白書	市川市環境基本条例に基づき、毎年度、環境の現況、環境の保全及び創造に関する施策の進捗状況、環境施策の動向等を公表。
船 橋 市	環境白書（船橋市の環境）	毎年作成
松 戸 市	環境の現状と対策	
成 田 市	成田市の環境（環境白書）	
佐 倉 市	佐倉市環境白書	

市町村名	名 称	内 容
習 志 野 市	データで見る習志野市の環境 習志野市環境白書	毎年作成
柏 市	柏市環境白書	柏市の環境（水質、大気）の状況や、環境政策に係る取組の実績をまとめ、市民・事業者へ毎年公表するもの。
勝 浦 市	勝浦市環境白書	毎年作成
市 原 市	いちはらの環境	S47年12月、市原市初めての環境白書が発行された。毎年、環境の状況や環境保全に関する施策の実施状況を取りまとめた「いちはらの環境（環境白書）」を発行している。
流 山 市	流山市環境白書	流山市環境基本条例第7条に基づき、毎年度環境保全施策の実施状況を公表。
八 千 代 市	八千代市の環境	H28年版をH29年3月発行
我 孫 子 市	環境年報	毎年作成
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市環境の概況	環境行政の推進や現状と対策等をまとめた編集冊子。H28年度版をH29年3月発行。
君 津 市	きみつの環境	前年度における環境の現状と対策、新たな環境施策の取組などをまとめている。
富 津 市	富津市の環境	前年度の市内の環境の現況を記載し、毎年度発行している。
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦の環境	毎年作成
八 街 市	八街市環境白書	八街市環境行政に係わる、統計等を記載
印 西 市	印西市環境白書	毎年作成
白 井 市	白井市環境白書	
富 里 市	とみさとの環境（環境基本計画年次報告書）	富里市環境基本計画に沿った、市の現状と個別目標に対する進捗状況。
香 取 市	香取市環境基本計画年次報告書 香取市環境対策実施報告書 香取市地球温暖化対策実行計画年次報告書	香取市環境基本計画・香取市地球温暖化対策実行計画に沿った、事業報告並びに各種測定結果

タ その他の取組

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染対策事業	H11年2月、環境基準項目になったことを契機に、市内の汚染実態を調査した結果、広範囲で汚染が確認されたことから、緊急対策として、浄水器設置補助及び上水道配水管布設補助等を行い、安全な飲料水の確保を図る。
銚 子 市	環境監視員の設置 オオキンケイギク・アレチウリ防除実施計画	廃棄物の不法投棄の早期発見、早期対応のため警察官OBを採用し、監視強化を図る。 H26年3月策定。外来生物法の特定外来生物に指定されているオオキンケイギクとアレチウリ防除計画を策定し、オオキンケイギクとアレチウリの駆除を計画的に行い、市内全域からの根絶を目標とした。
市 川 市	グリーン購入の推進	グリーン購入を全庁的に推進するため、購入に関する指針と方針を定め取り組んでいる。H28年度は21分類270品目について取り組んだところ、当該品目の平均調達率は99.8%で、概ね目標を達成した。
	環境マネジメントシステムの取組	環境配慮活動の推進及び環境基本計画に基づく各種事業の推進を図るため、H13年10月から環境マネジメントシステムによる取組を実施している。（14年3月から23年2月はISO14001の認証を登録。対象施設は24年度までは本庁等20施設、25年度から全施設に拡大。）
	屋上等緑化助成事業	都市の緑化を推進するとともに、ヒートアイランド現象の緩和を図るため、建築物の屋上、ベランダ、壁面の緑化に対し助成している。<H27年度>補助件数 2件 緑化面積 146.71㎡
船 橋 市	清掃工場における環境マネジメントシステムの取組	地球環境に与える環境負荷を減らし、環境にやさしい清掃工場を目指すものとして独自の環境マネジメントシステムを構築し、省資源・省エネルギーに向けた取組を実践している。
	施設見学バス	ごみ減量施設見学バス（リサちゃん号）の運行。町会・自治会・PTAなどを対象としている。
	不法投棄対策事業	夜間・休日を含めた不法投棄等の監視、パトロールを行なうとともに関係機関と不法投棄に関する情報提供の覚書を締結し、不法投棄の防止、早期発見を図る。
木 更 津 市	不法投棄監視員	災害の発生及び自然環境の破壊の恐れのある不法投棄の早期発見、早期処理及び未然防止に努め、市民の快適な環境に資するため不法投棄監視員を配置し、環境保全を推進する。
	まちをきれいにする運動	市民・事業所の協力により、ゴミゼロ運動・矢那川清掃・海岸清掃・河川清掃を計画し、市内散乱ごみ清掃を行っている。
	不法投棄監視システム（監視カメラ）	不法投棄監視システム（監視カメラ）による監視体制を強化し、不法投棄の未然防止に努め住み良い環境づくりを図る。
野 田 市	不法投棄パトロール	廃棄物減量等推進員による市内パトロールを実施。
	剪定枝等堆肥化事業	H12年4月1日から廃棄物の発生を抑制し再利用を促進するため、剪定枝等の資源を活用して良質な堆肥を生産し、化学肥料等の減量等による環境保全型農業を推進する事業
	不法投棄監視カメラ	不法投棄監視カメラによる監視体制を強化し、不法投棄を未然に防止する。
茂 原 市	不法投棄監視員の設置	廃棄物等の不法投棄の現状を的確に把握する為、不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等の未然防止と市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。 茂原市不法投棄監視員設置要綱（H2年10月1日施行）
成 田 市	駅前クリーン運動	毎月21日（21日が土・日・祝日の場合はその前日）、商工会議所、各事業所、市職員等により成田駅周辺から市役所までのごみ拾いを実施。（雨天の場合は中止） H28年度7回実施、参加人数：1,467人。
	環境美化運動	毎年5月最終日曜、8月第1日曜、12月第1日曜を基準日として、区・自治会等や市内各団体に清掃活動を呼びかけている。 H28年度参加団体：577団体、参加者：60,171人。
	空港周辺道路美化活動	年2回、空港周辺の道路のごみ拾いを行うとともに、花壇への植栽と維持管理を行う。 H28年度参加者：393人（1回開催）
	緑化推進事業	年2回、自治会等へ花の苗を配布し、緑地等に植栽、管理してもらう。

市町村名	名 称	内 容
佐 倉 市	不当行為防止指導員	警察官OBを不当行為防止指導員として採用し、不法投棄監視や不法投棄行為者への指導、関係機関との連絡調整等を行っている。
	不法投棄監視員	市民委嘱による不法投棄監視員を市内に配置し、不法投棄の未然防止や早期発見を図っている。
東 金 市	あしたの森育成事業	人と共生する自然である雑木林を未来の子供達に残そうという趣旨で、市民・企業と協働して H15 年 3 月に植樹を行った。その後は草刈りや散策の整備などを続けている。
	不法投棄監視員の設置	災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する。 「東金市不法投棄監視員設置要綱」(H6 年 3 月 30 日)
旭 市	不法投棄監視員の設置	市内における廃棄物、土砂等の不法投棄を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する。 「旭市不法投棄監視員設置要綱」H18 年 4 月 1 日制定。
柏 市	かしわ環境ステーションの運営	H17 年 10 月開設。市民、市民団体、事業者、教育・研究機関及び市が協働し、環境学習や環境研究、環境情報の交流をすすめる拠点として運営。
	柏市環境管理システム (KEMS) の運用	H20 年 4 月から市内全施設を適用範囲とした独自の環境管理システム (KEMS: Kashiwa Environmental Management System) を構築し、運用を開始した。主な特徴として、文書管理の簡略化、市民・事業者による外部監査の実施などが挙げられる。
勝 浦 市	不法投棄監視員制度	不法投棄監視員を市内各所に設置することにより、自然環境を破壊する恐れのある不法投棄の早期発見、未然防止に努める。
	一日清掃	市内各地区で年 6 回行なわれる清掃活動を助成。
	不法投棄監視カメラの設置	H25 年度から設置。不法投棄を未然に防止するため、不法投棄多発地点に設置。
	クリーンキャンペーン in 南房総	H11 年度から実施。毎年 7 月、市民、各事業所・団体、市職員で、海岸及び周辺のゴミ拾いや清掃を実施。
市 原 市	不法投棄専任監視員の設置	H8 年度から設置。現在 2 名。廃棄物・残土の不法投棄監視や不法投棄行為者の指導、警察関係機関との連絡調整等を行っている。
	不法投棄監視委員制度	H 元年から開始。市と地域住民が協力して快適な生活環境を保全することを目的とし、不法投棄の未然防止・早期発見に資するため設置。
	不法投棄監視カメラの設置	H12 年度から設置。不法投棄を未然に防止するため、不法投棄多発地点に設置。
	不法投棄等の情報提供に関する協定	市内 5 郵便局、千葉県タクシー協会市原支部、千葉県新聞販売組合市原地区及び市原市町会連合会と不法投棄等の通報に関する協定を締結し、不法投棄の監視体制の強化を図る。
	環境美化推進員の設置	H9 年度から設置。環境美化重点区域である JR3 駅周辺に各 2 名。各区域において、ポイ捨て行為防止の啓発、ポイ捨て状況の調査、美化活動を行っている。
	ベリカン号による JR3 駅及び主要道路のポイ捨てごみの清掃	H8 年度から実施。「ベリカン号 (軽貨物自動車)」により、環境美化重点区域である JR3 駅周辺及び主要道路において、ポイ捨て行為防止を啓発しながら、ポイ捨てごみの清掃を行っている。
	市原市まち美化サポートプログラムの推進	H17 年度から実施。市と市民の協働による環境美化を推進するため、双方で合意書を締結し、市民又は市民を含むボランティア団体は、年 4 回以上のポイ捨てごみ等の清掃活動を継続的に、市は清掃用具の支給又は貸与や集積したごみの回収を行っている。
	ポイ捨て防止キャンペーン	H9 年度から実施。現在は環境美化重点区域である JR3 駅で、年 2 回、職員および環境美化推進員、事業者等が啓発物資を配布してポイ捨て防止を呼びかけている。
流 山 市	エコアクション 21	H21 年 3 月 31 日にエコアクション 21 を認証取得。
	路上喫煙及びポイ捨て防止等キャンペーン	路上喫煙及びポイ捨て及び飼い主による犬のふんの放置などを防止するキャンペーンを実施。延べ 14 日間。 H26 年 4 月から犬フン及び犬尿の放置防止のためにイエローカード事業を行っている。
	まちをきれいにする志隊事業	「流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」に基づき、きれいなまちづくりの推進を図るため、市民ボランティアによる「まちをきれいに志隊」を H24 年 9 月に発足し、清掃活動などにより地域の環境保全に努めている。
八 千 代 市	不法投棄連絡員制度	各地域における廃棄物等の不法投棄等の現状を的確に把握し、災害の発生及び自然環境の破壊を未然に防止するために、不法投棄連絡員制度を設置することにより、市民の快適な生活環境の保全に資する。 八千代市不法投棄連絡員制度設置規定 (H4 年 10 月 1 日制定)
	ポイ捨て防止ポスターの募集・展示	小学校 4 年生から 6 年生を対象に環境美化等に関心を持っていただくため、「ポイ捨て防止ポスター」を募集、市内のショッピングセンター等で展示し、描いてくれた児童のみならず、観覧してくれた市民の皆さんにも環境美化に関心を持っていただく。
我 孫 子 市	我孫子市不法投棄監視員制度設置要綱	廃棄物の不法投棄の現状を的確に把握するため、不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄の未然防止と市民の快適な生活環境の保全に努めることを目的とする。
	路上喫煙防止対策事業	清潔で安全かつ快適な生活環境の確保を目的とするもの。 H17 年 4 月から条例改正を行い、道路などの公共の場所での喫煙を禁止、同年 7 月から警察 OB などからなる環境安全指導員が駅周辺を中心に違反者に対し口頭指導や過料徴収を行っている。
鴨 川 市	不法投棄監視員制度	廃棄物等の不法投棄を未然に防止するため、市内各地区へ監視員を設置する。
	ごみゼロ運動	市内全域にて市民・団体等によるボランティア清掃。
鎌 ヶ 谷 市	ごみゼロ運動	毎年、関東甲信越静の 1 都 10 県で「ごみゼロデー」と定める 5 月 30 日に一番近い日曜日に、自治会などが中心となって、市内全域の道路に散乱する空きビン、空き缶などを清掃する。
君 津 市	不法投棄監視員の設置	市内の各地域における廃棄物の不法投棄及び土砂等による埋立ての現状を的確に把握するため、不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊の恐れのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する。君津市不法投棄監視員設置要綱 H2 年 10 月 1 日制定
	環境監視員の設置	市内における廃棄物の不法投棄や土砂等による埋立ての現状の把握、特定建設作業の届出の確認、野焼きの指導など、市民の快適な生活環境の保全に資する。君津市環境監視員設置要綱 H15 年 4 月 1 日制定
	君津市散乱ごみ一掃クリーン作戦	市内全域にて市民総参加によるごみ一掃クリーン作戦を 5 月に実施。
富 津 市	不法投棄監視員制度	廃棄物の不法投棄等の状況を把握し、不法投棄の未然防止と市民の快適な生活環境を保全する。
	環境監視指導員の設置	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生並びに廃棄物の不法投棄を早期に発見することにより市民の生活環境を保全する。
浦 安 市	あき地の草刈り指導	浦安市あき地に係る雑草等の除去に関する条例。

市町村名	名称	内容
四 街 道 市	不法投棄監視員制度	市内における土砂等の不法投棄等を未然防止・早期発見のため、監視員による監視活動を実施し、快適な生活環境の保全に資する。
袖 ヶ 浦 市	環境美化推進員の設置	散乱ごみの状況調査やポイ捨て防止の啓発活動を行い、地域の環境美化の促進及び美観の保護に資する自主的奉仕活動を推進する。
	不法投棄監視員の設置	地域内における廃棄物等の不法投棄等を市に通報すること。
八 街 市	不法投棄監視員の設置	不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄の未然防止と市民の快適な生活環境の保全に努めることを目的とする。
印 西 市	クリーン印西推進運動	月1回、市内各種団体、市内事業所が散乱ごみの清掃活動を行う。
	不法投棄防止対策事業	市職員及び委託による夜間パトロール、廃棄物減量等推進員による見回り、広報を利用した不法投棄に関する情報提供・不法投棄対策の呼びかけ・意識啓発、不法投棄防止看板の貸与等を実施。
白 井 市	不法投棄等の情報提供に関する協定	郵便局と不法投棄等の情報提供に関する覚書を締結し、不法投棄の監視体制の強化を図る。
	生活環境指導員	市内各地域における廃棄物の排出指導及び不法投棄の現状を把握するために、生活環境指導員を設置。
富 里 市	アダプトプログラム(里親制度)	一定区間の道路を自らの「養子」とみなし、住民や事業者等からなる自発的なボランティア(「里親」)によって、継続的な散乱ごみの収集を行っていたり、制度をH14年4月1日に導入。
	不法投棄監視員	市内の不法投棄等の現状を把握するため、20歳以上の市民の中から不法投棄監視員を委嘱する。H3年から実施。
南 房 総 市	不法投棄監視員制度	不法投棄の現状を把握するため、不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止する。
	海岸清掃	市内各地域で住民・ボランティア等による海岸清掃を実施。
	不法投棄監視カメラの設置	H28年度からの設置。不法投棄を未然に防止するため不法投棄多発地点に設置
匝 瑛 市	不法投棄監視事業	不法投棄の未然防止・早期発見のため、不法投棄監視員による監視活動を行う。 「匝瑛市不法投棄監視員規則」(H18年4月24日)
	空き地の草刈指導	匝瑛市まちをきれいにする条例に基づく、雑草等の繁茂する空き地等の所有者に対する草刈指導通知。
香 取 市	不法投棄監視員の設置	31名の監視員により、不法投棄等の未然防止を図る。 「香取市廃棄物不法投棄等監視員設置要綱」(H18年3月27日)
	ペットボトルキャップ回収運動	市民や市内小中学校、幼稚園の生徒によるペットボトル回収運動の実施を通じ、リサイクル意識の向上と、資源化に係る費用の削減を図る。
山 武 市	環境監視員設置事業	廃棄物の不法投棄を未然に防ぎ、市民の生活環境の保全に資する。
い す み 市	不法投棄監視員制度	災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境を確保する。
大 網 白 里 市	不法投棄監視員制度	不法投棄監視員20名を各地に配置し、巡回活動による不法投棄防止と早期発見に努めている。
酒 々 井 町	不法投棄監視員の設置	廃棄物及び残土の不法投棄等を未然に防止し、もって快適な生活環境の保全に資することを目的とする。
栄 町	空地の繁茂対策事業	あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例に基づき、雑草等が繁茂する空き地の所有者等に対し適正に管理を行うよう指導を行った。
多 古 町	不法投棄監視員の設置	不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、町民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。
東 庄 町	不法投棄監視員設置	不法投棄を未然に防止し、生活環境の保全に資する。
九 十 九 里 町	環境指導員の設置	町内における廃棄物の不法投棄及び野焼きの現状を的確に把握するため、環境指導員を設置することにより、地域環境及び自然環境の破壊のおそれがある不法投棄及び野焼きを未然に防止し、町民の快適な生活環境を保全することを目的とする。 「九十九里町環境指導員設置要綱」、H2年4月1日制定(H27年3月25日全部改正)
芝 山 町	不法投棄監視員制度	不法投棄の現状を把握するため、不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、町民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。
横 芝 光 町	町内一日清掃	行政区ごとに年2回、捨てられた缶・ビン・粗大ごみ等の回収や草刈りを行う。
	空地の雑草等の除去に関する条例	雑草が繁茂し適切な管理がなされていない空地の所有者に対し、適正な管理を指導する。
	不法投棄監視員制度	不法投棄の現状を把握するために不法投棄監視員22名を町内各地区に配置し、巡回活動による不法投棄防止と早期発見に努めている。
一 宮 町	不法投棄監視員制度	不法投棄監視員が各地区のパトロールを実施する。
睦 沢 町	不法投棄監視員制度	不法投棄の監視員16名を各地区に配置して不法投棄の監視パトロールを行い、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止する。
長 生 村	不法投棄監視員制度	不法投棄監視員を設置することにより、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、村民の快適な生活環境の保全に資する。 (H3年11月1日制定)
	環境美化推進員の設置	美しく住みよい環境づくりをめざし、住民の環境意識の高揚を図ることを目的とする。 (H10年3月16日制定)
白 子 町	美しいまちづくり推進事業	白子町シルバー人材センターに委託し、定期的に町内道路等の不法投棄物収集及び清掃作業を実施。
	環境美化推進員の設置	本町の廃棄物の減量及びその適正な処理並びに地域の環境美化の保持のため設置。 (平成27年2月27日)
	不法投棄監視員制度	不法投棄の監視員12名を各地区に配置して不法投棄の監視パトロールを行い、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止する。 (平成2年10月1日)
長 柄 町	不法投棄監視員等設置	町内における廃棄物等の不法投棄による災害の発生および自然環境の破壊を未然に防止するとともに、不法投棄の現状を的確に把握するため、不法投棄監視員を設け環境行政の効果的な推進を図り、もって町民の生活環境の保全に資することを目的とする。
長 南 町	不法投棄監視員制度	不法投棄監視員を各地区に配置して不法投棄の監視パトロールを行っている。
大 多 喜 町	不法投棄監視員制度	不法投棄監視員による巡回パトロールを行い、不法投棄の早期発見及び不法投棄の未然防止を図っている。
御 宿 町	古紙回収	町全戸対象の古紙回収(週1回)、町協力団体による古紙の回収。(月1回)